

田原市総合計画

【原案】

平成 25 年度～平成 34 年度

平成 24 年 10 月

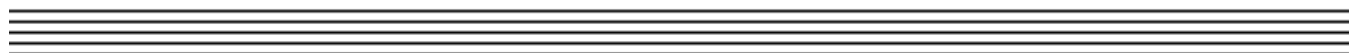
田 原 市

目次

序論	1
第1章 総合計画の策定に当たって	2
(1) 総合計画策定の目的	2
(2) 計画の構成と期間	3
(3) 策定体制と策定の流れ	4
第2章 計画の前提事項	5
(1) 社会潮流	5
(2) 国・中部圏・愛知県・広域圏の動向	7
(3) まちづくりの経緯	10
第3章 田原市の現況および課題	11
(1) 田原市の現況	11
(2) 田原市の課題	19
基本構想	23
第1章 目指す都市の姿	24
(1) まちづくりの理念	24
(2) 将来都市像	24
第2章 将来都市像実現のための方針	25
(1) まちづくりの方針	25
(2) 土地利用の方針	26
第3章 都市経営指針	30
(1) 財政計画	30
(2) 都市基本指標	31

基本計画	35
第1章 基本計画の枠組み	36
(1) 基本計画の構成	36
第2章 重点プロジェクト	37
(1) 重点プロジェクト	37
第3章 施策の大綱	41
(1) 施策の大綱	41
第4章 分野別計画	43
(1) 施策の体系	43
(2) 分野別計画	45
1 市民環境分野	47
2 健康福祉分野	63
3 産業経済分野	83
4 都市整備分野	99
5 教育文化分野	119
6 消防防災分野	135
7 行財政分野	143
第5章 計画推進のために	157
(1) 推進体制の充実	157
(2) 時代に即した田原市民の幸福の追求	158
(3) 効率的な行財政運営の推進	160

序論



第 1 章 総合計画の策定に当たって

(1) 総合計画策定の目的

「第 1 次田原市総合計画」を策定した平成 19 年 3 月以降、人口減少、少子高齢化の急速な進行、リーマンショック※に端を発する世界経済の大幅な落ち込み、政権交代に伴う国の政策の転換、さらには東日本大震災に起因する防災ニーズの高まりなど、我が国を取り巻く社会・経済の動向はめまぐるしく変化しています。

特に、長引く景気の低迷は、本市の行財政運営にも大きな影響を与えることとなりました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降は、家族・友人・地域とのつながりやボランティア活動など「人と人の絆」の重要性が再認識されることとなりました。

このような変化の中で、人々の価値観も、これまでの成長型社会の中で求められてきた経済的な満足度のみでなく、より精神的な部分として「こころの満足度」が重視される方向へと変化してきています。

一方、「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする」ことを目指す、地域主権改革の動きは一層の進展をみせています。長引く景気の低迷により国の財政状況が逼迫する中で、地方には、自らが有する経営資源を最大限有効に活用して、「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。

こうした社会的背景や今後予想される行政課題等に対応するためには、市民と行政が共に知恵を出し合い行動する「参加と協働」による取組を一層推進していく必要があります。

このように、社会の構造や人々の価値観が大きな変革期を迎える中で、市民と行政が一体となって新たな時代のまちづくりを推進していくため、「田原市のまちづくりの指針」として『田原市総合計画』を策定します。

このため、策定に当たっては、特に次の 3 点を重視して計画に盛り込みます。

①市民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画

市民と行政が協働で計画を策定し、市民の意見を計画に反映するとともに、まちづくりの方向性を市民と行政が共有することで、市民の活力が発揮できる計画とします。

②自立した都市を目指すための成長戦略

都市の「強み」と「弱み」を明確化し、本市の個性と資源を最大限有効的に活用することで、将来にわたり本市が自立した地域を目指すための成長戦略を示します。

※ リーマンショック

アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（平成 20 年 9 月 15 日）が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況。

③幸福度（こころの満足度）を高めるための計画

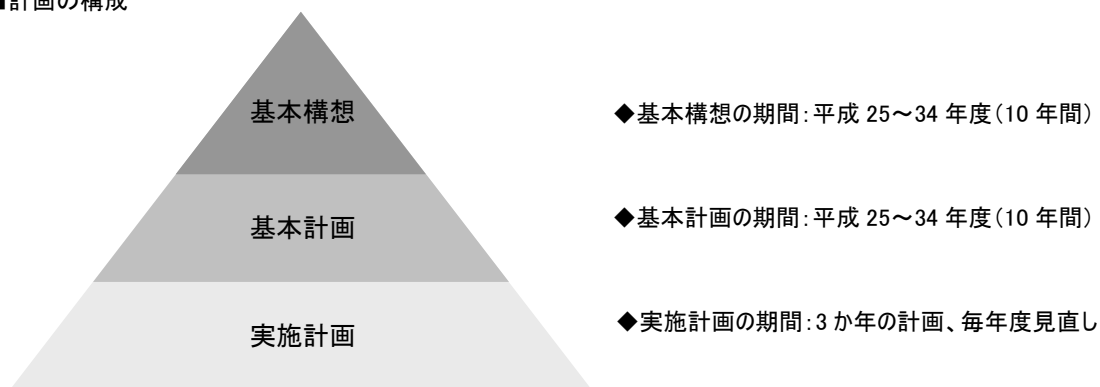
これまでの公共事業に主眼を置いた行財政運営を、より市民生活・市民ニーズを重視した施策へと転換することで、都市の活力、暮らしやすさ、働きやすさ、ホスピタリティ*を向上させ、田原市に暮らすこと、訪れること、働くことで人々の幸福度が高まる取組を拡大します。

(2) 計画の構成と期間

総合計画は「基本構想」「基本計画」および「実施計画」で構成します。

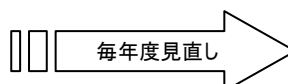
- 基本構想は、平成 34 年度を目標に、本市が目指す都市の姿とその実現のための視点を示します。
- 基本計画は、基本構想に定めた将来像を実現するため、基本構想目標年次までの 10 年間に実施する施策等を示します。
- 実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するために、「向こう 3 か年に実施すべき事業の方針」を、毎年度、ローリング方式で策定します。

■計画の構成



■計画の期間

年度(平成)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
基本構想																
基本計画						★ 改定										
実施計画																

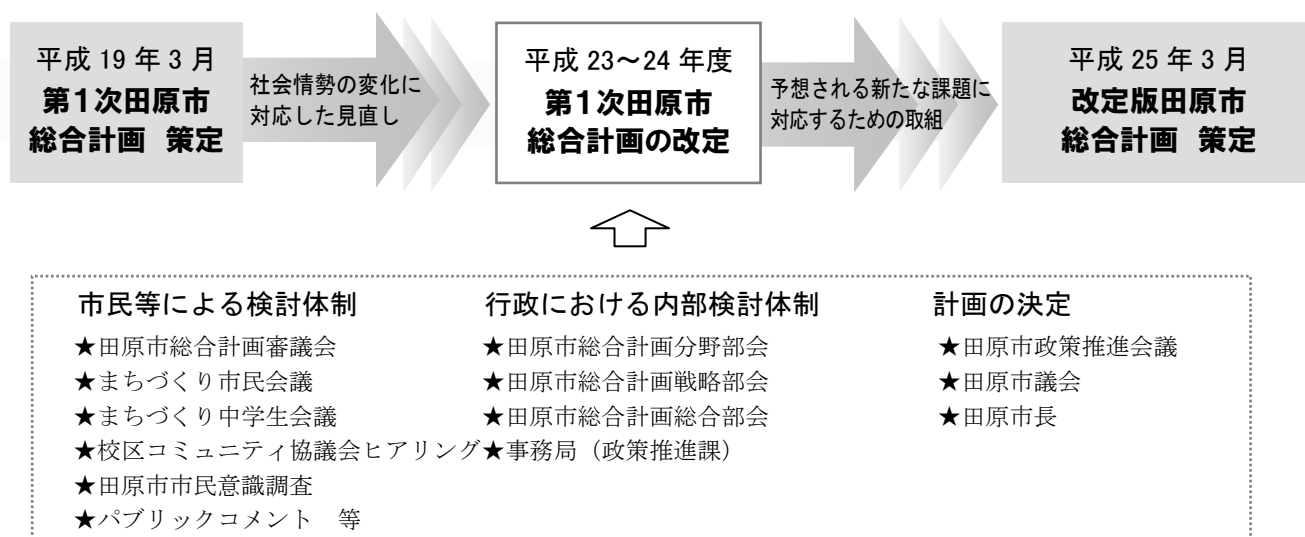


* ホスピタリティ
おもてなしの心。

(3) 策定体制と策定の流れ

総合計画は、下図に示すような流れで、多くの市民参加を得ながら策定しました。

■策定の流れ



第 2 章 計画の前提事項

(1) 社会潮流

① 成熟型社会の到来と経済環境の変化

未婚率や晩婚化の拡大により、昭和 50 年代から合計特殊出生率*が人口置き換え水準*を下回った結果、日本の総人口は、平成 17 年をピークに減少局面へと転じました。現在の状況が継続した場合、今後、総人口は急激に減少することが予測されています。さらに、少子化の進行や団塊世代の高齢化の影響により、平成 32 年（2020 年）頃には高齢化率は約 30% 近くに達すると見込まれています。

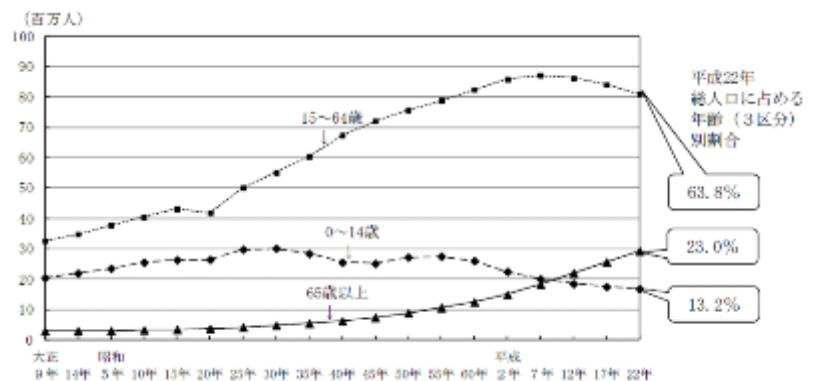
世帯当たりの人員数も減少しており、単身世帯や核家族世帯といった小規模な世帯が増加傾向にあります。特に、今後は高齢者世帯が増加するため、「孤立化」「無縁社会」などの課題に対するセーフティネット*の必要性が高まっています。

人口減少、少子高齢化の進行により、国内では経済規模の縮小や社会保障費の増加、労働力の低下など、様々な問題が生じてくることが予測されており、特に、社会保障制度は、早期に抜本的な見直しを行う必要が生じています。

一方、国内の経済情勢は、長引く円高や欧州経済危機等の影響により、厳しい局面が続き、これらに加え平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、サプライチェーン*の寸断や電力供給の制約などの事態も生じ、日本経済にさらなる追い打ちをかけました。

さらに、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）*への参加協議の動向や、領土問題を巡る東アジア諸国との緊張感の高まりなどもあり、日本経済の見通しは一層不透明なものとなっています。こうした中で、産業のグローバル化や高付加価値化、今後需要が見込まれる新

■ 年齢 3 区分別人口の推移



資料：国勢調査

* 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。

* 人口置き換え水準

増減なく人口が推移するとされる水準。

* セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

* サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。

* 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。

たな産業分野に対する技術力の向上などにより、成熟型社会にも対応した成長戦略の実現が求められています。

また、これまでのような人口増加・経済成長を期待することが困難となる状況においては、GDP※に代表される「量的な成長」のみでなく、教育、技能等の「人的資源」や「絆」といった経済的価値で表せない「質的な成長」を図っていく必要性も高まっています。

② 安心安全・環境に対する意識の高まり

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波の発生によって多くの人命・財産が失われ、我が国の災害対策の在り方に大きな課題を残しました。東海、東南海、南海地震等の震源域が連なる南海トラフの巨大地震の発生が危惧される中で、地震や津波による被害を最小限にするためには、防波堤など防災施設の整備に加え、災害発生時の避難体制の見直しなど地域の実情に応じた減災対策の推進が必要となっています。

また、台風等による風水害に加え、近年では、短時間で局地的な被害をもたらす、いわゆるゲリラ豪雨や竜巻の発生が増加しています。

このほか、悪質運転による交通事故や、高齢者を狙った狡猾な犯罪など、市民の身近な場所での危険の拡大や、いじめ、虐待など、子どもたちを取り巻く環境も大きな課題となっています。

一方、近年、人間の生産・消費活動による資源の採取、温室効果ガスや廃棄物の排出などにより、環境に与える負荷の増大が懸念されています。

このような中、我が国のエネルギー政策の在り方については、福島第一原子力発電所の事故を発端に様々な議論が行われており、安全で自然環境への負荷の少ない社会を目指すため、再生可能エネルギーの利活用等によるエネルギー源の多様化や地球温暖化対策を進めていくことが求められています。

また、重要なライフラインである水資源については、国の事業仕分けにより全国のダム事業の見直しが進められています。当地域の利水・治水のための重要な基盤となる設楽ダムについても検証が続けられており、早期の事業再開が期待されています。

③ 地方分権・地域主権の状況

「地方分権への対応」や「自動車社会の到来に伴う生活圏域の拡大への対応」を目的とした平成の大合併の進展により、市町村数は約半数まで減少し、自治体規模は拡大しています。加えて、県から市町村への権限移譲も進みつつあり、住民に最も身近な市町村には、これまで以上に主体性を持ち、自立した行政を担うことが求められています。

また、自治体業務が多様化・複雑化する中で、高齢化の進行に伴って社会保障費等が膨らむ反面、人口減少や経済の低迷により税収の増加を期待できない状況においては、まちづく

※ GDP

グロス・ドメスティック・プロダクトの略で、国内総生産のこと。一定期間内に国内で新たに生産された付加価値の総額のことをいう。

りの構図をこれまでの「行政主導」から、市民・地域・団体・事業者等が自主的に公共的サービスの提供主体となり、身近な分野で共助の精神により社会的活動に取り組む協働体制へと転換していく必要があります。

さらに、「広域連合」など新たな自治体間の広域連携の枠組みを構築し、スケールメリット*を活かしながら、多様化・高度化する住民ニーズへの対応や、行政事務の効率化を図っていくことも必要となっています。

④ 人々の価値観・ライフスタイルの変化

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、これまで求められてきた「物質的な豊かさ」のみでなく、ゆとりや安らぎ、自己実現といった「こころの豊かさ」に価値が見出されるようになってきており、働き方や暮らし方などにおいて、一人ひとりの価値観に応じた多様な選択が行われるようになってきています。

また、東日本大震災の発生は人々に「人の絆」「地域の絆」「幸せとは何か」を問い直す契機となり、被災地への支援やボランティア活動に対する意識も高まりを見せています。

一方、携帯電話やインターネットの普及など、情報通信技術の発達は、人々の生活の利便性や産業の生産性の向上とともに、国内に居ながら直接世界との情報のやりとりを可能にするなど、グローバル化の進展に一層拍車を掛けています。さらに、ソーシャルメディア*の発展など、人と人とのつながり方にも大きな変化を与えています。

(2) 国・中部圏・愛知県・広域圏の動向

① 国の動向

地方分権改革の流れを受け平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国と地方公共団体の関係を、上下の関係ではなく、対等な立場で対話ができるパートナーシップの関係へと転換するとともに、住民が地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を進めています。

また、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」では、国内外で今後需要が見込まれる「グリーン（エネルギー・環境）」「ライフ（健康）」「農林水産業再生（6次産業*化）」を新たな成長を目指す重点分野として位置付け、日本経済を支える中小企業の活力を最大限活用しつつ、今後3年間の集中取組期間中に、この分野における規制等を見直すとともに、限られた政策財源を優先的に配分するとしています。

*スケールメリット

規模を大きくすることにより得られる効果のこと。規模の経済性。

*ソーシャルメディア

SNS、ブログ、ミニブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。

*6次産業

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通 販売にも業務展開している経営形態を表す、農業経済学者の今村奈良臣が提唱した造語。

一方、将来的な少子高齢化の進行を見据え、「社会保障制度と税の一体改革」について、検討が進められています。

② 中部圏の動向

平成 21 年 8 月に策定した「中部圏広域地方計画」は、中部圏を取り巻く時代の潮流、現状と課題を踏まえ、21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 か年を見通した将来像を設定し、将来像実現のための方策を示す、国土形成計画の一翼を担う計画となっています。

中部圏は、地理的に日本の中央に位置するとともに、ものづくり産業の集積や豊かな伝統文化などを有し、日本をリードするいわば「日本のまんなか」と言える圏域です。計画では、「日本のまんなか」である強みを活かし、国内外との交流・連携強化や、環境技術・環境に関する取組などの先進性を圏域全体に浸透させることが、中部圏の持続的発展のために必要であるとしており、世界をリードしていく「世界のまんなか」といえる圏域を形成していくことが目指されています。

また、この実現のために「賑わいあふれる国際交流圏・多文化共生圏」「世界をリードする産業・技術のイノベーション*圏」「人々が生き生きと、安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏」が目指されています。

③ 愛知県の動向

愛知県では、「戦略的・重点的な地域づくりの新たな羅針盤」として、平成 22 年から平成 27 年までの 6 年間の政策の方向を明らかにした「政策指針 2010-2015」が策定されました。

指針では、「安心、希望、そして風格ある愛知へ」を基本方針として掲げており、雇用や医療、福祉の不安を一掃する「安心」の社会づくりを最優先課題として取り組むとともに、誰もが夢に向かって挑戦できる「希望」あふれる社会を目指し、その上で、これまで培ってきた産業の力に加え、環境面での世界貢献や学術・文化面での新たな価値の創造・発信などによって、世界の中で存在感のある「風格ある愛知」を目指していくこととしています。

また、今後の愛知県全体のさらなる飛躍に向け東三河地域の振興を大きな柱と位置付け、平成 24 年 4 月から「東三河県庁」が設置されました。東三河県庁の下、東三河管内の県の出先機関が連携し、産学官の連携を図りながら一体的に東三河地域の振興を図っていくとされています。

④ 広域圏の動向

1) 三遠南信地域

三遠南信地域は、愛知県東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域からなる 3 県の

* イノベーション

新しい市場や資源の開拓、新機軸の導入など、新しく取り入れて実施したり、手を加えて改変することを指す。

県境地域であり、人口約 230 万人、豊かな経済資源や多様な自然環境、特色ある歴史・文化は、都道府県にも匹敵する大きな潜在能力を有しています。平成 20 年度に「三遠南信地域連携ビジョン」を策定し、市町村合併や広域交通ネットワークの整備による地域構造の変化、また、道州制や国土形成計画など国の地域づくり制度への対応を図るとともに、県域を超えた地域づくりを進めるため「三遠南信 250 万流域都市圏の創造」をテーマとして、起業支援など具体的な事業に取り組んでいます。



2) 東三河地域

東三河 5 市 2 町 1 村で構成される東三河広域協議会では、中核市である豊橋市を中心に「設楽ダムの整備促進」「水源地域の振興」「広域幹線道路の整備促進」など東三河全体にわたる政策課題等への対応を図るため、課題に対する調査・研究や共同事業に取り組んでいます。また、今後の東三河の在り方を見据え、「広域連合」など新たな連携方策の検討が進められています。

3) 環伊勢湾地域

半島である本市は、フェリー等の海上交通により伊勢志摩地域、知多地域と結ばれています。「鳥羽伊良湖航路」は静岡県浜松市と和歌山県和歌山市を結ぶ国道 42 号の海上交通となっており、東海地方から関西・九州を結ぶ太平洋新国土軸の一翼を担っています。また、「伊良湖師崎航路」は知多地域のみでなく、その背後にある名古屋圏と本市を結ぶ重要な交通基盤となっています。

平成 22 年 4 月、「鳥羽伊良湖航路」の廃止が発表され、田原市、鳥羽市、愛知県、三重県、中部運輸局、中部地方整備局の関係者で構成する「鳥羽伊良湖航路対策協議会」が発足し、航路存続に向けた協議・支援活動を実施することで、航路存続の合意に至りました。平成 22 年 10 月には、航路の維持・活性化のために必要な利用促進施策を検討・実施するため、田原市、鳥羽市、愛知県、三重県をはじめとする関係機関による「鳥羽伊良湖航路活性化協議会」を設置し、航路の存続に向けた取組を行っています。

これらの地域との交流の拡大は、長期的には中部圏における圏域内交流を一層促進する「三遠伊勢連絡道路（伊勢湾口道路）」の必要性にも結びついてくるため、両地域との結びつきを一層深めていく必要があります。



(3) まちづくりの経緯

地方分権改革による「平成の大合併」の中、住民の行動圏や生活圏に対応した総合的なまちづくりを推進する必要性から、平成15年8月20日、愛知県下初の合併として、田原町が赤羽根町を編入すると同時に市制施行し「田原市」が誕生しました。さらに、平成17年10月1日、渥美町を編入する二度目の合併により、現在の田原市が誕生しました。

新市では、合併後のまちづくりの基本方針を示すため、平成15年4月に「田原町・赤羽根町まちづくり推進計画（新市建設計画）」を、平成16年12月には「田原市・渥美町まちづくり推進計画（新市建設計画）」を策定しました。その後、新市建設計画の内容を包含し、本市の「まちづくりの指針」となる「第1次田原市総合計画」を平成19年3月に策定しました。

また、平成20年4月には、総合計画のまちづくりの方針に位置付けられた「市民参加と協働」の推進を図るため「田原市市民協働まちづくり条例」を制定しました。

一方、合併を契機に旧3町の地域自治の体制は、市内の20の小学校区を単位とする校区総代制に統一されましたが、組織や活動のしくみなどは、従来からの地縁組織を母体としており、地域ごとの個性・特性が活かされるようになっています。

各校区においては、校区の主体的な地域づくりを進めることを目的として、平成18年度に地域づくりの指針となる「校区まちづくり推進計画」が策定されました。

その後、平成22年度に田原市校区総代会により校区自治や総代会組織の在り方等の検討がなされ、平成23年度から現在の「地域コミュニティ協議会連合会」へと組織が改編されました。また、平成23年度には「校区まちづくり推進計画」の改定が行われました。

第 3 章 田原市の現況および課題

(1) 田原市の現況

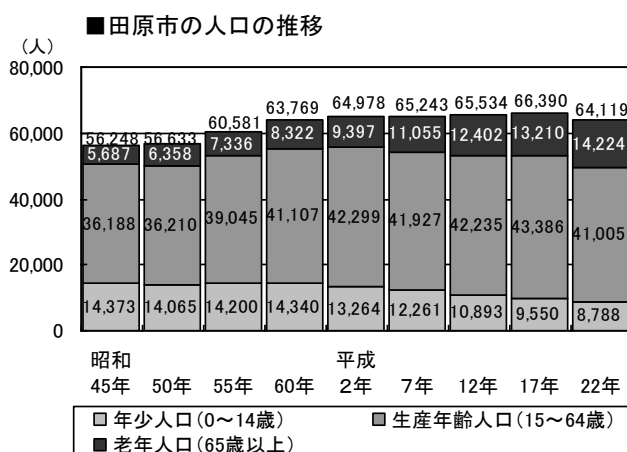
総合計画の策定に当たって踏まえるべき本市の現況には、以下のようなものがあります。

① 人口・世帯等の現況

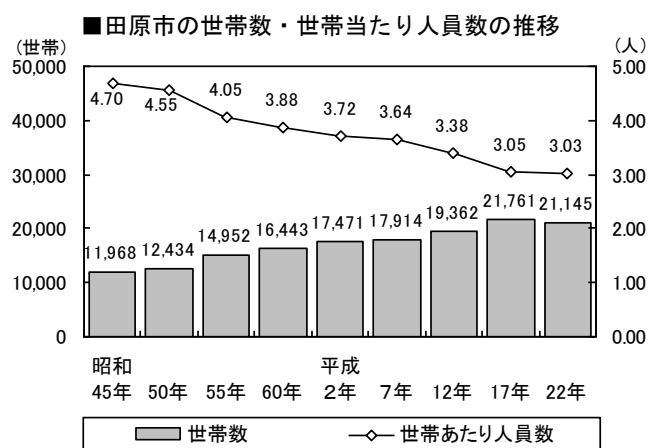
国勢調査に基づく本市の人口は、これまで緩やかな増加傾向にありましたが、平成 17 年から平成 22 年にかけて△2,271 人（△3.4 ポイント）と大きく減少に転じています。また、年少人口、生産年齢人口の割合が低下する半面、老年人口の割合は 22.2%まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行しています。特に、集落地域では人口減少・高齢化の進み方が著しく、地域活動の担い手の減少や、児童生徒数の減少による教育環境への影響等が危惧されています。

また、本市の結婚適齢期における男女比は、男性の比率が高く、男性の未婚率は、女性の約 2 倍となっており、特に、農業者の未婚者増加による担い手の減少が大きな問題となっています。

世帯数もまた、平成 17 年から平成 22 年にかけて△616 世帯（△2.8 ポイント）減少しています。世帯構成について見てみると、世帯当たり人員数が減少してきていることから、全国と同様に世帯が小規模化していることがうかがえます。同時に高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯が増加しており、見守り活動等の取組がなされています。



資料：国勢調査（合計には年齢不詳人口を含む）



資料：国勢調査

② 市民活動・地域コミュニティの状況

本市の市民活動は活発化してきており、NPO*数の増加やボランティア活動の広がりがみられます。田原文化会館内に設置した市民活動支援センターが支援の拠点となり、窓口機能を設けるなど、市民活動の活性化を図っています。また、福祉系のボランティアは社会福祉協議会のボランティアセンターが窓口となり、情報提供や講座の開催などを行っています。

一方、「田原市市民協働まちづくり条例」では、地域コミュニティ団体を市民協働の柱として位置付けており、各校区コミュニティ協議会を中心に、「校区まちづくり推進計画」に基づき校区の特性に応じたきめ細かな取組が活発に進められています。

NPO・ボランティア団体・事業者・地域コミュニティ団体など多様な主体が幅広い役割を担いつつある中、今後さらなる市民参加の拡大を進めるとともに、「校区まちづくり推進計画」に基づく魅力ある地域づくりや地域活動の活性化が期待されます。

③ 環境の状況

本市は海に突き出た半島のため風が強く、また、日照時間が長いという特性から風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの先進地となっています。既に市内には臨海ウィンドファームをはじめとした大型風力発電所が立地するとともに、住宅用太陽光発電の導入も進んでいます。平成25年度には、臨海工業専用地域に日本最大規模の太陽光発電所や、新たな大型風力発電施設の整備が予定されています。

また、遊休農地の解消を図りながら、景観植物となる菜の花を栽培し、菜種からの搾油をBDF*として利用する「菜の花エコプロジェクト」は、環境に対する先進的な取組として注目を集めています。

一方、渥美半島沖合には新エネルギーとして期待の高まっているメタンハイドレート*が存在し、今後の実用化や地域活性化への寄与が期待されます。

環境保全に関しては、環境先進都市を目指し、大気測定局による大気汚染の監視や河川・海域の水質検査等を実施しており、特に農業地帯特有の悪臭問題については、その解決に積極的に取り組んでいるところです。しかしながら、道路沿線における雑草やごみのポイ捨て、海岸線におけるごみの漂着、さらには不法投棄などが、引き続き問題となっています。また、公共水域の水質保全や、生活環境の向上のため、公共下水道や農業集落排水の早期整備が求められています。

市民意識調査では本市の優れているところとして「海・山などの自然環境」をあげる回答が最も多く、豊かな自然環境は市民の誇りにもつながっていることがうかがえます。今後も、先進的な取組を継続するとともに地域特性を活かしながら、環境との共生による持続するまちづくりを

* NPO

民間非営利組織。公益的な活動を自主・自発的に行う、営利を目的としない市民活動をする団体のこと。

* BDF

バイオディーゼルフェューエルの略で、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つ。

* メタンハイドレート

海底など、低温・高圧の場所で水分子とメタン分子とが結合してシャーベット状になった化合物。メタンは天然ガスの主成分であることから、将来の資源として期待が高い。燃える氷。

進めていくことが大切です。



④ 保健・医療・福祉の状況

本市の人口構成は平成22年国勢調査の5歳階層別人口において60～64歳の年齢層が最も多くなっており、今後もさらなる高齢化の進行が見込まれます。健康寿命^{*}を延伸させられるよう、若年期からの健康づくりや高齢者への介護予防を進めていく必要があるとともに、元気な高齢者の活力をまちづくりに活かしていくことも求められています。

また、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のための取組のほか、子どもを産み・育てる環境の充実も求められています。

医療面では、全国的な医師不足等の影響により、市内の中核的医療機関である渥美病院の医師不足が問題となっています。また、開業医の高齢化も進んでおり、安心して暮らすための医療環境の維持が期待されています。

また近年、うつ病、自殺、虐待など、こころの問題や人間関係に起因する課題も増加傾向にあります。

保健・医療・福祉の課題は、社会や環境の変化に伴って複雑化・多様化していることから、市民・地域・団体・事業者・行政など多様な主体が連携して対応していかなければなりません。

⑤ 産業・経済の状況

本市は豊川用水による豊富な水資源と温暖な気候により、全国でもトップクラスの農業産出額を誇っています。また、豊富な水産資源にも恵まれていることから、海藻類や貝類を中心に漁業も古くから行われています。しかし、近年では農業、漁業の後継者不足などの問題がみられるようになってきており、担い手の育成や操業環境の向上など経営の安定化に向けた支援体制が求められています。一方、人口減少や、地域間競争の激化、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の動向等を視野に入れ、産品・商品に競争力を付けるべく、農産物や水産物の高付加価値化に取り組む動きも顕著になってきています。

工業では、三河港臨海工業用地への企業進出により国内でも有数の製造品出荷額となっていますが、平成20年以降は世界的な景気低迷の影響を受け、製造品出荷額が大幅に減少しています。一方で、臨海部には、愛知県企業庁により中部圏でも最大規模の産業用地の造成が進められいま

^{*} 健康寿命

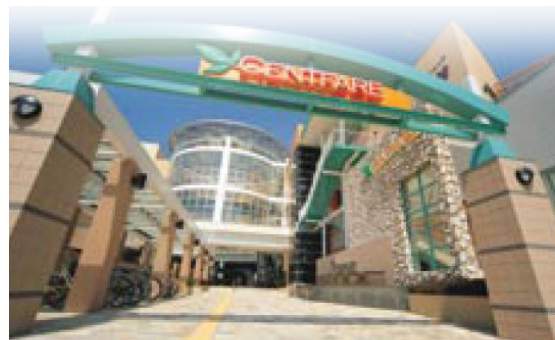
平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。

すので、一層の企業の進出が期待されています。

商業については中心市街地などで、賑わいを創出していくことが求められます。また、市の中心部から離れた地域では、小規模な小売店の減少に伴い、高齢者などの買い物弱者が増加することが懸念されています。

観光面では、歴史、文化、自然、食、スポーツなどの魅力的な観光資源を多数有していますが、観光客数は減少傾向にあり、観光資源の効果的な活用が課題となっています。

本市の強みである各産業の発展に向けて、道路等の環境整備や産業の高付加価値化が求められています。



⑥ 都市基盤の状況

市民意識調査では、本市に欠けていると思うものとして、交通や買い物の利便性が多くあげられています。産業の活性化や交流の促進、さらには、市民生活の利便性の向上に向け、都市間幹線道路網並びに地域内幹線道路網等の充実が求められています。

平成 26 年には新東名高速道路 浜松いなさ JCT—豊田東 JCT 間の開通が予定され、加えて、浜松市と飯田市を結ぶ三遠南信自動車道の整備も進められていますので、東名高速道路も含め、田原市内からこれら高速交通ネットワークへのアクセスの向上を図っていかねばなりません。特に、浜松三ヶ日・豊橋道路については、環伊勢湾交流を促進する三遠伊勢連絡道路の一部となることから、国の社会資本の重点整備方針への早期位置付けが求められています。

また、東三河地域を南北に結び東三河 1 時間交通圏を実現する東三河縦貫軸は、本市の市街地や観光拠点にもつながってきますので、早期にルート選定を行うことが求められています。このほか、通学路における安全確保のための交通安全施設の整備が求められています。

一方、重要港湾三河港は、東三河地域や西遠地域の産業・物流の中核として、港湾機能の充実が課題となっています。特に、現状では、通勤車両等により慢性的な交通渋滞が生じ、物流面等で大きな支障となっていますので、港湾施設の機能向上と併せ、国道 23 号名豊道路や臨港道路等の早期整備が求められています。

地方港湾伊良湖港については、三河湾、伊勢湾の海上交通の要衝となっており、本市の西の玄関口として、背後の観光地と併せ一層の活性化を図っていくことが求められています。

また、本市の玄関口となる三河田原駅は、田原市街地と臨海部を結ぶ南北軸となる都市計画道路田原駅前通り線の整備と併せ、交通結節点としてターミナル機能向上のための整備が

進められています。

さらに、定住人口の受け皿となる居住環境の整備として、住宅開発事業や区画整理事業等の整備・検討が進められています。

⑦ 教育・文化・生涯学習の状況

少子化により、児童生徒数は減少傾向にあります。ふるさと教育や、一人ひとりに応じた少人数によるきめ細やかな教育が評価される半面、クラス替えやクラブ活動への影響、複式学級化など児童生徒数の減少による様々な課題も発生または危惧されており、学校規模の適正化を求める声も聞かれます。

生涯学習の面では、文化協会や体育協会を中心に、教養、趣味、スポーツなどの様々な分野で活発な活動が行われています。しかし、近年では一部の団体において会員の固定化や減少もみられ、新規会員の確保が課題となっています。

一方で、市民が日常的にスポーツに触れる機会の拡大を目指し、幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する活動も進められており、健康面からも効果が期待されているところです。

また、本市の生涯学習環境の中では、図書館が一つの大きな特徴としてあげられます。中央図書館では全国トップクラスのサービスにより、市民の学習や課題解決について支援を行っています。

さらに、本市は歴史、伝統文化にも恵まれ、大規模な縄文史跡や窯跡、渡辺嶺山や糟谷磯丸などの先人の存在と業績、地域に伝わる祭り文化など数多くの文化資源を有しています。

本市の歴史、伝統文化資源を次世代に引き継ぐとともに、市民相互の生涯学習活動をより活性化させていくことが大切です。

⑧ 安心安全対策の状況

本市は、県内自治体と比較し犯罪・事故の発生件数が少ないものの、近年では、不審者等の目撃や、徘徊高齢者の行方不明等が増加してきています。

また、防災に関しては、昨今、全国で頻発している局地的な集中豪雨や、発生が危惧されている南海トラフの巨大地震などへの対策が求められています。特に東日本大震災の発生を受け、津波の被害想定的大幅な見直しがなされたことを踏まえ、津波対策の強化や適切な避難方法の確立など、ハード・ソフトの両面で対応を図っていかねばなりません。中でも、消防団については、組織の見直しや団員の充実が急務となっています。また、災害発生時に地域の災害対応の中核を担う自主防災組織については、関係機関との連携の強化が求められています。

また、市民一人ひとりにおいては、自分の身は自分で守るという自助意識、並びに災害時要援護者を地域で助け合う共助の精神を保持・継承していく必要があることは、言うまでもありません。

⑨ 行政運営・広域連携の状況

世界経済の低迷を受け、本市の財政力指数※（3か年平均）は平成20年度をピークに急速に低下し、平成23年度には地方交付税※交付団体となりました。今後も厳しい財政状況が続くと予想されることから、行政改革に一層力を入れ、新たな財源の確保や、職員や組織、税収などの経営資源を効率よく活用していくことが求められています。

また、本市においては、目的が重複する公共施設が旧町ごとに整備されており、今後、これらの維持・更新費用が大きな負担となってきます。このため、施設の適正化や合理化を進めるとともに、活用すべき施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図っていかねばなりません。

一方、愛知県東三河県庁では、東三河地域の将来像を示すビジョンを策定し、先導的事業が進められています。

また、東三河広域協議会では、「広域連合」など新たな広域連携のかたちが模索されています。これらの取組も踏まえながら、連携の強化を図りつつ、相互に個性や魅力を高め合う効率性の高い圏域づくりを進めていかねばなりません。特に、地方分権が進む中、地域間競争はより一層激化することが予想されます。全国的には東三河・田原市の知名度はまだまだ低いため、圏域全体で連携しながら地域の魅力を発信し、地域ブランド力を高めていくことが求められています。

⑩ 市民意識の状況

総合計画の進捗状況の確認や市民意識の把握のため、平成22年度に市民意識調査を実施しました。

対 象 者：田原市に居住する満20歳以上の男女3,500人 有効回収数：1,489件（有効回収率42.5%） 調査の期間：平成22年7月1日～平成22年7月20日

市民の約9割が本市を「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と評価しています。また、住みごちについては、「特に変化はない」が7割を超えており、「以前より住みにくくなった」が14.2%、「以前より住みやすくなった」が11.8%となっています。

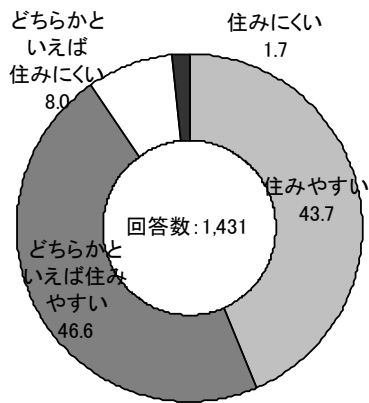
※ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。この数値が1を超えると地方交付税の交付されない不交付団体となり、財政力が強いと言える。

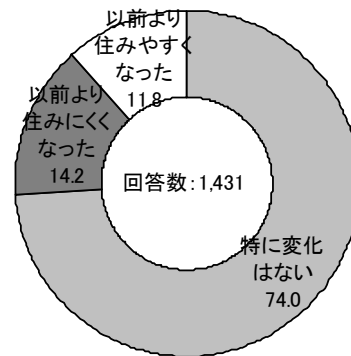
※ 地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金。財政不足額から算定される普通交付税と、災害時などに交付される特別交付税とがある。

■田原市は住みよいまちだと思うか



■住みごちに变化があったか

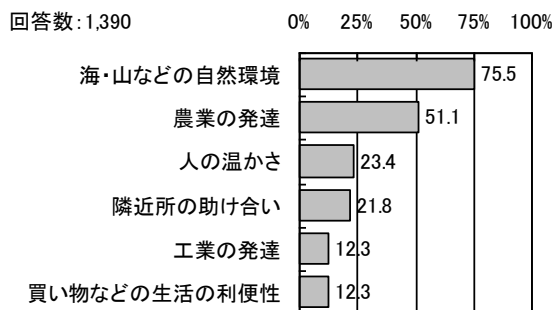


田原市が優れていると感じるところでは、「海・山などの自然環境」が最も高く、次いで「農業の発達」となっています。「人の温かさ」「隣近所の助け合い」といった、人や地域の絆の強さについての回答も約2割みられ、本市の強みとなっていることがうかがえます。

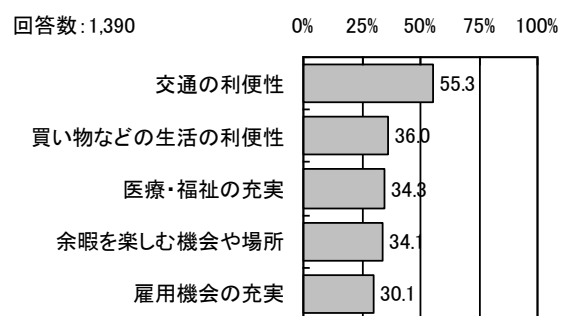
一方、田原市に欠けていると感じるところでは、「交通の利便性」「買い物などの生活の利便性」が上位を占めています。

今後、まちの住みよさを高めていくためには、自然環境の保全や農業振興、地域コミュニティの充実といった、本市の強みを活かした取組を進めるとともに、生活の利便性を高めるための取組を強化していかなければなりません。

■田原市が優れていると感じるところ（上位5位）



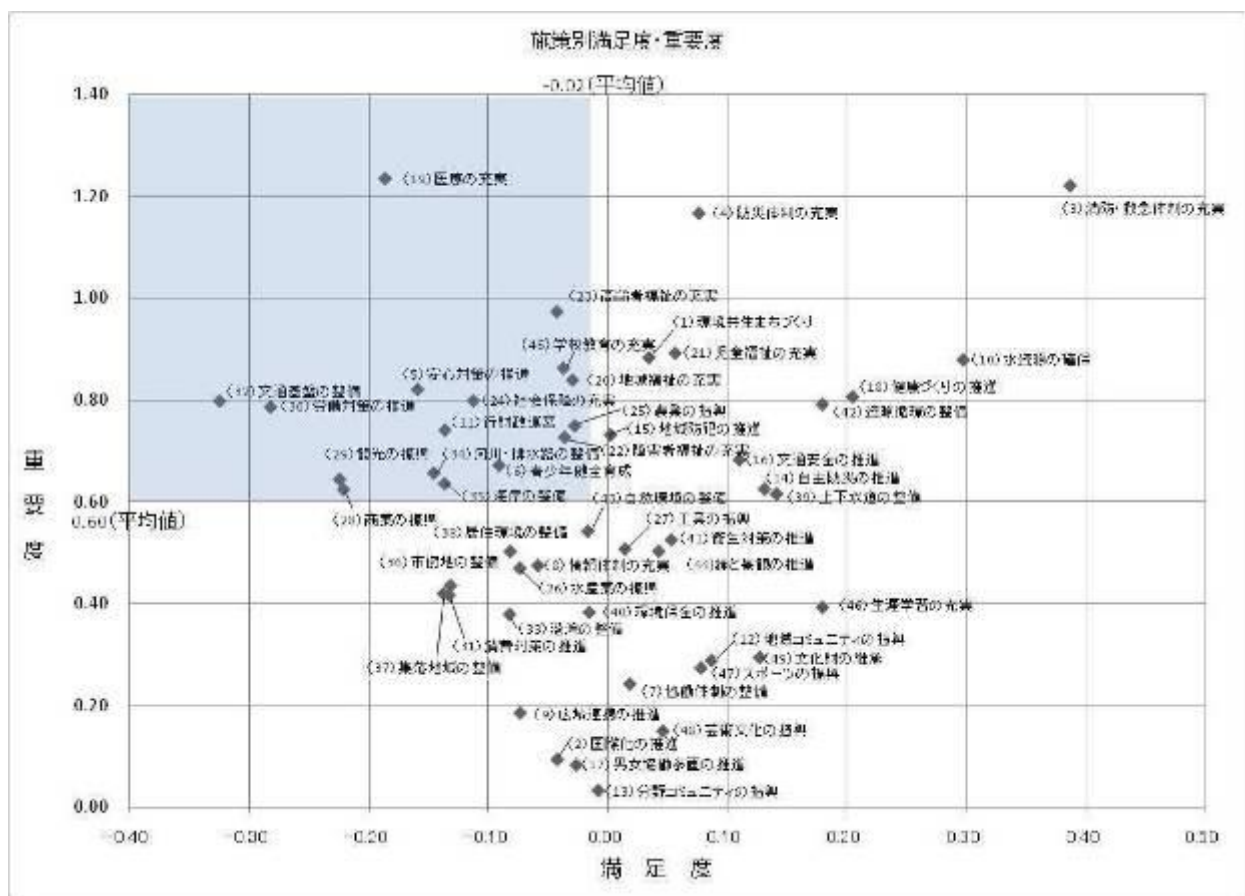
■田原市に欠けていると感じるところ（上位5位）



施策の満足度と重要度を整理すると、各分野における重要度が高く満足度が低い重点改善項目は次のとおりとなっています。

■重点改善項目（重要度が高く満足度が低い）に分類された施策

- 総合戦略分野：「安心対策の推進」「青少年健全育成」「行財政運営」
- 福祉分野：「医療の充実」「地域福祉の充実」「障害者福祉の充実」「高齢者福祉の充実」「社会保障の充実」
- 産業経済分野：「農業の振興」「商業の振興」「観光の振興」「労働対策の推進」
- 都市環境分野：「交通基盤の整備」「河川・排水路の整備」「海岸の整備」
- 教育文化分野：「学校教育の充実」



※平成22年度に実施した市民意識調査の結果であり、分野および施策は、第1次田原市総合計画の施策体系となっているため、本計画の施策体系とは合致しない。

(2) 田原市の課題

① 田原市のSWOT分析

「田原市の現況」を下表のとおりSWOT分析*の手法を用いて分析し、これからのまちづくりにおける課題を明確にしました。

まず、本市の「強み」「弱み」を統計的な資料や市民アンケートから抽出し（下表縦軸）、その上で、社会潮流の大きな変化、国等の政策の動向等の外的要因を、田原市にとって「好ましい機会」と「心配される脅威」に分けて整理しました（下表横軸）。

この整理を基に、「さらなる成長のために」「弱みを改善するために」「強みを活かし脅威を克服するために」「脅威を回避するために」という4つの視点に分けて、本市が取り組むべき課題を再整理しました。

	田原市の強み Strengths	田原市の弱み Weaknesses
	<ul style="list-style-type: none"> ◇海・山・気候などの豊かな自然環境 ◇全国トップクラスの農業や豊富な水産資源 ◇豊富な工業用地と大企業の立地 ◇豊富な流入人口（昼間人口） ◇国際的なゲートウェイとなる三河港の立地 ◇治安の良さ ◇活発な地域コミュニティ活動や市民活動 ◇先進的な環境施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ◇人口減少と少子高齢化の進行 ◇東西に長い半島という地理的特性 ◇道路・公共交通などアクセスが脆弱 ◇国内外における知名度の低さ ◇商業・サービス業の脆弱さ ◇医師不足に伴う医療環境の悪化 ◇合併に伴う行政効率化の遅れ
田原市にとって好ましい機会 Opportunities	さらなる成長のために	弱みを改善するために
<ul style="list-style-type: none"> ◇「グリーン成長戦略」の推進（国） ◇「農林漁業再生戦略」の推進（国） ◇「観光立国戦略」「昇竜道プロジェクト」の推進（国） ◇「国土・地域活力戦略」の推進（国） ◇東三河の広域連携体制の検討 ◇東三河マニフェストの推進（県） ◇新東名高速道路・名豊道路など地域間幹線道路の進捗 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農・漁業、工業、観光、環境など地域資源を活かし、国の政策とも連動した活力ある産業形態の創造と産業人の育成 ◆三河港の機能向上と幹線道路へのアクセスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活を支え賑わいの核となる市街地の機能向上 ◆道路・交通環境の利便性の向上 ◆広域連携やスリム化など行政の効率化と市民への情報受発信など透明性の向上
田原市にとって心配される脅威 Threats	強みを活かし脅威を克服するために	脅威を回避するために
<ul style="list-style-type: none"> ◇国内人口構造の成熟化（人口減少・少子高齢化） ◇円高等による景気低迷の長期化 ◇製造業の海外移転など産業構造の変化 ◇連動型地震など大規模災害の可能性 ◇地球温暖化の進行やエネルギー問題の拡大 ◇地域主権改革（地方分権）の進展による地域間競争の拡大 ◇団塊世代の現役引退による退職者の増加 ◇ごみのポイ捨てや海岸漂着物による環境の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光資源となる優れた自然環境や景観などの保全 ◆地域力を活かした防災、子育て、介護等の環境整備 ◆立地企業の流出防止対策の強化 ◆元気な高齢者を新たな地域、市民活動の担い手として育成 ◆市外からの就業者の田原市への定住を促進 ◆再生可能エネルギーの導入など、地球温暖化対策への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出産・子育て・教育環境の向上による年少人口の維持・拡大など少子化対策と介護等の環境整備など高齢化社会への対応 ◆地域医療体制の維持・拡充 ◆他との差別化による田原の個性（ブランド）の確立と知名度の向上 ◆災害に強い都市構造の形成

* SWOT分析

組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状を分析する手法の一つ。SWOTは、Strength（強み）、Weakness（弱み）、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の頭文字を取ったものである。

②田原市の課題

前述のSWOT分析から、総合計画の計画期間において対応すべき本市の課題を、以下に詳細に示します。

1) 人口減少と高齢化時代への対応

都市の活力を維持するためには、人口規模の維持・拡大は欠くことができない取組となっています。特に、今後は高齢化が進み、人口全体に対する高齢者の比率が増加しますので、地域産業や地域活動の担い手となる生産年齢人口および将来地域を支える年少人口の一層の増加に努めなければなりません。このため、市外からの就業者等の定住促進に加え、結婚、出産、子育てがしやすい環境整備により出生数の拡大に積極的に取り組む必要があります。

また、経済活動の活性化のためには、定住人口に加え、本市での就労者や観光客など交流人口の拡大にも努める必要があります。

一方、高齢化が進む中で、高齢者が生きがいを持って安心して生活できる環境づくりが求められています。このため、高齢者の生きがいづくりの場や働く場の整備・確保に加え、日常的な買い物や通院など生活を支えるための環境整備や、介護が必要な高齢者を地域で支える仕組みづくり等に取り組む必要があります。

2) 市民の安全を守る都市の形成と地域防災力の向上

当地域では、南海トラフの巨大地震等の大規模災害の発生が危惧されており、地震・津波等から市民の生命を確実に守るため、防災施設や緊急輸送路の整備など安全な都市を形成することは重要な課題となっています。

また、台風、高潮、ゲリラ豪雨等への対策として、主要河川等における浚せつや堤防の嵩上げ等の対応とともに、市街地等における雨水排水機能の向上を図る必要があります。

併せて、地域住民や関係機関との連携により地域防災力の向上を図り、高齢者や子どもなど災害時要援護者への対応を図っていく必要があります。

3) 子育て・教育環境の向上と、地域活力を支える人材の育成

子どもたちは将来を担う大切な人材であり、都市を持続させていくためには人材育成は不可欠な取組です。子どもたちが生きていくための知識や能力、道徳を身に付けることができ、かつ自らの可能性を広げていくことができる質の高い子育て・教育環境を整備していく必要があります。

また、本市の産業活力や地域活力の向上を図っていくためにも、地域を拠点に様々な産業分野で活動する、または、挑戦する人材や、地域活動や社会活動に新たに取り組む人材を育成していく必要があります。

4) 活力ある産業の育成と操業環境の向上

都市を持続させていくためには、地域産業の振興を図り安定した雇用環境を確保することは引き続き重要な要素です。雇用と所得なくして、都市を持続していくことはできません。

このため、農・漁業、工業、観光、環境など、本市が有する産業の基盤整備を促進するとともに、担い手の育成や職場環境の向上等により、本市の将来を支える足腰の強い産業集積を図っていく必要があります。また、これらの地域資源を活用し、国の政策とも連携した新たな産業の創造や海外戦略など、他都市との差別化による活力ある産業の振興を図ることも必要です。

併せて、道路、港湾、公共交通など交通基盤の整備を促進し、物流・人流などの利便性を高めていく必要があります。

また、新たな企業の誘致はもちろんのこと、国外流出等が懸念される製造業等について流出防止対策の強化が必要となってきました。

5) 生活を支え賑わいの核となる市街地の整備

日常的な買い物や飲食、医療、公共サービスなど生活を支える都市機能の向上は、成熟型社会への対応や人口対策としても不可欠な取組となっています。

コンパクトな市街地に都市機能を集約することで、様々な都市的サービスが享受できる利便性が高い魅力的な市街地を形成するとともに、交通弱者である高齢者等に対しては、歩ける範囲内で日常生活を完結できる環境を整え、市街地への定住誘導や市街地の利用機会の拡大を図っていく必要があります。

併せて、市街地と周辺集落地域を結ぶ交通環境の向上を図ることで、市街地への都市機能集約の効果を全市域へ波及させていくことも必要です。

また、利便性の追求に加え、既存の都市基盤等の有効活用や高度利用を図ることで、効率性が高く地球環境にやさしい市街地としていくことにも気を配っていく必要があります。

6) 優れた自然環境の保全と地球環境への対応

本市が有する海や山などの優れた自然環境や美しい景観は、私たちの生活に潤いをもたらすとともに、観光資源の一翼も担っています。これらの地域資源は、本市の誇れる財産として、将来を担う子どもたちに引き継いでいく必要があります。適切に保全を図っていくことは今を生きる私たちの義務でもあります。特に、道路沿線における除草やポイ捨て防止、海岸漂着物の除去、不法投棄の防止等については、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入などの温暖化対策については、地球規模での環境への要求の高まりや、我が国のエネルギー政策の動向等を踏まえ、本市としても引き続き環境負荷低減に向けた取組を進めていく必要があります。

7) 行政の効率性と透明性の向上

厳しい財政状況が続く中、住民ニーズは多様化・高度化してきており、これらに対応するためには一層の行政の効率化を図る必要があります。合併により拡大した職員数や公共施設などについては、早急に適正化を図る必要があります。特に、増加した公共施設やインフラ資産については、必要性等を検証し縮減を図るとともに、残すべき資産については計画的に延命化等の措置を講じる必要があります。

また、東三河地域における新たな連携の動きは、より高度な市民サービスの提供や、事務

の共同化など、質が高く効率的な行政運営が期待できることから、関係する自治体と協調して取り組んでいく必要があります。

一方、市民と一体となったまちづくりを推進するためにも、行政の情報受発信機能・機会を高めるなど、透明性の高い行政運営を行っていく必要があります。

基本構想

第 1 章 目指す都市の姿

(1) まちづくりの理念

これまで、私たちは様々な場面で経済的な成長を追求してきました。高度経済成長期においては、行政の収入である税収、企業の収益、個人の所得いずれもが、右肩上がりでも上昇していくことが当たり前であり、福祉の充実などほとんどの社会問題を経済成長が解決してきました。しかし、現在では、日本を含む先進国ではGDP拡大が難しく、財政も逼迫しておりこれまでのような経済成長を前提とした社会問題の解決は困難となっております。

低成長・成熟化の時代を迎える中、今こそ、経済的なものさしのみですべてを測る考えから脱却しなければなりません。

これからは、経済成長が見込めなくても、田原市民誰もが幸福を実現することができる環境を創造していく必要があります。

主役である市民は、様々な人との結びつきの中で、自らの存在意義の確認や、自己実現を通じて幸福を追求していく。行政は市民が幸福を追求できる環境を整え、市民の活動を下支えしていきます。

田原市では、以上のような考え方をまちづくりの根幹に据え、まちづくりの理念として「みんなが幸福を実現できるまち」を掲げ、市民の参加と協働の下、市民の幸福度を高める取組を推進していきます。

みんなが幸福を実現できるまち

(2) 将来都市像

まちづくりの理念に基づき目指す将来都市像として次を掲げます。

うるおいと活力のあるガーデンシティ

海と緑に包まれた渥美半島の中で、活発な産業と豊かな暮らしが共存する美しく誇りあふれる田園都市の実現への想いを込めたものです。

第 2 章 将来都市像実現のための方針

(1) まちづくりの方針

まちづくりの理念に基づき将来都市像の実現を図るため、これからの田原市の行政運営の基本的な考え方となる「まちづくりの方針」を示します。

方針 1 「市民の幸福感」を根幹に据えたまちづくり

まちづくりの理念に基づき「市民が幸福を追求できる環境を整え、市民の活動を下支えしていくこと」を行政の使命と位置付け、市民が「家族・友人・地域とのかかわりを持つこと」「生きがいを持って働けること」「趣味や市民活動などを通じて自己実現を達成すること」「子育てや介護などによりストレスを溜めこまないこと」など、日々の暮らしの中で、幸福感を得られることを目指してまちづくりを進めます。

このため、市民の幸福度を都市基本指標に位置付け、すべての取組において市民幸福度の向上を目指します。

方針 2 多様な主体との連携により成長し続けるまちづくり

成熟型社会の到来、国際的な経済の低迷など、社会・経済の環境が大きく変化し、国・県の財政も逼迫してきている中で、市町村には国・県に依存しない「自立した地域づくり」が求められています。さらに、地方分権が進む中で、市町村に対するニーズはこれまで以上に高度化し、専門性が求められるようになってきています。

このため、今後は、「市民・地域」はもとより「産・学・官」「国内・外」など、多様な主体との連携をこれまで以上に強化し、これらの知恵と活力を活かしながら、本市の「人口」「経済」等の維持・成長を図ります。

なお、今後はこれまでのように量的な成長を見込むことは困難であり、人的資源の向上や地域資源の高付加価値化など、より質を重視した取組を進めます。

また、東三河地域や三遠南信地域など広域にわたる地域間連携を継続し、地域全体の活力の向上と効率性の高い行政基盤の構築を目指します。

方針 3 参加と協働による持続可能なまちづくり

「地域住民が自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う」という国の地域主権戦略大綱を踏まえ、本市の市民協働まちづくりの根幹となる「田原市市民協働まちづくり条例」に基づき、「自助・共助・公助の役割分担の明確化」や「市民参加の仕組みづくり」に取り組みます。

市民・地域・団体・事業者など多様な主体の参加と協働の下、「産業」「教育」「防災」等あらゆる分野を振興することで「都市としての自立」を図り、「豊かさ」「暮らしやすさ」を次の世代へと引き継いでいきます。

(2) 土地利用の方針

将来都市像の実現を図る上で配慮すべき「土地利用の方針」を次のとおりとし、これに基づく「都市基盤の整備計画」「土地利用計画」を示します。

① 土地利用の方針

1) 地域の個性の発揮

本市は、半島という特殊性と県下7位の広い行政面積(188.81平方キロ)を有することから、市内の市街地拠点、交流拠点等の特性を活かし、かつ、機能分担と連携を図ることで効率的なまちづくりを実現させます。また、長い海岸線、港湾、農地など本市の特性を活かした土地利用の推進と、半島地形に起因する交通・連携の制約克服を目指します。

2) 広域ネットワークの構築

環伊勢湾地域において伊勢地域と西遠地域を結ぶ本市の機能・役割の強化、さらに、将来的な道州制への移行を見据え、東三河地域、三遠南信地域全域に寄与する産業等の集積や連携を深める幹線道路の整備促進など、本市を含めた近隣地域の自立と連携を高めるための都市づくりを進めます。

3) 災害への備えと対応

南海トラフの巨大地震やこれに伴う津波、ゲリラ豪雨など大規模な災害の発生に備え、危険区域における防災基盤の強化や、リダンダンシー^{*}の確保に配慮したまちづくりを進めます。

4) 効率的で賑わいのある市街地の形成

産業の活性化や定住の促進、都市の効率性を高めるため、既存の都市基盤を活用しながら都市機能を集約しコンパクトシティ^{*}の実現を目指します。

^{*} リダンダンシー

必要最低限のものに加えて、余分や重複がある状態。

^{*} コンパクトシティ

都市の中心部に住宅や商店、学校、病院など様々な機能を集約させた街のこと。

② 都市基盤の整備計画

本市の産業活動や市民生活を支えるための都市基盤の整備方針は、次のとおりです。

1) 幹線道路等の充実

東名・新東名高速道路等の国土軸、三遠南信地域および環伊勢湾地域の連携による中部圏発展の一翼を担う交通軸として期待される三遠南信自動車道の整備を促進するとともに、浜松三ヶ日・豊橋道路、伊勢湾口道路の早期事業化を促進します。

また、良好な物流の環境が不可欠となる農・漁業、工業や、円滑な人の流れが不可欠となる観光の振興を図る上では、市域と高速交通ネットワークを結ぶアクセス道路の整備や、市街と観光地を結ぶ交通環境の向上は必須となります。このため、渥美半島縦貫道路をはじめとする東三河縦貫軸や市内東西の交通軸の整備を促進するとともに、地域公共交通の充実を図ります。

併せて、観光・環境・健康施策に資する自転車道の整備推進を図ります。

一方、市民生活の利便性、救急搬送や災害発生時の物資輸送路の確保など安全性を高めるため、市内各拠点を結ぶ幹線道路（循環道路・南北道路等）の整備を推進します。なお、整備に当たっては交通環境の安全確保には十分配慮します。

2) 港湾の振興

三河港は世界に開かれた国際物流の拠点であり、東三河地域の発展に資する重要な都市基盤です。このため、港湾施設の整備促進や、航路の拡充、利用拡大のためのポートセールス[※]等により一層の振興を図ります。

また、本市の西側の玄関口となる伊良湖港は、伊勢志摩地域・知多半島等との交流の拠点であることから、フェリー等の利用促進や周辺環境の整備等により活性化を推進します。

このほか、漁港等についても、利用拡大、施設の長寿命化等に努めていきます。

3) 水環境の整備

自己水源の乏しい本市においては、生活環境の安心確保、農業・工業等の産業振興の観点から、設楽ダム[※]の整備による安定的な水資源の確保は長年の悲願となっています。このため、東三河の他の自治体とも連携しながら整備を促進していきます。

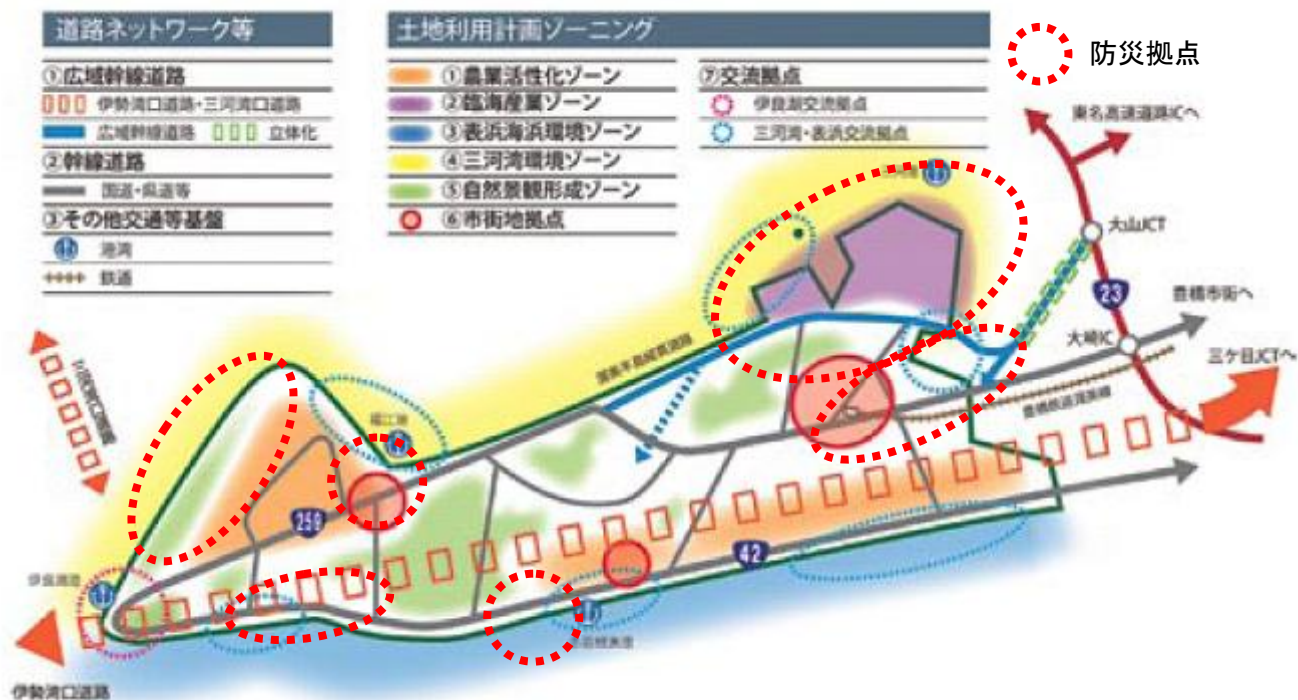
また、市内の水道施設は整備から期間が経過し、耐用年数を超える施設が増えてくることから、計画的に施設の更新と耐震化を進めます。

このほか、河川改修や橋梁の長寿命化等による安全対策、公共下水・農業集落排水の整備による水質浄化等を推進します。

[※] ポートセールス

港湾利用の開拓・拡大を目指して船舶や貨物を誘致すること。

■土地利用概念図



③ 土地利用計画

本市の地域特性や都市基盤、土地利用の状況等を踏まえ「特徴的なゾーン」と「拠点」を位置付け、これらの方向性を示します。

1) 農業活性化ゾーン

基幹産業である農業の活性化を図るとともに、農業生産のみならず、地域の景観・環境の重要な構成要素となっている農地の保全と適正利用を推進します。

2) 臨海産業ゾーン

世界有数の自動車港湾である三河港の機能向上を図りながら、企業誘致などによる工業等の産業集積を推進します。

3) 表浜海浜環境ゾーン

表浜の自然環境と景観を保全するとともに、水産業のほか、サーフィン・釣り・地引網・サイクリング等の観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

4) 三河湾環境ゾーン

三河湾・伊勢湾沿岸の自然環境を保全するとともに、水産業のほか、海水浴・釣り・サイクリング等の観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

5) 自然景観形成ゾーン

地域の景観や環境にとって大きな要素となっている里山や河川等の保全・利用を推進します。

6) 市街地拠点

「田原中心市街地」においては、市街地拠点として、商業・業務、教育文化、生活・居住など、多様な都市機能の集約を図ります。

「赤羽根市街地」「福江市街地」においては、田原中心市街地のサブ拠点として農業や自然と調和した快適な居住環境の形成を図ります。

7) 交流拠点

観光地としての魅力を持つ「伊良湖」、干潟や海浜公園等を有する「三河湾」、太平洋の雄大な海浜等を有する「表浜」を交流拠点として位置付け、特性を活かした機能整備を進めます。

8) 防災拠点

地震発生時に津波による被害が心配される地域には、防波堤や海岸防御施設の整備を促進するとともに、迅速な避難を可能とする避難路の整備などを推進します。

第 3 章 都市経営指針

(1) 財政計画

本市はこれまで比較的安定的な財政状況にありましたが、世界的な経済情勢の低迷などを受け、税収の増加を見込むことが難しい状況にあります。また、合併後 10 年が経過し、普通交付税の合併算定替えの期限が到来しますので、平成 26 年度からは普通交付税が段階的に減少し、歳入規模が縮小することが見込まれています。

歳出においては、高齢化等に伴う社会保障費の増加や、老朽化が進む公共施設の維持・改修費等がふくらむことが予測され、今後はこれまで以上に厳しい財政状況となることが明らかです。

このような前提を踏まえ、将来都市像の実現に向け、積極的な事業展開が可能となるよう、これまで以上に資源を有効活用し、健全で計画的な財政運営に取り組むこととします。

しかしながら、社会・経済の動向が不安定な中で、経済の情勢は、多様な要因で大きく変化します。このため、本計画では当面 5 年間の財政計画を示すこととし、実施計画において、社会・経済の動向を反映した中期財政計画を立案し、計画の進行管理を行うこととします。

■普通会計歳入の見通し（単位：億円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
地方税	132	130	131	130	132	131
地方譲与税	15	15	17	18	20	20
地方交付税	33	34	33	30	25	19
国庫支出金	22	28	22	22	22	22
県支出金	13	12	12	12	12	12
国庫依存財源計	83	89	84	82	79	73
使用料および手数料	8	8	8	8	8	9
繰入金	18	16	8	8	6	6
諸収入等	13	13	13	12	12	12
その他	39	37	29	28	26	27
地方債	17	31	13	13	13	13
歳入合計	271	287	257	253	250	244

■普通会計歳出の見通し（単位：億円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人件費	58	58	56	55	55	55
扶助費	36	35	36	36	37	37
公債費	35	34	36	33	32	31
義務的経費計	129	127	128	124	124	123
物件費	46	45	46	46	46	46
維持補修費	5	5	5	5	5	4
補助費等	34	28	24	24	21	20
積立金（投資・出資等）	1	1	1	1	1	1
繰出金	23	23	23	23	23	22
その他の経費計	109	102	99	99	96	93
普通建設事業費	33	58	30	30	30	28
歳出合計	271	287	257	253	250	244

(2) 都市基本指標

総合計画の進捗状況や方向性を確認するため、市民幸福度指標について検討するとともに、人口関連指標、経済関連指標、財政健全度指標を設定します。

① 市民幸福度指標

「田原市民が幸福を追求できる環境」や、その整備に向けた「取組」、市民の幸福の状況を測る「市民幸福度指標」等を設定するため、検討組織を設置します。なお、人の「幸福感」は、時代や年齢、個人が置かれている状況などによって大きく変化するため、上記については継続的に調査・研究を進めていきます。

これにより、「取組」の重点化を図るなど、指標により得られた評価を、政策に確実に反映していきます。

② 人口関連指標

国勢調査における本市の総人口は平成22年で64,119人となっており、平成17年から2,271人の減少がみられます。全国的に急激な人口減少が進行することから、本市においても、今後は全国の多くの自治体と同様に人口減少、少子高齢化の進行を避けることは困難な状況にあり、平成17年と平成22年の国勢調査結果から推計した本市の将来人口は、計画目標年次である平成34年度には約58,100人まで減少する見込みとなっています。

しかしながら、本市は臨海工業用地や農業・観光等の産業を有しており、これら産業の活性化やまちの未来を担う若年世代の居住誘導、さらには少子化対策など戦略的な取組等により、人口の減少に可能な限り歯止めをかけ、まちの活力を維持することとします。

今後、人口増加に寄与する様々な施策に取り組むことで、最大限の人口増加を図ります。

人口関連指標向上に向けた方向性

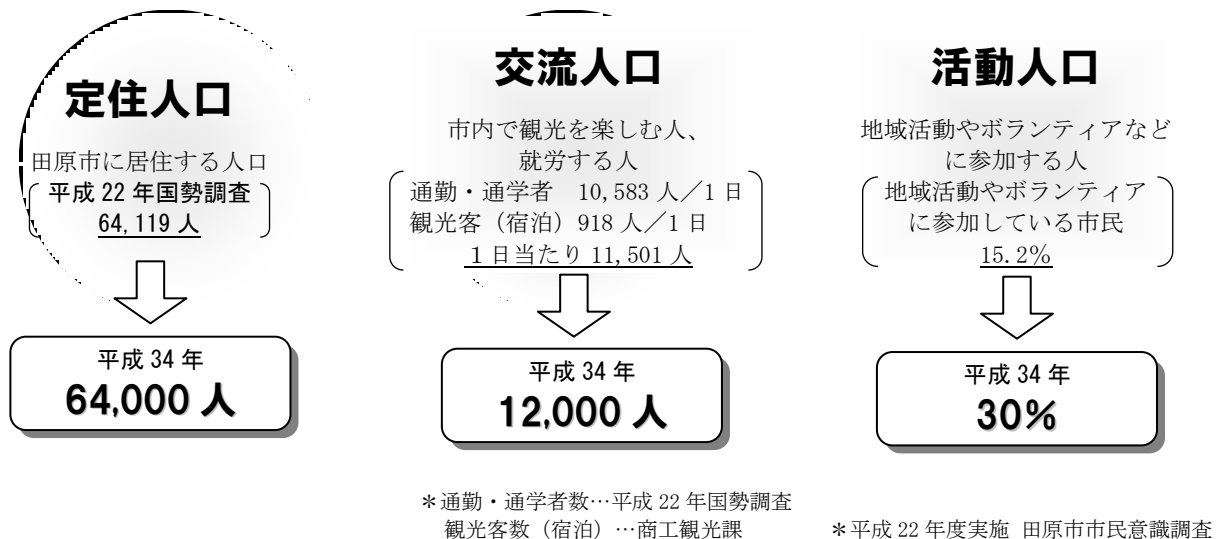
- 高齢者1人に対する若年人口は年々減少し、1人で1人を負担する肩車型社会の到来が予測されているため、特に若年世代に的を絞り、人口増加のための施策を進めます。
- 人口減少社会、少子高齢化の状況を踏まえ、これまでの人口関連指標（定住人口）のみではなく、新たに「活動人口」や「交流人口」を増加させる施策を進め、まちの活力の維持・拡大を図るとともに、持続的な発展を目指します。

「定住人口」は、人口増加（または人口減少の抑制）に寄与する様々な施策を積極的に進めることで、平成34年において64,000人の維持を目指します。

「交流人口」は、市外から訪れる観光客と通勤・通学者を対象として位置付けます。田原市で働き、学び、そして消費活動を行うなど、まちの活性化に寄与する交流人口の増加を目指します。

「活動人口」は、田原市のまちづくりに参加・参画する人であり、活動のすそ野を広げる観点から、市民意識調査において地域活動やボランティア活動に「現在活動している」と回答する市民の割合を高めていきます。

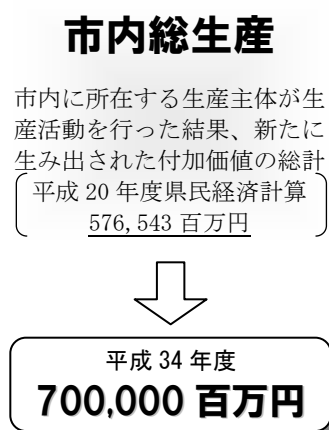
■平成 34 年の目標人口フレーム



③経済関連指標

積極的な企業誘致、農・漁業、商工業、観光産業などの振興を図ることで、平成 34 年度において市内総生産の 700,000 百万円までの拡大を目指します。

■平成 34 年度の市内総生産の目標



*平成 19 年度総生産額 1,038,300 百万円
の概ね 2/3 までの回復を目指す

④ 財政健全度指標

効率的な財政運営の指標として、「基金残高」「公債費」「経常収支比率」「財政力指数」「健全化判断比率および資金不足比率」「財政書類4表」を設定し、適正な財政運営に努めます。

1) 基金残高

平成23年度末の積立金残高（普通会計）は約94億円となっています。このうち、財政調整基金残高は約55億円で、当面は取り崩しにより減少が見込まれますが、平成29年度末においては、標準財政規模の2割に相当する37億円程度の残高を確保していきます。

2) 公債費

平成23年度末の地方債残高（普通会計）は約271億円で、公債費比率は7.4%となっています。今後は、合併特例債償還金の増加等により11.1%まで上昇する見込みですが、平成29年度には借入れの抑制から、残高は約193億円まで減少する見込みです。数値の動向を見ながら地方債の新規発行をしていきます。

3) 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、市税等の経常的一般財源収入がどの程度充てられているかをみるもので、数字が小さいほど財政に弾力性があることを示しています。平成23年度には86.3%となっていますが、今後は、交付税の合併算定替終了等による数値の上昇要因を抱えていますので、この水準を維持するため税等の収入確保や経費の削減に努めます。

4) 財政力指数

財政基準の強弱を示す数値で、「1.0」の時に収支の均衡を示し、行政需要に対し収入が多い場合に1.0を上回る数値となります。平成24年度の財政力指数は0.96であるため、今後は、収支の均衡を図って財政基盤の強化に努めます。

5) 健全化判断比率および資金不足比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするとともに、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を算定し、また、公営企業の経営状況を判断するため資金不足比率を算定しています。これらの指標により、公営企業から広域連合、外部団体までを対象とした財政状況が明らかになるとともに、外部団体への債務保証など今後発生しうる負担リスクについても計上されることとなりました。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。今後も早期健全化基準等を超えない財政運営に努めます。

6) 財政書類 4 表

財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）は、内部管理強化と外部への分かりやすい財務情報の開示のために作成し、現金の出入だけでなく年度末の資産や負債のストック情報などを公表しています。代表的な指標のひとつである平成 22 年度末の純資産比率は 85.5%となっており、これは総資産のうち返済義務のない純資産の割合を示すもので、本市は東三河各市と比較して高い水準となっています。しかし、市民 1 人当たりの負債額は 44 万円と東三河各市と比べても高額となっているため、今後は地方債残高に留意しながら施設整備を進める必要があります。

基本計画



第 1 章 基本計画の枠組み

(1) 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に位置付けられた将来都市像の実現を図るため、計画期間内に具体的に取り組む事業の方策を示すもので、「重点プロジェクト」「施策の大綱」「分野別計画」「計画推進のために」で構成します。

①重点プロジェクト

序論で整理した田原市の課題の克服のために、本計画期間内に全 7 分野（市民環境、健康福祉、産業経済、都市整備、教育文化、消防防災、行財政）を横断して重点的に実施すべき取組を示します。

②施策の大綱

総合計画を構成する全 40 施策の分野別の枠組みを示します。

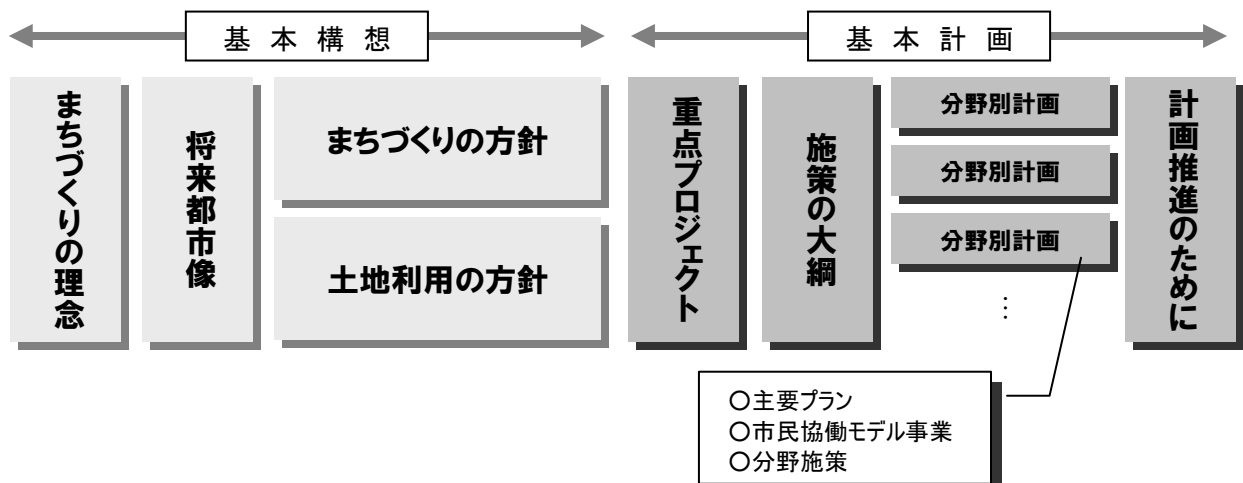
③分野別計画

重点プロジェクトと連動し、各分野において重点的に実施すべき取組である「主要プラン」、各分野における市民協働の在り方のモデルとして取り組む「市民協働モデル事業」、各分野を構成する施策の概要を示す「分野施策」を示します。

④計画推進のために

計画を推進する上で必要となる体制の整備並びに進行管理を図るための視点を示します。

■計画の構成



第 2 章 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクト

序論で整理した田原市の課題の克服を目指し、将来都市像の実現を図るため、本計画期間内に全分野を横断して重点的に取り組む7つのプロジェクトを示します。

■田原市の課題（再掲）

- 1) 人口減少と高齢化時代への対応
- 2) 市民の安全を守る都市の形成と地域防災力の向上
- 3) 子育て・教育環境の向上と、地域活力を支える人材の育成
- 4) 活力ある産業の育成と操業環境の向上
- 5) 生活を支え賑わいの核となる市街地の整備
- 6) 優れた自然環境の保全と地球環境への対応
- 7) 行政の効率性と透明性の向上

① 人が人を支える協働の体制づくりプロジェクト

「高齢化時代への対応」「地域防災力の向上」「子育て・教育環境の向上」「優れた自然環境の保全」等に対応するため、校区コミュニティ協議会による地域づくりを支援するとともに、介護、子育て、清掃、防災など様々な活動において、多様な主体による市民協働体制の構築を促進します。

また、あらゆる機会を捉えて、まちづくり等への参加意識を高めるとともに、市民が活動に取り組む場や機会を提供することで、地域づくり・まちづくりの担い手の増加を図ります。さらに、活動団体間において相乗効果が生まれるよう、人と人、活動と活動とをつなぐネットワーク機能を強化し、活動の広がりや質の向上も図っていきます。

■関連する主要プラン

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ◆市民活動のすそ野を広げる担い手づくり | 【市民環境】 |
| ◆危機意識を高め、地域一体となった防犯・交通安全対策の充実 | 【市民環境】 |
| ◆清掃・水質浄化活動の活性化による美しいまちづくり | 【市民環境】 |
| ◆政策方針決定過程への女性の積極的な参加 | 【市民環境】 |
| ◆誰もが、いつまでも地域で生活できるまちづくり | 【健康福祉】 |
| ◆子どもと地域との交流機会の充実 | 【教育文化】 |
| ◆地域における防災組織の強化 | 【消防防災】 |
| ◆災害時要援護者対策の強化 | 【消防防災】 |

② 地域の安心安全向上プロジェクト

「人口減少への対応」「高齢化時代への対応」「市民の安全を守る都市の形成」「地域防災力の向上」「子育て環境の向上」等に対応するため、地域の防災力・防犯力・交通安全の向上や医療体制の充実など、安心安全に資する地域づくりを推進します。

安心安全は人々が暮らしの中で最も重視するものであるため、突発的な災害への備えや、犯罪・交通事故に対する不安軽減に、地域ぐるみで対応できるよう支援していきます。さらに、市民が助け合い、支え合いながら、子どもや高齢者が健やかに生活することができる環境、地域づくりに取り組んでいきます。

■関連する主要プラン

◆危機意識を高め、地域一体となった防犯・交通安全対策の充実	【市民環境】（再掲）
◆誰もが、いつまでも地域で生活できるまちづくり	【健康福祉】（再掲）
◆元気で長生きを目指す健康づくり	【健康福祉】
◆安心して子どもを産み、育てられる環境づくり	【健康福祉】
◆安心して医療にかかることができるまちづくり	【健康福祉】
◆災害に備えたライフライン・都市基盤づくり	【都市整備】
◆防災についての意識啓発と正しい知識の普及	【消防防災】
◆地域における防災組織の強化	【消防防災】（再掲）
◆災害時要援護者対策の強化	【消防防災】（再掲）

③ ふるさと人材育成プロジェクト

「子育て・教育環境の向上」「地域活力を支える人材の育成」「活力ある産業等の育成」に対応するため、子どもたちが田原市の風土や文化、生業などを学び、体験できる機会を充実し、地域の特性を活かした家庭教育、地域教育、学校教育を進め、まちぐるみでの子育て・教育を推進します。

また、故郷に誇りと愛着を抱きながらも、先進的かつ国際的な視野を持ち、国内外に向けて個性や魅力、情報など様々な発信ができる人材の育成を図るとともに、学習の機会や情報を提供するなど、人材を育成するための環境整備に取り組みます。

■関連する主要プラン

◆担い手の育成	【産業経済】
◆子どもの個性をみかく学びの環境づくり	【教育文化】
◆子どもと地域との交流機会の充実	【教育文化】（再掲）
◆次の世代への田原市の歴史・文化の継承	【教育文化】
◆身近に文化・芸術・スポーツがある地域づくり	【教育文化】
◆シティセールス活動の推進	【行財政】

④ 地域の活力創出プロジェクト

「人口減少への対応」「地域活力を支える人材の育成」「活力ある産業の育成」「操業環境の向上」「賑わいの核となる市街地の整備」等に対応するため、本市が有する地域資源を発掘、磨きあげるとともに、効率的かつ効果的な情報発信を行い、田原市の魅力度・知名度を高めていきます。

多様な産業や豊かな自然環境は本市の強みです。これらの地域資源を顧客のニーズに合わせて、新たな魅力として再構築します。併せて、ターゲットを絞り込んで誘客を図るなど、情報発信を洗練化します。これらの取組を通じて、国内外に対し田原市の持つポテンシャルを発信することで定住人口・交流人口・活動人口の拡大や企業立地の拡大を図ります。

さらに、広域連携により、地域全体の価値を高めていくことにも取り組んでいきます。

■関連する主要プラン

◆担い手の育成	【産業経済】（再掲）
◆地域ブランドの推進	【産業経済】
◆賑わいのあるまちなかの創出	【産業経済】
◆観光プロモーションの充実	【産業経済】
◆シティセールス活動の推進	【行財政】（再掲）
◆広域連携の強化	【行財政】

⑤ 快適で賑わいのある市街地づくりプロジェクト

「人口減少への対応」「高齢化時代への対応」「活力ある産業の育成」「賑わいの核となる市街地の整備」「地球環境への対応」等に対応するため、商業・サービス業の振興、都市機能の集約化、交通体系の充実、集客のためのイベントの支援など、ハード・ソフトの両面から効率的で賑わいと活力のある市街地の形成に取り組めます。これにより、市内外から市街地への定住誘導を図るとともに、市街地を訪れる機会を拡大し、定住人口や交流人口の増加を図ります。

また、市街地と集落地域を結ぶ地域公共交通については、高齢者の移動、通学、通院などを考慮すれば必要不可欠なものであることから、路線や運行形態の在り方について、市民との意見交換を重視し慎重に検討を進めていきます。

このほか、歴史景観等を活かした良好な街並みの整備・保全に努めます。

■関連する主要プラン

◆賑わいのあるまちなかの創出	【産業経済】（再掲）
◆使いやすく適正な公共交通の仕組み構築	【都市整備】
◆田原市の自然を活かした美しい景観の形成	【都市整備】

⑥ 環境と共生する地域づくりプロジェクト

「優れた自然環境の保全」「地球環境への対応」「活力ある産業の育成」等に対応するため、市民一人ひとりに環境にやさしい生活の必要性を啓発するとともに、環境先進都市としての自負をもって、菜の花エコ、再生可能エネルギーの導入、資源循環の推進、省エネルギーの推進など、環境負荷の低減に向けたまちづくりを推進します。

また、周囲の環境を美しく保つための活動を地域全体に広げていくことで、本市の有する美しい自然環境や景観の保全へとつなげていきます。このため、景観行政団体[※]への移行や、景観に関する条例の制定について検討していきます。

■関連する主要プラン

◆清掃・水質浄化活動の活性化による美しいまちづくり	【市民環境】（再掲）
◆再生可能エネルギー等を活かした持続する地域づくり	【市民環境】（再掲）
◆美しく、安全で快適な道路環境の維持	【都市整備】
◆田原市の自然を活かした美しい景観の形成	【都市整備】（再掲）

⑦ 持続可能な行財政基盤構築プロジェクト

「行政の効率性と透明性の向上」等に対応するため、さらなる財政規模の縮小を想定に入れ、人材・資産・税等の運用を行い、効率的な行財政運営を推進します。

特に、公共施設については、その多くが高度成長期からバブル期にかけて建築されており、今後、同時期に更新を迎えることとなります。このため、施設の縮減・最適化に取り組むとともに、必要な施設については年度間の更新費用の平準化を図るなど、ファシリティマネジメント[※]に取り組んでいきます。

また、参加と協働の一層の推進を図るため、市民と行政の間で情報の受発信を積極的に行うことで、市民の声をまちづくりに反映していきます。

さらには、広域連携など東三河地域における新たな連携の動きに注視し、事務の共同化による効率化や、より高度な市民サービスの提供等について、可能性を探っていきます。

■関連する主要プラン

◆公共施設適正化の推進	【行財政】
◆広域連携の強化	【行財政】（再掲）
◆「参加と協働」を主眼においた行政運営の推進	【行財政】（再掲）

※ 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。

※ ファシリティマネジメント

企業・団体などの全施設および環境を経営的視点から総合的に企画、管理、活用する経営管理活動。

第 3 章 施策の大綱

(1) 施策の大綱

将来都市像の実現に向けて、7つの分野で構成される「施策の大綱」を、次のとおり定めます。

① 市民環境分野 ～みんなで作る美しいまち～

年代、性別、国籍にかかわらず、多くの市民が様々な活動に参加できる環境をつくるとともに、活動を担う人材を育成することで、市民活動・地域活動の活性化を図ります。

さらには、地域防犯・交通安全、環境保全など地域の主体的な取組を支援することで、地域コミュニティの絆の強化を図ります。

また、環境負荷の低減や資源循環を推進し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

② 健康福祉分野 ～笑顔とやさしさの満ちあふれるまち～

各種福祉の充実を図るとともに、福祉活動に主体的に取り組む人材を育成することで、地域で高齢者や障がい者等を支えることができる体制を整備します。

また、健康づくりの推進や地域医療体制、保険制度の充実を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、誰もが安心して暮らせるまちを構築します。

③ 産業経済分野 ～暮らしを支え、未来を創造するまち～

本市の強みである農業・漁業・工業をはじめ、各種産業の活性化を図るとともに、自然環境や歴史・文化・産業などの観光資源を有効活用し、交流人口の拡大に努めます。

併せて、産学官連携や他業種連携、人材育成、チャレンジ促進などにより、本市に潜在する地域資源を磨き上げ、付加価値の高い新たな産業の創出・振興に取り組みます。

また、勤労者の支援や消費トラブルの回避に向けた取組を行います。

④ 都市整備分野 ～地域特性を活かした暮らしやすいまち～

都市基盤の整備や耐震化、適切な維持管理により、暮らしやすい住環境を整え、市民の居住満足度を高めるとともに、市外からの定住を促進します。

さらには、幹線道路等の整備を推進し、併せて三河田原駅を中心に地域公共交通の利便性を高めることで、市内外への移動を円滑にします。

このほか、豊かな自然環境の保全や美しい景観を保持し、地域資源を次世代へと継承していきます。

⑤ 教育文化分野 ～ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち～

家庭、学校、地域、団体・事業者など地域社会が協働し、自然風土、歴史、文化、産業等に関して理解を深める「ふるさとに学ぶ教育」を推進し、故郷に誇りと愛着を持ち、ふるさとを心のよりどころとして、グローバルに活躍できる人材を育成します。

また、子どもにとって、最適な教育環境を整えます。

このほか、生涯を通じて学習・文化・スポーツに親しめる環境を充実するとともに、本市固有の歴史・文化・風土の継承に取り組んでいきます。

⑥ 消防防災分野 ～ともに築く安全なまち～

政府における南海トラフ巨大地震の被害想定や、津波防災地域づくりに関する法律等への対応を着実に図ります。

市民の防災・減災意識を高め、迅速・安全に避難するための取組を支援し、併せて防災基盤の整備を推進・促進することで、市民の生命を確実に守ります。

また、本市の地理的特性や地域の実態に則した消防・救急体制の充実を図ります。

⑦ 行財政分野 ～協働と連携による健全経営のまち～

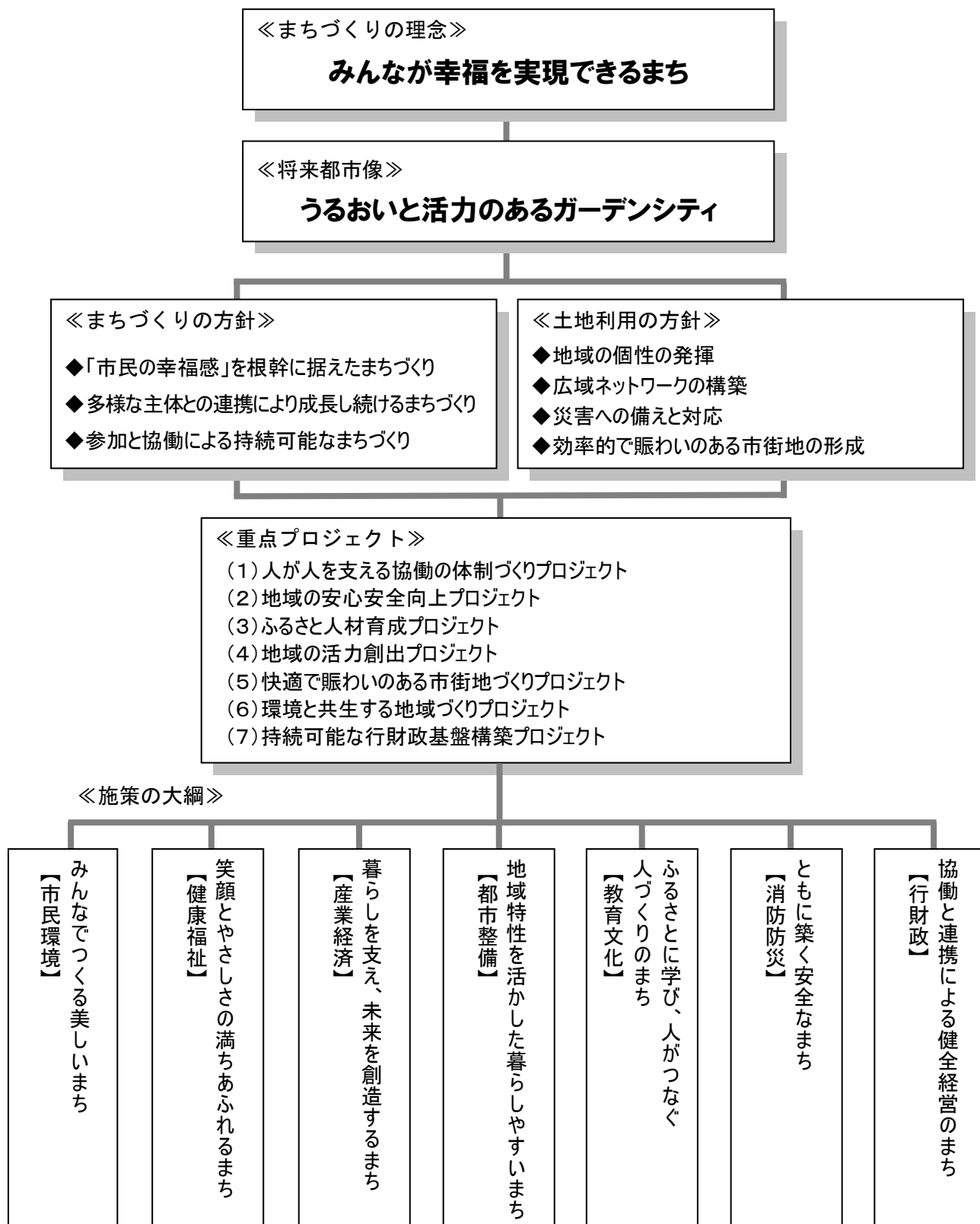
市政への参加と協働を推進する一方、行政資源の適切な運用を図り、効率的な行財政運営に取り組むことで、都市の自立を図ります。

また、市民ニーズや国際化・情報化など新たな時代の動きに的確に対応し、市民の視点に立った行政サービスの提供に努めます。

さらに、東三河地域や三遠南信地域などの自治体との広域的な連携を強化し、水資源の確保など本市が有する課題への対応を図るとともに、国内外に対し本市並びに地域の魅力を発信することで、田原市および圏域全体の価値を高めていきます。

第4章 分野別計画

(1) 施策の体系



基本計画の施策体系

1 市民環境分野

- 施策1-1 参加と協働の推進
- 施策1-2 地域防犯・交通安全の推進
- 施策1-3 環境共生まちづくり
- 施策1-4 環境保全の推進
- 施策1-5 衛生対策の推進
- 施策1-6 資源循環の推進

2 健康福祉分野

- 施策2-1 健康づくりの推進
- 施策2-2 医療の充実
- 施策2-3 地域福祉の充実
- 施策2-4 児童福祉の充実
- 施策2-5 障がい者福祉の充実
- 施策2-6 高齢者福祉の充実
- 施策2-7 社会保障の充実

3 産業経済分野

- 施策3-1 農業の振興
- 施策3-2 水産業の振興
- 施策3-3 工業の振興
- 施策3-4 商業の振興
- 施策3-5 観光の振興
- 施策3-6 労働環境・消費生活の充実

4 都市整備分野

- 施策4-1 交通基盤の整備
- 施策4-2 公共交通の整備
- 施策4-3 港湾・河川・海岸の整備
- 施策4-4 市街地の整備
- 施策4-5 地域・住環境の整備
- 施策4-6 上下水道の整備
- 施策4-7 自然環境の保全
- 施策4-8 緑と景観の保全

5 教育文化分野

- 施策5-1 学校教育の充実
- 施策5-2 生涯学習の充実
- 施策5-3 スポーツの振興
- 施策5-4 青少年健全育成
- 施策5-5 芸術文化の振興
- 施策5-6 文化財の継承

6 消防防災分野

- 施策6-1 消防・救急体制の充実
- 施策6-2 防災・減災体制の充実

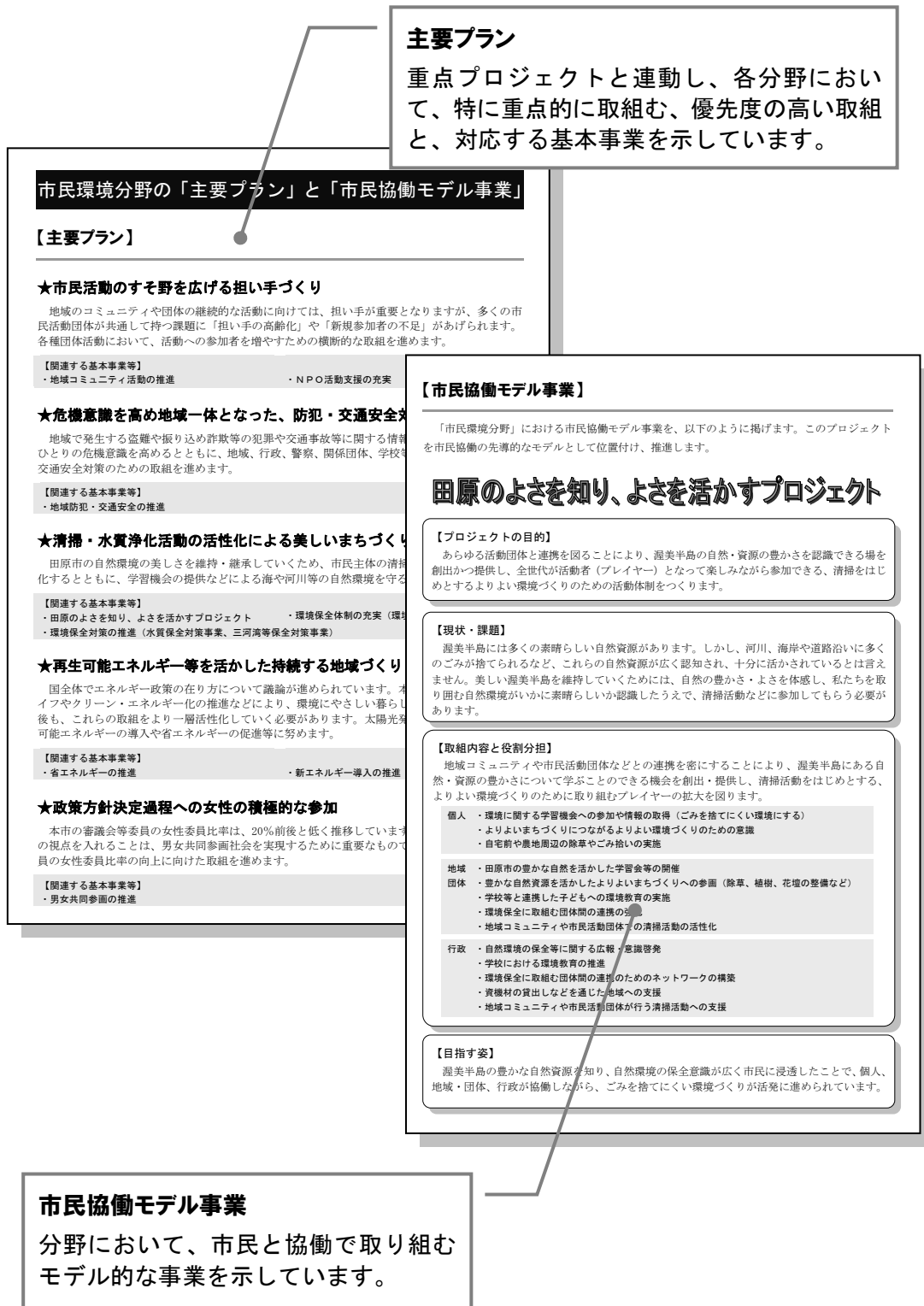
7 行財政分野

- 施策7-1 国際化の推進
- 施策7-2 情報体制の充実
- 施策7-3 広域連携の推進
- 施策7-4 水資源の確保
- 施策7-5 行財政運営

(2) 分野別計画

分野別計画では、7分野において、特に主要な取組となる「主要プラン」、市民協働のモデル事業となる「市民協働モデル事業」、施策体系に基づく「分野施策」を示します。

■基本計画の見方①【主要プラン、市民協働モデル事業】



■基本計画の見方②【分野施策】

施策の目指す姿

施策ごとに、計画期間に目指す将来像（市全体の姿）を明らかにしています。

施策1-3 環境共生まちづくり

【施策の目指す姿】

○災害に強く環境負荷の少ない地域づくり、活発な産業と豊かな生活の実現、未利用資源の発掘、世代を超えて引き継ぐ地域づくりを推進し、「環境と共生する豊かで持続する地域」を目指します。

【現状・課題】

- 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等を背景に、エネルギー問題や地球温暖化問題は新たな局面を迎えています。大量にエネルギーを消費する現在の生活を見つめ直し、省エネルギーの一層の推進や自然エネルギーの利用拡大など、さらなる取組の強化が求められています。
- 本市では、平成19年3月に策定した「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」に基づき、菜の花エコプロジェクトや廃棄物リサイクルプロジェクト、エコ・エネルギー導入プロジェクト、省エネルギー推進プロジェクトなど各種の施策を推進しています。
- 遊休農地への菜の花作付けによって健全化した農地の供給、住宅への太陽光発電システムの導入、省エネに関する市民への意識啓発などは順調に進んでいます。今後は、菜の花作付けによる健全化した農地を新たな担い手に引き渡す面積の拡大や畜産等廃棄物の堆肥化およびエネルギー化による利用の促進、新エネ・省エネに対する市民意識の一層の向上が求められています。

【データ等】

- 【データ】市内風力発電の立地状況
一般住宅の太陽光発電導入状況
- 【写真】風車
菜の花

【施策の目標指標】

成果指標	平成18年	平成23年	平
太陽光発電システム持ち家世帯設置率	3.8%	7.2%	
公共施設への太陽光発電システム導入率	15.7%	26.5%	
菜の花エコプロジェクトによる新たな担い手に農地を引き渡した面積	0.87ha	1.23ha	

現状・課題

施策ごとに、これまでの取組や市の現状、今後の課題を記載しています。

主な取組

施策ごとに取り組む事業を記載しています。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
環境共生まちづくりの推進	○たはらエコ・ガーデンシティ構想の効率的かつ効果的な実現を図るために、推進組織の運営、推進計画の策定、啓発事業等に総合的に取り組みます。	・エコ・ガーデンシティ構想推進事業
省エネルギーの推進	○イベント等を開催し、節電など省エネルギーに関する市民の意識を高めます。	・省エネルギー普及促進事業
新エネルギー導入の推進	○地域資源を活用した新エネルギー等（太陽光発電システムや電気自動車・プラグインハイブリッド車）を導入する市民・事業者等を支援するほか、新エネルギーの普及促進を図ります。	・新エネルギー普及促進事業
エコ活動の推進	○地域の豊かな自然・社会環境を将来に引き継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして遊休農地の有効利用を図るとともに、日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の取組および普及啓発等の事業推進を図ります。	・菜の花エコプロジェクト推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・環境学習やイベントへの積極的な参加により、環境共生の意識を高めます。
・節電など省エネルギーに配慮した生活を心掛けます。
・遊休農地を活用し、菜の花エコプロジェクトに参加します。
- <地域> ・日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の取組に参加します。
- <事業者> ・節電など省エネルギーに配慮した事業活動を心掛けます。
・エコアクション21の取得に取り組みます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
菜の花による遊休農地対策と景観づくり ○「NPO法人田原菜の花エコネットワーク」では、遊休農地対策として、菜の花等を栽培し、景観の保全・美化を図るとともに、健全化した農地を新たな担い手に提供しています。	新エネルギーの活用促進 ○新エネルギーに関する情報を収集し、市民や事業者に対して情報を提供することで、太陽光発電などの新エネルギーの活用を促進します。

施策の目標指標

施策ごとに、達成状況を知るための指標を記載しています。定期的に数値の確認を行います。

協働のひよこ

現在、田原市で行われている各分野の協働の取組（優良事例）です。

協働のたまご

協働の取組を活発にするためのアイデアです。

市民一人ひとりの活動

施策ごとに、「市民」「地域」「事業者」に期待される取組を記載しています。

1 市民環境分野

市民環境分野の「主要プラン」と「市民協働モデル事業」

【主要プラン】

★市民活動のすそ野を広げる担い手づくり

地域のコミュニティや団体の継続的な活動に向けては、担い手が重要となりますが、多くの市民活動団体が共通して持つ課題に「担い手の高齢化」や「新規参加者の不足」があげられます。各種団体活動において、活動への参加者を増やすための横断的な取組を進めます。

【関連する基本事業等】

- ・地域コミュニティ活動の推進
- ・NPO活動支援の充実

★危機意識を高め、地域一体となった防犯・交通安全対策の充実

地域で発生する盗難や振り込め詐欺等の犯罪や交通事故等に関する情報発信を行い、市民一人ひとりの危機意識を高めるとともに、地域、行政、警察、関係団体、学校等が連携し地域の防犯・交通安全対策のための取組を進めます。

【関連する基本事業等】

- ・地域防犯・交通安全の推進

★清掃・水質浄化活動の活性化による美しいまちづくり

田原市の自然環境の美しさを維持・継承していくため、市民主体の清掃・水質浄化活動を活性化するとともに、学習機会の提供などによる海や河川等の自然環境を守る意識を高めます。

【関連する基本事業等】

- ・田原のよさを知り、よさを活かすプロジェクト
- ・環境保全体制の充実（環境学習・啓発事業）
- ・環境保全対策の推進（水質保全対策事業、三河湾等保全対策事業）

★再生可能エネルギー等を活かした持続する地域づくり

国全体でエネルギー政策の在り方について議論が進められています。本市はこれまでもエコライフやクリーン・エネルギー化の推進などにより、環境にやさしい暮らしを進めてきており、今後も、これらの取組をより一層活性化していく必要があります。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進等に努めます。

【関連する基本事業等】

- ・省エネルギーの推進
- ・新エネルギー導入の推進

★政策方針決定過程への女性の積極的な参加

本市の審議会等委員の女性委員比率は、20%前後と低く推移しています。あらゆる分野に女性の視点を入れることは、男女共同参画社会を実現するために重要なものであるため、審議会等委員の女性委員比率の向上に向けた取組を進めます。

【関連する基本事業等】

- ・男女共同参画の推進

【市民協働モデル事業】

「市民環境分野」における市民協働モデル事業を、以下のように掲げます。このプロジェクトを市民協働の先導的なモデルとして位置付け、推進します。

田原のよさを知り、よさを活かすプロジェクト

【プロジェクトの目的】

あらゆる活動団体と連携を図ることにより、渥美半島の自然・資源の豊かさを認識できる場を創出かつ提供し、全世代が活動者（プレイヤー）となって楽しみながら参加できる、清掃をはじめとするよりよい環境づくりのための活動体制をつくります。

【現状・課題】

渥美半島には多くの素晴らしい自然資源があります。しかし、河川、海岸や道路沿いに多くのごみが捨てられるなど、これらの自然資源が広く認知され、十分に活かされているとは言えません。美しい渥美半島を維持していくためには、自然の豊かさ・よさを体感し、私たちを取り囲む自然環境がいかに素晴らしいか認識したうえで、清掃活動などに参加してもらう必要があります。

【取組内容と役割分担】

地域コミュニティや市民活動団体などとの連携を密にすることにより、渥美半島にある自然・資源の豊かさについて学ぶことのできる機会を創出・提供し、清掃活動をはじめとする、よりよい環境づくりのために取り組むプレイヤーの拡大を図ります。

個人

- ・ 環境に関する学習機会への参加や情報の取得（ごみを捨てにくい環境にする）
- ・ よりよいまちづくりにつながるよりよい環境づくりのための意識
- ・ 自宅前や農地周辺の除草やごみ拾いの実施

地域団体

- ・ 田原市の豊かな自然を活かした学習会等の開催
- ・ 豊かな自然資源を活かしたよりよいまちづくりへの参画（除草、植樹、花壇の整備など）
- ・ 学校等と連携した子どもへの環境教育の実施
- ・ 環境保全に取り組む団体間の連携の強化
- ・ 地域コミュニティや市民活動団体での清掃活動の活性化

行政

- ・ 自然環境の保全等に関する広報・意識啓発
- ・ 学校における環境教育の推進
- ・ 環境保全に取り組む団体間の連携のためのネットワークの構築
- ・ 資機材の貸出しなどを通じた地域への支援
- ・ 地域コミュニティや市民活動団体が行う清掃活動への支援

【目指す姿】

渥美半島の豊かな自然資源を知り、自然環境の保全意識が広く市民に浸透したことで、個人、地域・団体、行政が協働しながら、ごみを捨てにくい環境づくりが活発に進められています。

施策 1 - 1 参加と協働の推進

【施策の目指す姿】

- 市民参加と協働を基本として、地域コミュニティ団体、NPO・ボランティア団体などとの連携と適切な役割分担により、魅力と特色ある住みよいまちを目指します。
- 男女が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせるよう、市民・団体・事業者と行政が連携・協働し、男女共同参画社会の実現を目指します。

【現状・課題】

- 地方分権や地域主権、行財政改革が進む中、「参加と協働」はまちづくりにおいて最も重要なテーマの一つとなっています。本市ではこれまで、「田原市市民協働まちづくり条例」の施行や「田原市の市民協働まちづくり方針」の策定などにより、協働のためのルールづくりを進めてきました。今後も、これらの条例や方針を広く市民に浸透させるとともに、市民参画と協働のまちづくりをより一層進めるための仕組みづくり、体制づくりが求められています。
- 防災・防犯、子どもや高齢者の見守り、環境保全など、地域で取り組まなければならない課題が増加しており、地域コミュニティによる互助活動への期待がますます高まっています。本市では、20の校区コミュニティ協議会（小学校区単位）とそれらを構成する106の地区自治会の2階層による主体的な地域運営が進められています。さらに、校区コミュニティ協議会の連合組織である田原市地域コミュニティ連合会による地域活性化の自主活動も行われています。しかし、小規模な地域コミュニティ団体では、役員などの人材確保や業務負担の増大といった課題も少なくありません。
- 地域コミュニティのほかにも、地域の公益的活動の担い手として、NPOやボランティアなどの分野コミュニティに大きな期待が寄せられています。本市では、NPOだけでなく、スポーツ・文化などの団体、産業団体、労働者組織等を含む多数の団体が、それぞれの分野で地域社会の発展や公共の利益に貢献しています。今後は、各分野の団体の相互連携やネットワーク化を支援していく必要があります。
- まちづくりの様々な分野において、男女の多様な視点を取り入れることが重要です。地域特性に合った意識啓発や社会的性差にとらわれない環境づくりを進め、男女がよきパートナーとして、共に活動できる環境をつくっていくことが求められています。

【データ等】 校区・自治会の表(人口・世帯)、地域コミュニティへの支援状況

NPO団体数、市民活動支援センター相談件数、
「男女共同参画」の認知度推移、審議会委員等の女性比率推移

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
「しみんのひろば」参加団体数	—	35 団体	50 団体	50 団体
男女共同参画の認知度	37.2%	35.3%	50%	50%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
協働のまちづくり体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「田原市市民協働まちづくり条例」に基づき、市民協働まちづくり会議の運営を行うほか、市民協働まちづくり事業補助金など提案型事業を実施し、市民活動団体の公益活動を支援する体制を整えます。 ○公益的な活動を行う市民活動団体が安心して活動できるよう、事故等に対する補償制度などにより支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり体制確立事業 ・市民協働まちづくり基金積立事務 ・社会貢献活動災害補償保険事務
地域コミュニティ協働体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○田原市地域コミュニティ連合会の運営支援や情報提供、まちづくりアドバイザーの派遣等により、校区まちづくり計画の策定および推進支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ振興事業
地域コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ団体の自主的活動や市との協働事業への助成を行い、地域の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動支援事業
地域コミュニティ拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ団体の活動拠点となる集会所等の施設や備品、広場、公園などの整備支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設等整備支援事業
NPO活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○田原市民活動支援センターの機能を強化し、NPOやボランティア団体に対する設立・運営支援、情報提供、各種相談等を行います。 ○市民活動団体交流イベント「しみんのひろば」の開催や団体連携活動への助成などで、市民活動の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO活動振興事業
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「田原市男女共同参画推進プラン」に基づき、市民・団体・事業者と協働し、田原市男女共同参画推進懇話会の運営や各種啓発、調査研究、フェスティバルの開催等により、男女共同参画社会の実現を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- ＜市民＞
- ・「田原市市民協働まちづくり条例」や「田原市の市民協働まちづくり方針」の内容を一人ひとりが理解します。
 - ・年齢、性別、職業などに関係なく、一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、自治会や校区協議会などの地域活動に積極的に参加します。
 - ・一人ひとりの得意なことや意欲を活かして公益的活動に参加します。
 - ・身近な生活の中にある、社会的性差に基づく固定的な性別役割分担意識を見直します。
- ＜地域＞
- ・地域で策定する「校区まちづくり推進計画」を地域みんなで推進します。
 - ・地域のふれあい活動や環境整備など、地域の特色に応じた自主活動を行います。
 - ・分野コミュニティ団体等と連携を強化し、地域コミュニティの活動に広がりを持たせます。
 - ・自治会運営など、地域活動の方針決定の場への女性の参画を進めます。
- ＜事業者＞
- ・地域活動やボランティア活動、NPO活動に協力します。
 - ・男女が共に働きやすくなるよう、従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を進めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>市民視点からの計画づくり</p> <p>○本市の様々な分野のまちづくり計画を策定する際に、市民活動団体や経済団体が参画することで、市民視点からの意見を盛り込んでいます。</p> <p>自治会や校区コミュニティ協議会の活動</p> <p>○自治会や校区コミュニティ協議会では、地域の美化活動や福祉活動、施設の管理など、暮らしやすい地域づくりに向けた活動を行っています。</p> <p>自治会や校区コミュニティ協議会活動への支援</p> <p>○自治会や校区コミュニティ協議会の活動が活性化するように、まちづくりアドバイザー等による支援等を行っています。</p> <p>男女共同参画に関するイベントや啓発活動</p> <p>○市民活動団体や事業者との協力の下、男女共同参画に関する意見交換、イベント開催や啓発活動などを行っています。</p>	<p>「協働」の考え方の共有</p> <p>○市民参加や協働の考え方が広く浸透するように、地域の会合や市民活動団体の学習機会に、条例や協働のまちづくり方針について分かりやすくお知らせします。</p> <p>様々な会議への女性参画の促進</p> <p>○市の施策や地域活動など、様々な方針決定の過程で女性の視点が盛り込まれるようにするため、女性が参画しやすい環境をつくりまします。</p>

施策 1 - 2 地域防犯・交通安全の推進

【施策の目指す姿】

- 犯罪のない安心して暮らせる地域を目指し、地域住民、行政、警察、防犯協会などの関係団体が一体となった防犯活動を推進し、地域防犯体制を確立します。
- 市民の交通安全意識の高揚、交通安全推進体制の強化を図り、交通事故のない安全な地域環境を目指します。

【現状・課題】

- わが国の刑法犯認知件数は依然として多い状況にあり、その内容は凶悪かつ巧妙で、犯罪手口も多様化しており、警察のみでは地域の安全を守ることが困難となっています。本市の人口当たりの犯罪発生件数は類似自治体に比べ少なく、比較的 안전한環境にあると言えますが、行政、地域住民がそれぞれの役割を担い、効果的に連携しながら地域防犯活動を行うなど防犯体制を確立していくことが重要です。
- 道路が暗く、犯罪発生が懸念される箇所には、地域の要請に基づき防犯灯設置費の補助を行っています。
- 平成 17 年 6 月には「田原市安心して暮らすことのできる安全なまちづくり条例」を制定し、「田原市安心安全なまちづくり推進協議会」を中心に安全なまちづくりを推進しています。今後、地域防犯力を高めていくためには、地域、行政、警察、関係団体が一体となった防犯体制の下、市民一人ひとりのカギかけの実施など防犯意識の高揚を図っていく必要があります。
- 全国の交通事故の死傷者数は平成 23 年で 85 万人を超えています。本市の交通事故発生件数は全国・愛知県や周辺市、類似自治体と比べて少ない状況となっていますが、交通事故死傷者数のうち 65 歳以上の占める割合は平成 23 年で 17%となっており、高齢化社会に向け継続的に高齢者の交通安全対策を行う必要があります。
- 自転車に起因する事故を防止するため、自転車利用者の交通ルール、交通マナーに関する安全教育等の浸透を図る必要があります。
- 本市では、「田原市交通安全計画」に基づき、交通安全の施設整備や意識高揚を進め、交通事故の撲滅に取り組んできました。今後も、子どもへの交通安全意識の育成、交通危険箇所における交通安全施設の整備など、交通事故対策を継続的に行っていく必要があります。

【データ等】

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
重点犯罪 [※] 等件数	311 件	177 件	160 件	150 件
交通事故による死傷者数	389 人	293 人	250 人	230 人

※ 重点犯罪

侵入盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、自動販売機ねらい、強盗および恐喝などの、身近に多発している罪種（10 種）のこと。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
地域防犯活動の推進	○防犯キャンペーンや防犯講習会等の実施、広報活動などにより、市民の防犯意識の高揚を図ります。 ○公共施設・各地域の巡視により、防犯活動の推進を図ります。	・防犯啓発・地域巡回事業
防犯施設の充実	○各地域が防犯対策で整備する防犯灯等の設置および維持管理に必要な支援を行います。	・地域防犯施設整備支援事業
交通安全活動の充実	○交通安全啓発活動や交通指導、交通安全教室の実施、交通公園の運営により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。	・交通安全啓発事業 ・交通指導事業 ・交通公園運営事業
交通安全施設の充実	○市内に点在する交通危険箇所道路反射鏡等の交通安全施設を設置し、交通環境を整備します。	・交通安全施設整備事業 ・交通安全施設維持管理事業

【市民一人ひとりの活動】

- ＜市民＞
- ・自宅周辺の点検やカギかけをしっかりと行い、犯罪被害を未然に防ぎます。
 - ・夜間に門灯をつけておくなど、犯罪が起こりにくい環境づくりに協力します。
 - ・通勤途中や散歩の際などに周囲の子どもや高齢者などに気を配ります。
 - ・交通安全に対する意識を高め、規則を守って安全運転に努めます。
 - ・子どもに正しい交通安全教育を行います。
- ＜地域＞
- ・地域のみんなで防犯、交通安全活動に取り組みます。
 - ・市や関係機関・団体等が実施する防犯、交通安全活動に協力します。
 - ・地域内で声かけを積極的に行うなど犯罪が起きにくい環境をつくります。
- ＜事業者＞
- ・事業活動に使用する車の使用に当たって、従業員の交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、交通規則の遵守を徹底します。
 - ・車や機械などの盗難防止対策を行います。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>地域の防犯活動</p> <p>○「田原防犯協会連合会」において、地域の犯罪防止活動を進めています。</p> <p>暴力団の追放</p> <p>○「暴力団追放田原市民会議」において、暴力団追放に関する啓発活動を行っています。</p> <p>登下校の街頭指導</p> <p>○自治会や校区コミュニティ協議会では、児童生徒の登下校時に交通安全街頭指導を実施しています。</p> <p>地域における啓発活動</p> <p>○交通安全推進団体では、地域における交通安全啓発活動を実施しています。</p>	<p>地域パトロール活動の充実</p> <p>○保護者や地域の高齢者などの参加による、児童生徒の登下校の見守り活動の充実に努めます。</p> <p>防犯・交通安全意識の向上</p> <p>○「安全・安心ほっとメール」を利用して、防犯情報等を分かりやすく伝えることで、一人ひとりの防犯・交通安全意識を高めます。</p> <p>スクールゾーンを中心とした危険個所の確認</p> <p>○学校や家庭、地域において、スクールゾーン（通学路指定区域）を中心に、危険個所のマップづくりや路上駐車防止などに取り組みます。</p>

施策 1 - 3 環境共生まちづくり

【施策の目指す姿】

- 災害に強く環境負荷の少ない地域づくり、活発な産業と豊かな生活の実現、未利用資源の発掘、世代を超えて引き継ぐ地域づくりを推進し、「環境と共生する豊かで持続する地域」を目指します。

【現状・課題】

- 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故等を背景に、エネルギー問題や地球温暖化問題は新たな局面を迎えています。大量にエネルギーを消費する現在の生活を見つめ直し、省エネルギーの一層の推進や自然エネルギーの利用拡大など、さらなる取組の強化が求められています。
- 本市では、平成 19 年 3 月に策定した「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」に基づき、菜の花エコプロジェクトや廃棄物リサイクルプロジェクト、エコ・エネルギー導入プロジェクト、省エネルギー推進プロジェクトなど各種の施策を推進しています。
- 遊休農地への菜の花作付けによって健全化した農地の供給、住宅への太陽光発電システムの導入、省エネに関する市民への意識啓発などは順調に進んでいます。今後は、菜の花作付けによる健全化した農地を新たな担い手に引き渡す面積の拡大や畜産等廃棄物の堆肥化およびエネルギー化による利用の促進、新エネ・省エネに対する市民意識のより一層の向上が求められています。

【データ等】

【データ】 市内風力発電の立地状況
一般住宅の太陽光発電導入状況

【写真】 風車
菜の花

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
太陽光発電システム持ち家世帯設置率	3.8%	7.2%	13.0%	18.0%
公共施設への太陽光発電システム導入率	15.7%	26.5%	30.0%	40.0%
菜の花エコプロジェクトによる新たな担い手に農地を引き渡した面積	0.87ha	1.28ha	1.5ha	2.0ha

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
環境共生まちづくりの推進	○たはらエコ・ガーデンシティ構想の効率的かつ効果的な実現を図るために、推進組織の運営、推進計画の策定、啓発事業等に総合的に取り組みます。	・エコ・ガーデンシティ構想推進事業
省エネルギーの推進	○イベント等を開催し、節電など省エネルギーに関する市民の意識を高めます。	・省エネルギー普及促進事業
新エネルギー導入の推進	○地域資源を活用した新エネルギー等（太陽光発電システムや電気自動車・プラグインハイブリッド車）を導入する市民・事業者等を支援するほか、新エネルギーの普及促進を図ります。	・新エネルギー普及促進事業
エコ活動の推進	○地域の豊かな自然・社会環境を将来に引き継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして遊休農地の有効利用を図るとともに、日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の取組および普及啓発等の事業推進を図ります。	・菜の花エコプロジェクト推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・環境学習やイベントへの積極的な参加により、環境共生の意識を高めます。
 ・節電など省エネルギーに配慮した生活を心掛けます。
 ・遊休農地を活用し、菜の花エコプロジェクトに参加します。
- <地域> ・日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の取組に参加します。
- <事業者> ・節電など省エネルギーに配慮した事業活動を心掛けます。
 ・エコアクション 21 の取得に取り組みます。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>菜の花による遊休農地対策と景観づくり</p> <p>○「NPO法人田原菜の花エコネットワーク」では、遊休農地対策として、菜の花等を栽培し、景観の保全・美化を図るとともに、健全化した農地を新たな担い手に提供しています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>新エネルギーの活用促進</p> <p>○新エネルギーに関する情報を収集し、市民や事業者に対して情報を提供することで、太陽光発電などの新エネルギーの活用を促進します。</p>
--	--

施策 1 - 4 環境保全の推進

【施策の目指す姿】

○総合的な環境保全対策の推進により、水質の改善や、快適な生活環境の形成を目指します。

【現状・課題】

- 本市は、海に囲まれた美しい自然環境と、国内有数の産業活動が共存する地域です。しかしながら、近年多様化する環境問題と社会状況の変化に対応するためには、総合的かつ計画的な取組を推進していく必要があります。
- 河川水質については、各種の対策によって近年はかなり改善されてきました。ただし、閉鎖性海域*である三河湾の水質については横ばい状態で、赤潮の原因である栄養塩基類（窒素・リン）の削減をはじめ、公共水域の水質改善が大きな課題となっています。
- 苦情件数が最も多いのは、畜産施設や堆肥製造工場、農地への未完熟堆肥の投入による悪臭問題です。また、農地への施肥過多に伴う硝酸性窒素による地下水汚染等は地域特有の環境問題となっており、地域住民はもとより観光客や他の自治体からの苦情の原因となっているため、市全域の規制対象事業所の排水調査や畜産事業所の巡回調査を行い、適切な指導を行う必要があります。
- 快適な居住環境の維持と水質の保全のため、下水道処理地域外では合併処理浄化槽を設置することとなっており、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者へ補助金を交付しています。しかし、合併処理浄化槽の放流水の排出基準が下水道処理施設からの排出基準よりも緩やかであることから、良好な汚水処理には適切な維持管理を行うことが必要です。

【データ等】

- 〔データ〕 種類別苦情件数の推移
- 主要河川のBOD*年平均値の推移
- 三河湾のCOD*年平均値の推移

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
環境講座等受講人数	175 人	155 人	230 人	240 人
海域COD環境基準達成地点率	36.4%	34.1%	50.0%	50.0%
悪臭苦情件数	25 件	31 件	20 件	20 件

*閉鎖性海域

外海との海水の出入りが少ない海域をいう。海水の交換が少ないため、汚濁負荷が進み水質汚濁が進行しやすいなどの特徴がある。

*BOD

水の汚染を表す指標の一つ。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。

*COD

河川水などの汚れの度合いを示す指標の一つ。水中の有機物などを、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
環境保全体制の充実	○「田原市環境保全計画」に基づき、体制の充実、啓発・学習事業等、環境保全施策を総合的に推進し、環境と共生する地域づくりに取り組みます。	・環境学習・啓発事業
環境保全対策の推進	○大気、水質、騒音、振動や悪臭防止等の総合的な環境保全対策を推進するため、現状把握・監視・指導・活動支援等を行い、地域における生活環境の保全を図ります。 ○公共下水道、農業集落排水等の下水道処理区域外において、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者へ補助金を交付します。	・環境保全対策活動事業 ・水質保全対策事業 ・大気保全対策事業 ・騒音・振動対策事業 ・悪臭対策事業 ・合併処理浄化槽整備支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・環境学習への積極的な参加により環境保全の意識を高めます。
 ・海や川の環境について関心を持ち、一人ひとりが海や川をきれいにする意識を持ちます。
 ・畜産業をはじめ農業に従事する人は、事業に伴う生活環境や自然環境への負荷を低減します。
 ・合併処理浄化槽の適切な維持管理を行います。
- <地域> ・道路や河川等において、積極的にごみ拾い等に取り組みます。
- <事業者> ・公害防止協定を遵守し、高い意識で環境の保全に努めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>地域の環境把握と保全活動</p> <p>○「地域環境保全委員」では、年間を通じて地域の巡視活動を行い、状況把握や環境保全活動を行っています。</p> <p>団体による清掃活動</p> <p>○「環境ボランティアサークル亀の子隊」「田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会」などの団体が中心となって海岸清掃を行っています。</p>	<p>環境学習の推進</p> <p>○海や川の汚染や、ごみのポイ捨ての状況などを周知するなど、環境問題に関する学習機会の充実に努めます。</p> <p>三河湾浄化の推進</p> <p>○愛知県との連携による浄化策の推進を行うとともに、海岸漂着物の展示等による海洋汚染や環境に対する意識の高揚を図るなど、閉鎖性水域の水質保全に関する広報・啓発に取り組みます。</p>

施策 1 - 5 衛生対策の推進

【施策の目指す姿】

- 利用する遺族や会葬者が心の安らぎを感じることができる、故人をしのぶにふさわしい斎場を目指します。
- 公衆衛生の向上により、安心して暮らせる清潔な生活環境づくりを目指します。

【現状・課題】

- 高齢化社会の進展に伴い、火葬件数の増加や新規に墓地を必要とする世帯の増加が見込まれます。市内の火葬場は、田原斎場と渥美斎場の2箇所となっており、どちらも昭和50年代に建設した施設で老朽化が進んでいます。火葬炉設備についても旧式であることから、維持・管理や修繕に関する経費がかかっています。
- 現在は寺院や地区等が所有する墓地が使用されていますが、今後、市民の需要等を踏まえ、公共墓地の整備について検討していく必要があります。
- 近年は、家族の一員としてペットを飼う家庭も増加しており、ペット火葬場の適切な運営管理が必要です。また、動物愛護の観点からも、適正な飼育に関して必要な予防接種などの情報を提供していく必要があります。

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
狂犬病予防注射接種率	83.9%	89.1%	95.0%	95.0%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
斎場・墓苑の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○斎場の適切な運営と維持管理を行うとともに、葬祭場の貸出しにより市民サービスの向上を図ります。 ○墓地については、現在はお寺、地区等の所有するものであるため、今後公共の墓苑需要について検討します。 ○ペットおよび動物の犠死体の火葬を行うため、ペット火葬場の適切な運営と維持管理を行い、公衆衛生の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場運営事業 ・ペット火葬場運営事業
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の防疫活動および消毒機の貸出による衛生害虫駆除活動を推進します。また、食中毒の予防対策を行い、公衆衛生の向上を図ります。 ○狂犬病の発生を予防するために、犬の登録および狂犬病予防接種を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動事業 ・狂犬病予防対策事業

【市民一人ひとりの活動】

- ＜市民＞
- ・食品の購入や保存、調理などにおいて適切な取扱いを行い、食中毒を予防します。
 - ・ペットの飼育を適切に行います。

【協働のモデル】

<p style="text-align: center;">～協働のひよこ～</p> <p>野犬発生時の地域パトロールの推進</p> <p>○野犬が発見したら、地域住民等が児童生徒等の安全を図るため、巡回パトロールや捕獲等の活動を行います。</p>	<p style="text-align: center;">～協働のたまご～</p> <p>正しいペットの飼育の促進</p> <p>○適切なペットの飼育方法や、飼育マナーについて情報提供します。</p> <p>動物の路上轢死体の適切処理</p> <p>○動物の路上轢死体が発見した場合は、公衆衛生や道路交通において放置することは危険が伴うため、発見者自らが適正処理できる環境づくりを進めます。</p>
--	---

施策 1 - 6 資源循環の推進

【施策の目指す姿】

- 廃棄物処理の発生抑制や環境への負荷の低減に配慮した再利用などを進め、循環型社会の実現を目指します。
- 循環的利用が行われないものについて適切な処分を行うことで、快適な環境を保ちます。

【現状・課題】

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、物質循環を確保して天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現が求められており、国において各種法律、制度等の整備が進められ、さらなる環境配慮、減量化、再生利用等の推進が求められています。
- 本市では、資源回収率の向上と環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、今後の基本的な方針と長期的かつ総合的視野に立って定めた「ごみ処理基本計画」を平成 24 年 2 月に改定し、ごみの発生抑制、再生利用および適正処理の推進に努めています。平成 17 年から P F I 方式^{*}によるごみ炭化施設「炭生館」を整備し、資源ごみ・粗大ごみを分別・回収する東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センター、建設解体に伴う瓦・コンクリート破片等を処理する片浜埋立処分場のほか、渥美最終処分場、東部第 2 最終処分場の廃棄物処理施設を整備しています。
- 資源ごみの分別等は改善傾向にあり、市民のごみ問題への意識は高まりつつあります。しかし、ごみの排出量は増加傾向にあり、ごみの不法投棄も見られるなど、課題も残っています。このため、本市では、マイバック運動への支援や啓発活動等を行い、「田原を美しくする推進デー」などの地域清掃活動の活性化や 3R 活動の推進など市民・地域・団体・事業者・行政が一体となった取組が必要となっています。また、受益者負担の公平性確保を目指したごみ有料化について検討を進めていきます。

【データ】

- [データ] ごみ処理施設の整備状況
1 人 1 日当たりのごみ排出量の都市比較、
ごみの収集量の推移
- [写真] 炭生館、資源化センター
最終処分場
田原を美しくする推進デー

^{*} P F I 方式

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
市民 1 人 1 日当たりのごみの量	1,129g/人・日	1,052 g/人・日	977g/人・日	908g/人・日
廃棄物投棄苦情件数	42 件	28 件	20 件	10 件
ごみ資源化率	31.0%	33.2%	35.5%	39.1%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
ごみ減量・資源化の推進	○ごみの減量化・資源化、ごみにしない体制づくりを推進するため、市民への支援・啓発活動等を行い、3R活動を推進します。	・ごみ減量・資源化推進事業
ごみ処理体制の充実	○ごみ処理体制の確立を図るため「田原市ごみ処理基本計画」を随時改定し、分別意識等の啓発を行う。 ○ごみの減量化・資源化の促進による効率的な処理の実現、収集体制の充実、不法投棄の防止対策を図ります。 ○受益者負担の公平性確保を目指して、ごみ有料化の検討を進めます。	・ごみ収集事業 ・不法投棄防止対策事業
ごみ処理施設の充実	○炭生館・資源化センター・環境センター・最終処分場の運営を行い、ごみの適正な処理の充実を図ります。	・最終処分場運営事業（第二東部・渥美） ・東部資源化センター運営事業（東部・赤羽根・渥美） ・片浜埋立処分場運営事業 ・田原リサイクルセンター運営事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・必要ないものは買わないことや、食品を無駄なく利用すること、物を長く使うことなどにより、ごみの発生抑制に努めます。
 ・使えるものは修繕して使用するなど、物の再使用に努めます。
 ・資源が再生利用されるよう、ごみの分別を徹底します。
- <地域> ・ごみステーションの管理を行い、地域の環境を良好に保ちます。
- <事業者> ・廃棄物の抑制や資源の自主回収等の推進など、環境にやさしい事業運営を行います。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>地域におけるごみ拾い活動</p> <p>○「田原を美しくする会」では、ごみを拾う活動を通して「自分のごみは自分で持ち帰る」意識づくりを行っています。</p> <p>○6月の第1日曜日を「田原を美しくする推進デー」として市民に呼びかけ、市内全域で市民、団体の参加の下でごみの回収活動を行っています。</p>	<p>ごみ拾い活動の活性化</p> <p>○地域コミュニティ団体を中心に、ごみ拾い活動を促進するとともに、ごみを捨てない心の育成と行動の定着を進めます。</p>

2 健康福祉分野

健康福祉分野の「主要プラン」と「市民協働モデル事業」

【主要プラン】

★誰もが、いつまでも地域で生活できるまちづくり

高齢者や障がいのある人、一人暮らしや核家族の人など、地域には様々な人、家族が暮らしています。そして誰もが、地域で安心して暮らしていくことを望んでいます。自分でできることは自分で言い、生活の中でちょっとした手助けが必要になった時、また、寂しくて誰かと話したくなった時、さらには災害などのいざという時などには、身近な人や地域の絆がとても大切になります。地域の誰もが、お互いを気にし合い、支え合い、そしていつまでも地域の一員でいられるまちづくりを進めます。

【関連する基本事業等】

- ・ 地域福祉活動の推進
- ・ 地域包括ケアの充実
- ・ 地域生活支援の充実
- ・ 地域の見守りネットワークプロジェクト

★元気で長生きを目指す健康づくり

高齢者が増える中であっては、「健康で長生きできる」ことが重要になります。また、元気な高齢者は、今後もまちづくりの重要な担い手としての役割が期待されます。認知症や生活習慣病などを防ぎ、市民が健康に暮らすことができる期間を延伸させることは、医療費や介護保険料の軽減にもつながることから、市民のニーズに応じた介護予防事業や生きがいづくり、身体活動量の増加、心身の健康づくりを進めることで、「健康寿命」の延伸を目指します。

【関連する基本事業等】

- ・ 健康づくりの推進
- ・ 成人保健の推進
- ・ 介護予防の推進

★安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

子育て中の家庭にとって、保育サービス、子育て支援サービスは非常に重要なものです。また、仕事と家庭生活の両立を進めていくためには、企業の理解も欠かすことができません。働きながらも安心して子育てができる環境づくりのため、子育て支援体制を充実し、進む少子化に歯止めをかけます。

【関連する基本事業等】

- ・ 保育の充実
- ・ 子育て支援の充実
- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 母子保健の推進

★安心して医療にかかることができるまちづくり

万一病気にかかってしまった場合、あるいは不慮の事故により怪我をしてしまった場合、頼りになるのは身近な医療機関です。

救急医療の不安がなく、安心して医療にかかることができるまちづくりに向け、公的病院と地域の診療所等の病診連携を強化するとともに、周産期医療（産婦人科、小児科）等の医師確保や広域連携体制を推進します。

【関連する基本事業等】

- ・ 地域医療体制の充実

【市民協働モデル事業】

「健康福祉分野」における市民協働モデル事業を、以下のように掲げます。このプロジェクトを市民協働の先導的なモデルとして位置付け、推進します。

地域の見守りネットワーク プロジェクト

【プロジェクトの目的】

「行方不明ゼロ」の田原市を目指し、行方不明になった高齢者や障がい者を迅速に検索できる体制を構築し、地域で見守る仕組みへとつなげます。

【現状・課題】

認知症や、障がいなどにより帰宅ができなくなる人が増加しています。しかし、行方不明となる時間帯も一律ではないため、高齢者の家族や警察、行政のみでの対応では、発見するまでに時間がかかってしまいます。人の命にかかわることであり、さらに家族の心理的な不安も大きいものであるため、できる限り早期に行方不明者を発見できる体制を整備していく必要があります。

【取組内容と役割分担】

毎日の生活の中で、地域の方が声かけや見守りをしていくことで、行方不明発生を予防し、捜索時の情報提供体制を強化します。

また、事前に希望する方の登録を受け付け、行方不明者が発生した場合には、警察や行政、地域包括支援センター、事業者、自治会やその他地域団体等市民が連携して捜索に当たります。

個人 ・【当事者の家族】当事者家族による積極的な情報の提供
・日常的な交流を通じた、近隣の認知症高齢者や障がい者の把握
・目撃情報の提供など捜索への協力

地域団体 ・日常的な交流を通じた、近隣の認知症高齢者や障がい者の把握
・子どもを含めた幅広いネットワーク構築のための連携強化（学校、事業者、自治会等）
・地域における模擬捜索訓練の実施
・捜索のための対応や学習会等の開催

行政 ・ネットワークの仕組みや協力団体等の連携構築
・ネットワークに関する市民への分かりやすい周知・広報
・ネットワーク協力者を増やすための人材育成と協力団体等への周知
・情報通信機器等を活用した迅速な情報連絡体制の整備

【目指す姿】

高齢者や障がい者とその家族が安心して暮らすことができるようになります。また、プロジェクトを通じて人や地域に交流やつながりが生まれ、地域の連帯感が高まります。

施策 2-1 健康づくりの推進

【施策の目指す姿】

○市民自らが健康を考え、生涯にわたって心身の健康を保てるように、関係機関と連携して主体的な健康づくりに取り組める環境を整備し、「健康寿命」の延伸を目指します。

【現状・課題】

- 急激な少子高齢化が進む中、医療や介護にかかる費用負担が増大するおそれがあります。このような状況において、健康づくりはますます重要性を増しており、国においてもがん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患などの生活習慣病対策や、自殺・うつ病対策などを強力に推進しています。
- 本市では、平成 17 年 10 月に市の健康づくりに関する目標や行政、地域、個人の取組等を定めた「健康たはら 21 計画」を策定し、「みんなが幸せを感じて暮らせるまち」の実現に向けた取組を進めています。
- 本市の死亡者における主な死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の 3 大生活習慣病が合わせて 5 割強を占めています。がん検診の受診率も低く推移している状況であり、特に大腸がんの死亡率が高まっています。生活習慣の改善や、定期的に健（検）診を受診する意識づくりを定着していく必要があります。
- 健康に関するアンケートでは、運動習慣者の割合が 4 割と少ない状況です。運動は、肥満や高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防・改善やストレス解消に効果があることが明らかになっています。運動のきっかけづくりを支援し、市民が主体的に運動をするための環境を整備する必要があります。
- 景気の低迷やストレスなど市民を取り巻く状況を背景に、こころの問題を抱える人や自ら命を絶つ人が増加しており、こころの健康づくりに取り組む必要があります。
- 母子保健分野では、各家族化や地域の連帯感の希薄化などにより育児不安や母子の孤立など問題を抱える家庭が増加しています。人や社会とのつながりは健康づくりにおいても重要なものであるため、地域における見守りや支え合い活動を推進していく必要があります。

【データ等】

【データ】 死因別割合

主要死因別標準化死亡比（SMR）

がん検診受診率

睡眠による休養を十分に取れていないと感じる人の割合

【写真】 赤ちゃんサロン

食生活改善推進員の活動の様子（早起きおにぎりキャンペーンなど）

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
食生活改善推進員が実施する事業の参加者数	1,399 人	1,734 人	1,900 人	2,000 人
子育て安心見守り隊の養成人数	0 人	32 人	40 人	50 人
大腸がん検診受診率	42.0%	30.2%	50.0%	50.0%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康たはら 21 計画」や「たはら食育推進計画」に基づき、健康づくりに関する正しい知識の提供により食生活の改善や運動習慣の定着等を促します。 ○関係機関との連携を強化し、生活習慣病予防やこころの健康づくりを支援する環境を整備します。 ○気軽にこころの健康に関する相談ができるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持・増進事業 ・健康まつり開催事業
母子保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階の節目となる時期に健診を実施し、乳幼児の発育・発達の遅延や疾病を早期発見し、適切な支援につなげます。 ○安心して健やかに妊娠、出産ができ、乳幼児を持つ親が社会から孤立することなく安心して子育てができるよう支援します。 ○支援が必要な子育て家庭に対し、地域の人材等と連携した相談や支援等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診事業 ・母子保健事業 ・特定不妊治療等支援事業
成人保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○健康応援健診や各種がん検診等の実施により、疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、健康教育、健康相談、訪問指導などの各種事業を通して、市民が生活習慣を見直すための支援を行い、健康の保持増進を推進します。 ○休日の検診や併用検診など受診しやすい検診体制を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人検診事業 ・成人保健事業
感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種を実施することにより、感染症の発症および蔓延を予防します。また医療機関や学校等と連携し、予防接種の重要性についての啓発を行い、感染症予防の体制強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人感染症予防事業 ・母子感染症予防事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・市民一人ひとりが健康に関する知識や健康づくりを習得し、積極的に健康づくりを実践します。
- ・こころの健康づくりや精神障がいなどに関する正しい知識を得て、自身の健康や周りの人への支援、見守りをします。
- <地域> ・子育て家庭や高齢者、障がいのある人などへの見守りや支え合い活動を行います。
- ・市や関係機関・団体、事業者等と連携した健康づくり事業に協力します。
- ・ウォーキング大会やラジオ体操など、地域で取り組める健康づくりを進めます。
- <事業者> ・施設内禁煙など健康に配慮した職場環境づくりや、メンタルヘルス対策などにより、従業員の健康づくりを進めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>地域における健康づくり活動</p> <ul style="list-style-type: none">○「健康づくり食生活改善協議会」では、食生活を中心とした健康づくりに関する情報を市民に提供しています。○自主的に活動している健康づくりグループの情報を市民に提供しています。 <p>地域における子育て支援活動</p> <ul style="list-style-type: none">○子育てする母親等の身近な応援者である「子育て安心見守り隊」では、赤ちゃん訪問や赤ちゃんサロンでの母親同士の交流を支援しています。○地域の子育てサークルやボランティア等の子育て関係機関と連携して、子育てを地域で見守っていくための環境整備を推進しています。 <p>キャンペーンやイベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none">○地域の各種団体と連携し、「あと1,000歩！歩かまいキャンペーン」「早起きおにぎりキャンペーン」「健康まつり」などを実施しています。	<p>みんなで取り組める健康づくり運動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none">○里山や里海など自然を活かした健康づくり活動を推進し、運動習慣の定着につなげます。

施策 2 - 2 医療の充実

【施策の目指す姿】

- 病院や診療所等の関係機関・団体等と連携を強化し、地域医療体制の充実を図るとともに、医師の確保に向けた対策を講じます。また、東三河南部医療圏域の連携により広域での第2次救急医療体制の確保に努めます。
- 国民皆保険の中核的な役割を担う国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るとともに、被保険者が安心して医療サービスを受けるための医療保険制度の充実を目指します。
- 安心して必要な医療を受けられるように、医療費の自己負担分を助成し、子ども、障がい者、母子（父子）家庭、高齢者等の健康の保持および福祉の増進を目指します。

【現状・課題】

- 全国的に、都市部への医師の集中や診療科目の偏在、産婦人科や小児科の医師不足などが課題となっています。また、医師臨床研修制度の影響により、市内の公的病院における医師の確保がさらに厳しくなっています。
- 本市では、医師会による在宅当番医制の実施や、公的病院における救急搬送者の受入れなどにより、医療サービスの充実が図られています。しかし、人口1万人当たりの病床数は周辺自治体と比べて低い水準に留まっており、また、開業医の高齢化や、産科・小児科という子育て支援に直結する診療科の医師不足が深刻な問題となっています。
- 平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の人（または65～74歳で一定の障がいのある人）は後期高齢者医療保険に加入することとなっています。しかし国では、この後期高齢者医療制度の在り方について、廃止を視野に入れた検討がなされていることから、国の動向を注視していく必要があります。
- 本市は、他市に比べて国民健康保険の加入率が高く、一世帯当たりの被保険者数も多くなっています。今後、高齢化の進行や医療技術の高度化などにより医療費が増加することが予想され、健全な国保財政を維持するためには医療費を抑制するための取組が求められます。
- 愛知県は、持続可能な制度とするため、子どもや障がい者、母子（父子）家庭、高齢者等への福祉医療費の助成制度について見直しを検討しています。本市においては、愛知県の福祉医療制度に基づき助成していることから、愛知県の見直しに合わせて、制度の見直しを検討する必要があります。

【データ等】

【データ】 渥美病院の概要

【写真】 渥美病院の検診

入院看護

探検ツアー

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
在宅当番医制運営事業（医科） 当直実施延べ日数 （H18は東部地区・西部地区に分けて実施）	172 日	117 日	120 日	120 日
市内の公的病院の診療科目数 （休診中の科を除く）	11 科	10 科	11 科	11 科
医師確保修学資金等貸与事業を利用し 市内の公的病院で勤務する医師 （研修医を含む）の人数	0 人	1 人	6 人	12 人
後期高齢者医療健診受診率	11.2%（H20）	38.7%	45%	50%
特定健康診査受診率	40.6%（H20）	44.9%	60%	—

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会および歯科医師会が行う在宅当番医実施事業や医師会が行う平日夜間診療事業に対し補助を行い、休日や平日・夜間の医療体制の確保を図ります。 ○公的病院の救急医療施設運営事業を支援するとともに、休日・夜間の救急医療にかかる第2次医療圏の運営費を負担し、東三河平坦部の広域救急医療を円滑に推進します。 ○将来市内の公的病院に医師として従事する意志のある者に対して修学資金等を貸し付け、修学等を援助することにより、地域医療における医師の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制運営事業 ・Nブロック救急医療運営事業 ・公的病院運営支援事業 ・医師確保修学資金等貸与事業
地域医療施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の公的病院が行う高度医療機器整備への支援により質の高い地域医療の維持を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的病院高度医療機器整備支援事業
国民健康保険の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険の被保険者証の交付事務をはじめ、安心して医療が受けられるような医療保健の充実に努めます。 ○特定健診等事業および健診事業（人間ドック・脳ドック）を実施します。 ○特定健診の結果により、支援の該当者となった方を対象に、自らが栄養、運動等の生活習慣の改善に取り組むよう支援します。 ○医療費抑制に向け、ジェネリック医薬品[※]の普及促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付事業および療養費支給事業 ・特定健康診査等事業 ・疾病予防事業
福祉医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者、母子（父子）家庭等、精神障がい者、子どもおよび後期高齢者医療の加入者で身体的・環境的に恵まれない方に対して、医療費の自己負担分の助成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療給付事業 ・母子家庭等医療給付事業 ・精神障害者医療給付事業 ・子ども医療給付事業 ・後期高齢者福祉医療費給付事業
後期高齢者医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療制度に基づく保険料の徴収、各種申請や届け出等の受付を円滑に行います。 ○愛知県後期高齢者医療広域連合との連携により特定健診事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療事務 ・後期高齢者医療保険料徴収事務 ・後期高齢者医療広域連合納付事務 ・後期高齢者医療保険事業

※ ジェネリック医薬品

先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認された医薬品。一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

【市民一人ひとりの活動】

- <市民>
- ・日頃からかかりつけ医を持ちます。
 - ・小児救急医療電話相談（#8000）の積極的な利用により、軽度な症状による時間外の受診を控えます。
 - ・定期的に健康診査を受診し、健康維持に努めます。
 - ・医療費の自己負担を軽減するためにもジェネリック医薬品に切り替えます。
 - ・市内公的病院の開催するイベント等に参加します。
- <地域>
- ・公的病院としての役割を認識し、地域をあげて支援します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>献血の促進</p> <p>○「ライオンズクラブ」では、献血について市民の理解を深めるとともに、赤十字血液センターの献血事業に協力しています。</p> <p>特定健診のPR</p> <p>○「愛知みなみ農業協同組合」では、健康への意識を高めるための健康会議を開催し、特定健診等の重要性をPRしています。</p>	<p>かかりつけ医づくりの促進</p> <p>○市内の病院や診療所、医師会等と連携し、市民がかかりつけ医を持つことを進めます。</p>

施策 2 - 3 地域福祉の充実

【施策の目指す姿】

- 地域での支え合い、助け合いの意識を啓発し、地域活動への参加による関係づくりや仕組みづくりを推進するとともに、地域で活躍する人材の育成と、市民の居場所・交流の場づくりを促進します。
- 福祉サービスを利用したい人が安心して必要なサービスを受けることができるよう、人材を育成し、利用者の権利が守られる環境を目指します。
- 災害時の地域での助け合いや、虐待等の早期発見、早期対応など、市民の命を守る取組を、地域と共に目指します。

【現状・課題】

- 高齢化や近隣関係の希薄化などを背景に、地域では様々な福祉課題がみられるようになっていきます。一人暮らし高齢者や若い世代など、地域で孤立しがちな世帯も増加しており、地域の実態や困りごとが見えにくくなっています。それに伴い、地域の相談や援助活動の中心的存在である民生委員・児童委員の負担が増加しています。
- 地域福祉の中核的な推進機関として、社会福祉協議会の役割はますます重要となっています。地域福祉活動の担い手として社会福祉協議会の体制整備が図られるよう支援し、連携を強化していく必要があります。
- 本市では平成 8 年に田原福祉専門学校を開校し、福祉人材の育成を進めてきました。今後、高齢化の進行に伴って介護を必要とする高齢者も増加することが予想されるため、地域の見守りやボランティアによる支援なども含め、幅広い担い手づくりが必要となっています。
- 介護保険サービスや障害福祉サービスなどをはじめとする、各種福祉サービスは提供者と利用者の契約により行われています。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力に不安がある人は、成年後見制度の利用により、サービス契約や金銭管理等の支援を受けることができます。本市においても、認知症高齢者の増加などを背景に成年後見制度の利用は広がっており、今後は家族や周囲の支援者も含め、より一層、制度の周知や理解を進めていく必要があります。
- 児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などは命にかかわる問題であるため、迅速な対応が求められます。本市では、定期的な連絡会議を開催し、関係機関との連携を強化し、実行性のある支援体制の構築に努めています。虐待の被害者は児童のみならず、高齢者、障がい者などの場合もあるため、幅広い分野での連携が求められます。
- 結婚相談員が中心となり出会いの場の提供など結婚支援に取り組んでいます。しかし、若者を取り巻く環境や結婚に対する意識も多様化しているため、本市においても未婚率が高くなっています。

【データ等】

〔写真〕 地域福祉計画作成時の住民懇談会

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
介護職員初任者研修修了者数※	40 人	40 人	40 人	40 人
1 日当たり福祉センター利用者数	425 人	379.4 人	450 人	450 人
市民 1,000 人当たりボランティア団体登録者数	35.4 人	56 人	60 人	70 人
要保護児童・要支援家庭対応件数	35 件	49 件	25 件	20 件
地域ネットワーク (シルバーサロン設置数)	—	28 か所	53 か所	74 か所
田原市社会協福祉協議会による 成年後見の受任人数	—	10 人	28 人	43 人
婚活イベントの参加率	—	94.4%	100%	100%

※H24 年度までは、ホームヘルパー養成研修修了者数

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
福祉施設の充実	○市民が利用しやすい施設として、各種福祉センターの適切な運営に努めます。 ○地域包括支援センターや障害者総合相談センター等の機能を強化し、高齢者や障がいのある人と、その家族への総合的な支援を行います。	・田原福祉センター運営事業 ・赤羽根福祉センター運営事業 ・渥美福祉センター運営事業
地域福祉活動の推進	○「田原市地域福祉計画」に基づき、田原市社会福祉協議会との連携により地域福祉を推進するとともに、ボランティア活動の活性化や、各種相談等を支援します。 ○民生委員・児童委員等による地区活動推進を図るとともに、市内各地域における主体的な地域福祉活動を促進します。 ○結婚相談員を中心に、地域や事業者と連携して結婚相談や出会いの場を提供するなど結婚支援を推進します。	・社会福祉協議会運営支援事業 ・ボランティアセンター運営支援事業 ・結婚相談事業 ・心配ごと相談事業 ・地域ネットワーク運営事業
担い手育成の推進	○介護職員初任者研修等を実施し、介護の担い手を育成します。	・介護職員初任者研修事業
権利擁護の推進	○人権教育や啓発活動の推進により、人権を守る意識の定着に努めます。 ○関係機関との連携を強化し、虐待やDVなどの問題の早期発見と適切な支援に努めます。 ○認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方が、福祉サービスの利用や金銭の管理等を適切にできるよう、成年後見制度の利用を支援します。	・人権啓発活動事業 ・成年後見センター事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・児童虐待防止対策事業 ・母子生活支援施設措置事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・地域の見守り活動や、様々なボランティアへの参加により、福祉の担い手として活動します。
 ・周囲の子どもや高齢者、障がい者などについて、虐待が疑われる場合は関係機関へ通報等を行います。
 ・地域の支え合いや助け合い活動などに参加します。
- <地域> ・地域福祉を推進するためのイベント等を充実します。
- <事業者> ・地域との連携・協力により結婚支援のための取組を進めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>地域福祉活動の推進</p> <p>○「田原市社会福祉協議会」では、地域に出向き、地域のニーズの把握や地域課題解決のための取組を行っています。</p> <p>ボランティア活動の推進</p> <p>○市内で福祉ボランティアに取り組む個人、団体を組織する「ボランティア連絡協議会」において、活動の活性化に向けた取組を行っています。</p> <p>人権意識の高揚</p> <p>○「人権擁護委員会」では、自由人権思想に関するイベントでの啓発活動や、学校訪問活動等を行っています。</p>	<p>世代間交流の促進</p> <p>○様々な世代が集い、交流できる地域のサロンづくりを促進します。</p> <p>ボランティア活動の活性化</p> <p>○団塊の世代や子ども、若者など、多様な世代がボランティアを身近に感じ、気軽に取り組めるように、有償ボランティアや学校でのボランティア活動の活性化に向けた検討を進めます。</p>

施策 2 - 4 児童福祉の充実

【施策の目指す姿】

○安心して子どもを産み、育てられることができるようにするとともに、子ども一人ひとりにとって、何が一番良いことなのかということを考え、すべての子どもが健やかに育ち、笑顔でいられるまちを目指します。

【現状・課題】

- 進む少子化に歯止めをかけるため、市民、団体、事業者など地域全体で子どもを安心して産み育てられるまちづくりを進める中で、核家族化の進展や女性の社会進出等により、子育てに関する環境やニーズは大きく変化しています。国においては、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなっています。
- 支援を必要とする児童が身近な地域で療育を受けられ、年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援を継続することが求められています。
- 保護者の育児と就労の両立支援や子どもの健やかな成長のため、子育て支援サービスの充実が求められています。保育所の入園児童では3歳未満の低年齢児の割合が高くなっており、さらに保護者の就労時間から、長時間保育のニーズが高まっています。
- 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、保育園における質の高い養護と教育の機能が強く求められています。「田原市保育所運営実施計画」(平成22年3月)では、子ども達の健全育成に重点を置き、保育士と子ども、そして子ども相互のかかわりが十分に行われる保育環境を整えるため、小規模保育園を解消し、子ども達の保育環境の適正化を図ることとしています。
- 保護者が就労している家庭では、子どもが保育園から小学校に上がった際に、放課後の居場所の問題が出てきます。小学生が放課後を安心して過ごせる場が求められています。

【データ】

〔データ〕 田原市就学前児童数の推移
 保育園・幼稚園の園児数の推移

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
地域子育て支援センター利用者数	4,191 組	7,848 組	8,500 組	8,500 組
就学前児童発達支援教室開催数	178 回	294 回	300 回	300 回
保育所待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
児童クラブ・放課後子ども教室設置校区数	8 校	17 校	20 校	20 校

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の耐震化や機能拡充により、安全で安心な環境整備に努めます。 ○乳児保育や長時間保育、一時保育等の保育サービスの充実と、子どもの成長段階に合わせたきめ細かな保育内容の充実を図ります。 ○子どもの成長にとって適正な集団規模を確保し、運営の効率化を図るため、保育所配置の適正化を推進するとともに、民間活力の導入や保育所を選択できる環境づくりのため公立保育所の民営化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育体制運営事業 ・各保育園運営事業 ・保育所施設整備事業
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭の経済的負担の軽減のため、児童手当や児童扶養手当の支給を行います。 ○子育てに関する総合相談窓口の充実、地域子育て支援センターや児童館、就学前児童発達支援教室の適正な管理運営により、地域における子育て支援の充実に努めます。 ○保護者の就労のため留守家庭となる児童の放課後の居場所づくりをすることで、育児と就労の両面から子育て家庭を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・地域子育て支援センター運営事業 ・児童発達支援事業 ・児童館運営事業 ・児童クラブ運営事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・市民が参加できる子育て支援活動であるファミリー・サポート・センターの会員となって、地域の子育てを支援します。
- ・地域における子どもにかかわる方法として、移動児童館の実施主体となり、子どもへの遊びの提供方法を習得します。
- <地域> ・ファミリー・サポート・センター運営事業が円滑に行われるよう、コーディネート（依頼と援助をマッチングさせる）を行います。
- ・移動児童館事業における市民館等の施設利用への協力と当該事業への理解および広報周知等を支援します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>ファミリー・サポート・センター</p> <p>○ファミリー・サポート・センターでは、子育てを支援したい人と支援してほしい人が登録し、相互援助活動を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>仕事と家庭の両立を支援する意識の向上</p> <p>○家庭や地域、事業者などにおいて、様々な制度等を周知するとともに啓発を行い、社会全体で子育てを支援する意識を高めます。</p>
--	---

施策 2-5 障がい者福祉の充実

【施策の目指す姿】

○障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、地域で自立した生活が送れる環境を目指します。また、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支え合いながら生きていく共生社会の実現を目指します。

【現状・課題】

○国において、関係法の整備や制度の見直しが行われている中、平成 23 年には共生社会の実現に向けて「障害者基本法」が改正され、平成 24 年度には「障害者自立支援法」の改正による相談支援事業の拡充等が行われました。また、「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月に施行されるなど、障がい者の権利を守るための法整備が進められています。

○地域で障がいのある人が安心して生活するための基盤の充実が求められています。特に、就労については課題が多く、特別支援学校を卒業した後に就労できる職場が少なくなっているため、就労前の準備と求職活動を兼ねた特別支援学校からの進路のひとつとして、「就労移行支援事業所」の設立に向け取り組んでいく必要があります。

○障がいのある人が、生活の場として施設入所ではなく地域での生活を選択できるように、また施設からの地域移行を促進するためには、地域における自立した生活のための体制整備を図っていく必要があります。

【データ】 種類別障害者手帳所持者数の推移

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
施設入所者数 (地域生活への移行)	89 人	94 人	86 人	79 人
福祉施設利用者の一般就労への移行 (移行者数)	1 人	4 人	8 人	10 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
自立生活支援の充実	○「田原市障害者計画」「田原市障害福祉計画」に基づき、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送ることができるように、障害者手当をはじめ、各種サービス等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手当支給事業 ・身体障害者(児) 補装具給付事業 ・障害者福祉サービス事業 ・障害者福祉運営事業
地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の地域生活を支えるため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。 ○障害者総合相談センター等において、権利擁護・虐待の防止、地域での継続した生活のための支援を提供し、障がいのある人の社会参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者生活支援センター運営事業 ・地域生活支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・障がいのある人もない人も一緒に地域で生活することにより、障がいに対する理解を深めます。
- <地域> ・障がいのある人も参加できるイベントを企画し、ともに実施します。
- <事業者> ・障がいのある人が共に働くことができる職場環境とし、積極的雇用に努めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>誰もが暮らしやすい地域づくり</p> <p>○「田原市障害者自立支援協議会」では、地域の関係者が集まり、地域の障害福祉に関する課題を共有し、新たなシステムづくりについて協議を行っています。</p> <p>各種当事者団体での活動</p> <p>○障がいのある人やその家族が集まり、情報共有や市への提言、提案等を行っています。</p>	<p>障がい者の就労環境の充実</p> <p>○事業者に障がい者雇用についての情報提供を行うとともに、雇用や授産製品の販路の拡大を進め、障がいのある人の就労を促進します。</p> <p>安心して暮らせる地域づくり</p> <p>○住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民のボランティア意識を高め、お互いに助け合える体制づくりを進めます。</p>

施策 2-6 高齢者福祉の充実

【施策の目指す姿】

○高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、自分らしく生きがいをもって元気に生活できるように、各種サービスを総合的に提供できる体制を整えます。また、市民や団体、事業者など、地域が連携しつつ、助け合い、支え合う環境を目指します。

【現状・課題】

- 今後もより一層の高齢化の進行が予想されています。寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化、高齢者虐待など、増加・多様化する高齢者の問題や介護等に関するニーズへの対応が求められています。
- 国は、団塊世代の人が後期高齢者となる 2025 年を見据えた、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の 5 つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア^{*}」の考えを示しています。
- 本市においても、さらなる高齢化の進行が予想されており、介護予防や、増加する要支援・要介護高齢者へのサービス提供体制の検討が必要となっています。特に、一人暮らし高齢者をはじめとする高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、地域での支援が必要な高齢者が増加しており、様々な主体が連携し、地域の介護力を向上していく必要があります。
- 健康な高齢者は、重要な社会の担い手として期待されます。しかし、多様なライフスタイルから就労や社会参加に対する考え方も異なるため、高齢者が働きやすい就労の場や生きがいづくりの機会を提供する必要があります。

【データ】 要支援・要介護認定者数の推移

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
高齢者福祉タクシー・バス助成券交付率 (交付者数/対象者数)	56.9%	62.1%	70.0%	70.0%
老人クラブ入会率 (会員数/60歳以上人口)	87.2%	75.6%	80.0%	85.0%
地域包括支援センター相談件数	1,846 件	6,048 件	6,500 件	7,000 件
介護を必要としない高齢者の割合 (1号被保険者数-介護認定者数)/1号被保険者数)	88.3%	86.6%	88.0%	90.0%
介護サービス受給率 (サービス受給者数/介護認定者数)	88.5%	88.1%	90.0%	90.0%

^{*} 地域包括ケア

医療や介護を通じた個々人の心身の状態にふさわしいサービスや支援が切れ目なく提供される体制のこと。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
介護保険の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えるため、日常生活圏域を設定し、介護保険サービス基盤の充実に取り組みます。 ○関係機関やサービス事業者等への情報提供、サービス拡充の働き掛けにより、サービス量の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営事業 ・介護サービス給付事業 ・密着型サービス給付事業 ・施設介護サービス給付事業
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりや社会参加活動の促進により、要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化を防ぐための介護予防を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業 ・一次予防事業 ・高齢者心とからだの健康推進事業
地域包括ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを包括的、継続的に行なって行き、さらなる充実した地域包括ケア体制の構築に努めます。 ○認知症や高齢者虐待、権利擁護等の対策に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 ・在宅介護支援センター運営事業 ・福祉活動推進事業
在宅生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の多様なニーズに対応するため、要介護認定の有無にかかわらず生活援助を受けられる、市独自のサービスの充実や住環境の向上に努めます。 ○サービス利用者のニーズを的確に把握するとともに、各サービスの周知・啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉タクシー <ul style="list-style-type: none"> ・バス料金助成事業 ・高齢者配食サービス事業 ・緊急コールシステム運営事業 ・高齢者住宅リフォーム支援事業
高齢者施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅での生活が困難な高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、多様な高齢者施設の充実に取り組み、また、広域的な利用を含めた利用者への情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ハウス運営事業 ・多機能型ハウス運営事業
生きがい対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が社会活動に参加できる場の提供や生涯学習、生涯スポーツなどを推進するとともに、シルバー人材センターによる就労活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ活動支援事業 ・シルバー人材センター運営支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・高齢者は、積極的に健康づくりや介護予防に取り組みます。
 ・高齢者は、老人クラブなどの社会活動への参加や、生きがいづくりに努めます。
 ・認知症への理解を深め、周囲の認知症高齢者を見守ります。
- <地域> ・一人暮らし高齢者の見守り活動をはじめ、地域に住む高齢者の支援を行います。
 ・地域で行う参加しやすい生涯学習や趣味の活動などにより、高齢期の仲間づくりを支援します。
- <事業者> ・介護休暇が取得しやすい環境づくりに取り組みます。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>校区コミュニティ協議会や自治会の活動</p> <p>○「校区コミュニティ協議会や自治会」では、一人暮らし高齢者の見守り活動、ふれあい活動、災害時に支援が必要な方のマップ作成等を行っています。</p> <p>地域での生きがい・健康づくり</p> <p>○「老人クラブ」では、身近な高齢者への声掛けや地域の清掃活動、花壇の管理、生涯学習やスポーツ活動等を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>高齢者のニーズに応じた介護予防活動</p> <p>○今の高齢者や今後高齢期に入る世代が、楽しんで積極的に取り組むことができる介護予防のメニューを、地域と共に検討して実施します。</p> <p>認知症支援の充実</p> <p>○認知症に関する正しい情報の提供を行うとともに、サポーターとなる人材を育成することで、認知症を地域で支援する環境をつくります。</p>
---	--

施策 2-7 社会保障の充実

【施策の目指す姿】

- 適切な年金受給権の確保に向け、年金制度に関する正しい理解の浸透を目指します。
- 経済的に困窮した市民のセーフティネットの構築を目指すとともに、目標をもって、自立した生活ができるよう支援を行います。

【現状・課題】

- 世界の中でも最も高齢化の進行が早い日本では、現行の制度のままでは年金・医療・介護のサービス水準を維持していくことが困難になっており、税と社会保障の一体改革により、年金も含めた制度全般の見直しが進められています。
- 本市では他市に比べ国民年金加入率、保険料納付率がともに高くなっています。老後の生活を保障する国民年金制度に求められる役割は大きくなっており、制度の普及・啓発を行い、加入促進を図る必要があります。
- 平成 20 年度のリーマンショック以降全国的に低迷する経済状況の中、経済的に困窮する人が増加しており、本市においても平成 20 年度から平成 21 年度にかけて生活保護被保護世帯・人員が急増しました。被保護世帯の中でも、特に学齢児を持つ世帯が増えており、早期に自立を支援する必要が高まっているため、就労支援を強化し経済的自立を促していく必要があります。

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
生活保護から自立した人数	8 人	14 人	15 人	15 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
国民年金の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金被保険者の年金受給権を確保するため、被保険者の資格異動、年金相談、裁定請求等を円滑に行います。 ○年金制度に関する啓発を行うとともに、若年者納付特例や学生納付特例等を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金事務
生活困窮者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者に生活保護費を支給するとともに、被保護世帯の自立を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費支給事業 ・住宅手当支給事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民>
 - ・年金制度に関する正しい情報を得て、理解を深めます。
 - ・生活困窮等の状況下にある周囲の家庭への支援や見守りを行います。
- <地域>
 - ・生活困窮等の状況下にある家庭に、社会参加の機会を提供します。
- <事業者>
 - ・生活困窮等の状況下にある人に、就労の機会を提供します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>自立に向けた支援</p> <p>○「田原市社会福祉協議会」の就労支援専門員が、生活保護被保護者にも就労支援を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>きめ細かな情報提供</p> <p>○生活保護を必要とする人に、民生委員や相談窓口を周知できるよう、関係機関との連携を強化します。</p>
---	--

3 産業経済分野

産業経済分野の「主要プラン」と「市民協働モデル事業」

【主要プラン】

★担い手の育成

全国的に農業・漁業の担い手が減少しており、本市でも同様の傾向が見られます。担い手の減少は、特に産業・地域活力の維持・向上にも影響することから、早期に対応を図る必要があります。

このため、結婚支援、組織化・共同経営化・企業化、新規就業者の獲得・育成、女性の参画促進など、担い手の育成・確保に重点的に取り組みます。

【関連する基本事業等】

- ・ 農業経営の活性化
- ・ 漁業経営の活性化
- ・ 担い手づくりの推進
- ・ 地域福祉活動の推進

★地域ブランドの推進

近年、従来からある地域資源を積極的に活用して、地域の特産品について「ブランド化」を図り、地域から全国へ情報発信をするなどして地域産業の活性化を図ろうとする動きが盛んになってきています。地域ブランドに対する関心の高まりの背景には、国内における地域間競争の激化に加え、諸外国とのグローバル競争が激化しているという問題があることから、田原市においても、主要産物である花き・野菜・果物・畜産・水産物などの高付加価値化を図ることで、他の地域産品に負けない競争力を身に付ける必要があります。このため、農商工の連携によるブランド化や6次産業化等を推進するなど、田原市の農業・畜産業・漁業のさらなる発展を目指します。

【関連する基本事業等】

- ・ 農業経営の活性化
- ・ 漁業経営の活性化
- ・ 農商工仲間づくりプロジェクト [市民協働モデル事業]
- ・ シティセールスの推進

★賑わいのあるまちなかの創出

本市の中心市街地にも空き家や空き店舗がみられるようになってきています。車を使って遠方の大型ショッピングセンターへ買い物に行く生活スタイルが増える中、市内の中心市街地に人を呼び戻すための取組が求められています。商業関連の団体や自治会等の活動を活性化させることで、賑わいのある商店街・中心市街地を創出します。

【関連する基本事業等】

- ・ 商業団体支援の充実
- ・ 市街地の整備

★観光プロモーションの充実

田原市には様々な観光資源がありますが、近年、観光客数は減少傾向にあります。交通アクセスの問題など解決に向けた働きかけを国県に行うとともに、「遠くても行きたい、行く価値がある」と感じてもらえるよう、観光資源の発掘・磨き上げを推進します。併せて、観光客やニーズのターゲットを絞り込むなど効果的なプロモーション活動により、田原市の魅力を広く発信していきます。

【関連する基本事業等】

- ・ 観光資源の開発と活用への推進
- ・ シティセールスの推進
- ・ 観光宣伝活動の推進

【市民協働モデル事業】

「産業経済分野」における市民協働モデル事業を、以下のように掲げます。このプロジェクトを市民協働の先導的なモデルとして位置付け、推進します。

農商工仲間づくり プロジェクト

【プロジェクトの目的】

異業種交流の機会を創出し、農商工業者等のネットワーク化（仲間づくり）を推進することで、田原市の農畜水産物の需要拡大・ブランド化を図ります。

【現状・課題】

他地域に向けて「田原市の魅力」を発信することは、持続的な地域経済の発展につながります。しかし、人々の価値観やライフスタイルは多様化しているため、これまでと同じ商品やイメージだけでは、地域間競争を生き残ることは難しくなっています。農商工の連携により田原市の農畜水産物を活かした新たな魅力づくりを進め、他の地域との差別化を図っていく必要があります。

【取組内容と役割分担】

農商工業者等のネットワークを構築することにより、共同学習や新商品の研究・開発、ネットワークを活用した広報宣伝・販路拡大等に取り組みます。

個人 ・【生産者】質の高い農畜水産物の生産
・農畜水産物を活かしたメニュー開発等

地域 ・特色のある食イベント等の開催

団体 ・団体や学校、企業間の連携強化

企業 ・多様なメディアを活用した農畜水産物や加工品のPR
・ブランド化や新商品の開発に向けた研究

行政 ・農商工業者等のネットワーク化のための仕組みづくり
・異業種の交流機会の創出
・市民のアイデアを取り入れる仕組みづくり
・ブランド化や商品開発に関する情報提供

【目指す姿】

農商工業者等の連携により田原市の地域資源を活かした新たな魅力が創出されたことで、地域経済が潤い、田原市の地域イメージが向上しています。

施策 3-1 農業の振興

【施策の目指す姿】

- 担い手の育成を図り、安定的に農業が継続できる体制を整備します。
- 6次産業化や農商工業者等の連携により地域ブランドが開発されるなど、田原市の農業の魅力を高めていきます。
- 耕作放棄地を解消することで、効率的な農地利用が図られる環境を整備します。

【現状・課題】

- わが国の農業は、農家所得の減少や食料自給率の低迷、担い手不足の深刻化といった、様々な問題に直面しています。さらに、海外との自由貿易を進める動きもあることから、将来的な価格競争の激化も懸念されます。
- 田原市は、花き、野菜、畜産を中心とする農業産出額の全国上位を誇る農業のまちです。しかし、担い手の高齢化や後継者不足、これに伴う耕作放棄地の増加などが問題となっており、さらに近年の原油価格の高騰は施設園芸を営む農家の経営を圧迫しています。
- 安心安全で良質な農産物を求める消費者のニーズは高くなっています。市民・生産者・消費者の要望を的確に把握し、田原市の農業のさらなる発展、振興を図るための取組が求められます。
- 耕作放棄地の再生は進みつつあるものの、小規模な農地や、灌水施設がない、接道がないなどの耕作条件に制約がある農地については再生が進んでいないため、農地の再整備が必要となっている地区が残っています。さらに今後は、農地の利用について、より効率的な農業を推進する観点から、面的集積の推進が求められています。
- 田原市の農業・観光の交流拠点として、芦ヶ池農業公園（サンテパークたはら）があり、多くの入園者で賑わっています。この他、市民農園や農業収穫体験など、市民が気軽に農業を体験できる機会を提供しており、農業の魅力を伝えています。

【データ】

〔データ〕 農家数の推移、経営耕地面積・耕作放棄地、主要農産物の作付面積と収穫量
農業産出額の全国順位等

〔写真〕 施設、露地、畜産等の写真

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
耕作放棄地面積 (農地面積※)	517ha (7,050ha)	459ha (6,882ha)	375 ha (6,882ha)	353 ha (6,882ha)
認定農業者**数	774 人	1,200 人	1,500	1,700
エコファーマー**数	692 人	669 人	700 人	750 人

※ 農地面積

農業振興地域内の農地面積

※ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を市町村が基本構想に照らして認定した農家

※ エコファーマー

土づくり、化学肥料、農薬の使用の低減による環境にやさしい農業に取り組む計画を作成して知事の許可を受けた農業者

サンテパークたはら入園者数	41.4万人	44.7万人	48.0万人	50.0万人
市民農園利用数(北荒井・サンテパーク)	83区画	75区画	80区画	83区画

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
農地の保全・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県と緊密な連携を図り、効率的農地利用を推進し、耕作放棄地の予防・解消や後継者育成など、農業の振興を図ります。 ○市民が農業への関心を高める取組を推進します。 ○担い手への農地集積を図るための各種施策を実施します。 ○農用地利用集積計画を策定し、農業の担い手育成および農用地の有効利用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用集積円滑化事業 ・農地利用集積促進支援事業 ・営農支援センター管理運営事業 ・農地・水・環境保全向上対策支援事業 ・農業委員会運営事業
農業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の生産性の向上、災害防止および国土の保全を図ることを目的として、道路、排水路、その他の土地改良施設の整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合農地整備促進事業 ・ため池等整備促進事業 ・たん水防除促進事業 ・豊川用水整備促進事業 ・土地改良施設整備事業 ・排水機場等維持事業
交流・食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「たはら食育推進計画」に基づき、食育を推進する体制の拡充、地産地消の推進を図ります。また、必要に応じて計画の定期的な見直しを行います。 ○都市と農村との交流の場として、市民農園の貸出し、農業体験の機会を提供します。 ○農業公園内の花壇の整備や園地の美化および動物の飼育を実施し、憩いとやすらぎの場を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進事業 ・芦ヶ池農業公園運営事業 ・芦ヶ池農業公園PR事業
農業経営の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○農業経営の近代化や経営基盤の強化を支援するとともに、低炭素施設園芸の実現を目指し、資材高騰等に強い農業への転換を推進します。 ○農業者年金の受給に関する対応等を円滑に行います。 ○地域資源である農畜産物を磨き上げ、付加価値を付けた地域ブランドを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営活性化事業 ・畜産振興事業 ・水田農業構造改革対策事業 ・農業制度資金支援事業 ・農業者年金推進事業
担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○やる気のある担い手農業者に対して、育成支援を行うことにより、地域の人づくりおよび連帯感の醸成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手支援事業
環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産農家と露地・施設園芸農家の連携を強化し、適切な糞尿処理と堆肥の供給が円滑に行われる体制を確立します。 ○環境にやさしい農業を進めるエコファーマーを育成し、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・農地を所有する人は、適正に農地を管理します。また、管理できない農地については農地バンク※への登録を行い、耕作放棄地とならないよう努めます。
- ・田原市産の農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。
 - ・農業について興味、関心を持って、農業公園を活用したり、農業体験に参加したりします。
- <地域> ・農地を有効に活用するとともに美しい景観を保つため、地域にある耕作放棄地について話し合いを行います。

※ 農地バンク

管理できなくなった農地を登録し、農地を利用したい人に紹介するための制度

- ・地域において、農業公園の活用や、農業体験への参加に努めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>耕作放棄地の再生</p> <p>○「NPO田原菜の花エコネットワーク」では、耕作放棄地に菜の花等を栽培し、優良農地に再生した後、希望する農家に引き渡しています。</p> <p>環境にやさしい農業の推進</p> <p>○「田原市低炭素施設園芸づくり協議会」では低炭素施設園芸の栽培実証と技術の普及を図っています。</p> <p>農畜産物の販売促進と品質の向上</p> <p>○「愛知みなみ農業協同組合」では、地産地消のレストランを運営するとともに、地元農畜産物を販売し、農業の振興に努めています。また、品評会等のイベントを開催し、農業者の技術向上に取り組んでいます。</p> <p>農業を活かした観光の推進</p> <p>○市民農園の利用拡大等について取り組んでいます。</p>	<p>農畜産物のブランド化の推進</p> <p>○高い品質の農畜産物を生産するとともに、オリジナル商品の開発、PR、販路の拡大等を進め、田原市産のブランドを確立します。</p> <p>獣害対策の推進</p> <p>○地域と共に、農作物に被害をもたらすイノシシ等の駆除や被害の防止対策を進めます。</p> <p>農業研修生の受入れ促進や農業に取り組む意欲のある人と農家のマッチング・就農支援</p> <p>○都会の人、高学歴の人、農業研修生について、就農ニーズを把握できないか調査します。</p> <p>高齢者農家への支援</p> <p>○高齢者農家の作目転換や産直等への販売など、その実現性について検討します。</p> <p>集落営農の組織化・法人化の推進</p> <p>○家族単位の農業経営には限界があるため、法人化等により、規模拡大と労力確保で企業（会社）化が図れないか検討します。</p>

施策 3 - 2 水産業の振興

【施策の目指す姿】

- 漁場環境の改善や担い手の育成を図り、安定的に漁業が継続できる体制を整備します。
- 6次産業化や農商工業者等の連携により地域ブランドが開発されるなど、田原市の漁業の魅力を高めていきます。
- 漁港の適切な管理により、施設の延命化を図るとともに、漁船とレジャー用の船舶との棲み分けを行っていきます。

【現状・課題】

- 漁業経営は、天候や漁業環境の変化により、漁獲量や魚価の変動が起こりやすく、不安定になりかねません。また、重油等の高騰に伴う経費割合の上昇も経営を圧迫しています。
- 水産物の安定的な供給に向け「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進めています。
- 本市では、姫島漁港、宇津江漁港および伊川津漁港の管理を行っており、この他、福江漁港が愛知県の管理となっています。市管理の漁港については、それぞれ施設整備や維持管理を行っていますが、一部の施設で老朽化が進んでいるため、対策が必要となっています。
- 漁港は、市民のレクリエーションにも活用されています。漁船とレジャー用の船舶が共に利用しやすいよう、適切に管理を行っていく必要があります。

【データ等】

- [データ] 漁獲量の推移
漁獲量県内ランキング
魚種別漁獲量
漁業種別経営体数
漁業組合の状況
漁港位置図
- [写真] 漁港、魚市場等

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
漁業経営体数	520 人 (H15)	499 人 (H20)	500 人	500 人
あさり類漁獲量	1,696 t	1,628 t (H22)	2,000 t	2,000 t
観光潮干狩り入込数(白谷浅海)	671 人	6,684 人	8,300 人	8,300 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
水産資源確保の推進	○稚貝・稚魚の放流などを通じ、三河湾内の水産資源の確保を図り、漁業経営の安定化を図ります。	・栽培漁業振興支援事業 ・白谷地先浅海干潟整備事業
漁業経営の活性化	○水産物PRの支援 ○水産物ブランド化の推進 ○水産資源の保護、培養や水質浄化等の公益的機能を支える干潟の維持・回復を図ることを目的に、漁業者や地域の住民が行う効果の高い共同活動への支援を行います。 ○漁業者・団体に対して、漁業近代化資金貸付・利子補給を行い漁業経営の向上を図ります。	・漁業者・団体支援事業
水産施設の充実	○姫島・宇津江・伊川津漁港の適切な管理を行うとともに、必要に応じて施設の機能保全計画の策定、および保全工事を実施します。 ○姫島漁港および宇津江漁港の管理を委託する指定管理者との連携の下、良好な漁港環境の保持とトラブルの防止等に努めます。	・漁港管理事業 ・姫島漁港管理事業 ・宇津江漁港管理事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・海岸清掃に参加し、海を美しく保ちます。
 ・身近にある海水浴場や潮干狩り場へ出向くことで、海や漁業への理解を深めます。
 ・田原市産の魚介類を積極的に購入し、地産地消に努めます。
 ・プレジャーボート等を漁港に係留する場合は、規則を守り、適切に管理します。
- <地域> ・海岸清掃に参加し、海を美しく保ちます。
- <事業者> ・企業で海岸清掃に参加し、海を美しく保ちます。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>漁場の維持・回復のための取組</p> <p>○「渥美半島地域漁業環境保全会」では、地域資源の維持・回復を図ることを目的として、漁業者を中心に漁場の耕うん、清掃活動など行っています。</p> <p>漁港の管理</p> <p>○「渥美漁業協同組合」では、指定管理者として姫島漁港と宇津江漁港の管理を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>水産物の高付加価値化、ブランド化の推進</p> <p>○「伊良湖産」「渥美半島産」など水産物のブランド名を統一し、宿泊施設との連携や、試食などを通して美味しさをアピールする取組を検討します。</p> <p>田原産の水産物のPR</p> <p>○様々な機会を捉えて田原市産の水産物をPRし、付加価値を高めます。</p>
---	---

施策 3 - 3 工業の振興

【施策の目指す姿】

- 新規企業の誘致を推進するとともに既存企業の活性化を支援することにより、工業の振興および市内における雇用環境の向上を図ります。
- 産業の空洞化や進出企業の国外流出対策として、企業のサポート体制を強化します。
- 大型岸壁や幹線道路の整備促進、臨海部の防災・減災対策など、三河港や港周辺の機能の強化を図ります。

【現状・課題】

- 昭和 39 年の三河港の重要港湾指定、東三河工業整備特別地域指定を契機として、本市臨海部では港湾施設の整備と約 1,100ha に及ぶ臨海工業用地の造成が進められ、平成 24 年 8 月現在で自動車産業を中心に 67 社の企業が立地し、うち 60 社が操業しています。
- これまで、立地企業の活発な活動を背景に、本市の製造品出荷額は国内でも常に上位に位置してきましたが、平成 19 年度のリーマンショック以降、恒常的な円高や、電力需要・環境負荷低減への要請など、国内製造業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、本市の製造品出荷額も減少傾向にあります。
- また、大規模な災害等に対するリスク分散や円高に伴う製造規模縮小への対応を図る観点から、多くの企業では海外移転や分散化・集約化など製造拠点の再編が進められています。
- 本市臨海部では、現在 126ha の工業用地が未分譲となっており、今後、一層の企業誘致を推進していく必要がありますが、東日本大震災以降の臨海部への立地に対する需要の冷え込み、不況の長期化による企業の設備投資の抑制、さらには、道路の慢性的な渋滞など劣悪な物流環境への対応の遅れが大きな課題となっています。
- 加えて、国の南海トラフの巨大地震に関する津波高、想定浸水区域及び被害想定公表等により、三河港周辺に立地する企業においては、地震・津波に対する防災・減災対策や、被災後の早期復旧方法、事業継続計画の策定等について、その取組みが図られています。
- 他方、臨海企業用地においては、日本最大規模のメガソーラー発電所や、新たな風力発電所の建設が開始されるなど、本市の気候特性を活かした再生可能エネルギー施設の整備が大きな注目を集めています。
- 以上、臨海部においては様々な事象が生じていますが、国内で持続的な生産、研究を企業経営の柱とする企業も多いことから、今後は、規模や操業内容の状況に応じた多面的な立地提案に努める必要があります。
- 三河港は、日本経済を牽引する自動車関連産業を支える総合的な物流港湾であり、国際競争力の維持・強化のためにも、国の直轄事業などによる港湾機能の強化が求められています。
- 最近では、ロシア向けの定期コンテナ航路の開設が予定されており、臨海企業のさらなる活性化が期待されています。
- 三河港の一層の機能向上を図るとともに、その効果を企業立地へと波及させていくためにも、津波などの自然災害に対する対策や交通アクセスの向上などに取り組んでいく必要があります。

【データ】

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
立地企業数	60 社	67 社	70 社	75 社
臨海部企業用地売却・賃貸借面積	603ha	715ha	800ha	870ha

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の設備投資状況や立地動向の情報、立地ニーズの把握に努めるため、積極的な企業訪問などを行います。 ○企業集積の促進を図るため、企業誘致懇談会や各種誘致イベントを実施し、企業の誘致に努めます。 ○地域特性に適したエネルギー関連企業の誘致や、次世代エネルギーを見据えた関連企業の誘致・集積に努めます。 ○愛知県および東三河 5 市企業誘致推進連絡会議などと連携し、企業情報の収集と共有に努めます。 ○企業の進出を支援するため、企業立地奨励金、企業再投資促進補助金などを交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地戦略推進事業 ・誘致活動事業 ・立地誘導・活動支援事業
三河港の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○重要港湾三河港および背後圏の整備を図るため、関係団体との連携、協働により、国および愛知県に対して要望活動などを実施します。 ○三河港の利用を促進するポートセールス活動を通じ、新規コンテナの獲得と関連企業の誘致に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三河港振興事業

【市民一人ひとりの活動】

- <事業者> ・健全な経営を行い、経済活動を活発にすることで地域の活性化に寄与します。
- ・企業の社会的責任（CSR精神）に基づき、地域に貢献する各種ボランティア活動に参加します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>企業による清掃活動</p> <p>○田原臨海部に立地する企業が参集し、企業防災や交通アクセス問題などの検討、清掃活動などの社会貢献活動を実施しています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>企業誘致活動の活性化</p> <p>○市民や企業と共に、本市の産業構造を踏まえた企業の誘致や産業支援策について検討を進めます。</p>
--	---

施策 3 - 4 商業の振興

【施策の目指す姿】

- 商工会の体制を強化することにより、地域の魅力を活かした商業の振興を図ります。
- 農商工連携の促進と活用により、まちなかに賑わいをつくることで、市内商業活動の活性化を図ります。

【現状・課題】

- 人々の主な交通手段が車になったことで、中心市街地の商店街の優位性が乏しくなっています。さらに、経営者の高齢化や後継者の不足などにより空き店舗等も増加し、商業の経営環境は厳しい状況にあります。
- 商店街には大型店舗にはない多様性や魅力があります。このような商店街の良さを引き出し、連携して賑わいづくりに取り組むためには、地域に即した商業の振興を総合的に推進する商工会等のさらなる体制強化が求められます。
- さらなる商業活動の活性化には、本市の強みである地域資源（豊富な農畜水産物、観光資源等）を活用して、地域のポテンシャルを発信していく必要があります。このため、商業、農業・漁業、工業等が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用できる環境を整える必要があります。
- 300年以上も続く伝統の「二七の市」が現在でも受け継がれており、定評を有しています。

【データ】

〔データ〕 商店数と従業者数の推移（あいちの商業、商業統計）

業種別商店数（あいちの商業、商業統計）

年間商品販売額（あいちの商業）

商業従業者数の都市比較（あいちの商業）

〔写真〕 セントファーレ

はなとき通り

赤羽根市街地

福江市街地

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
年間商品販売額	1,015 億円 (H16)	1,109 億円 (H19)	1,100 億円	1,100 億円
商工会会員数	1,527 会員	1,423 会員	1,423 会員	1,423 会員

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
中小企業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携により、市内で事業を行う中小企業への資金の融資を円滑に行います。 ○田原市の農水産品、観光資源等を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む、農商工連携を促進します。 ○農商工連携を促進するため、意欲ある人材が意見交換・協働する機会をつくります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業活性化支援事業
商業地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の魅力を高めるためのソフト事業等を実施し、「田原市の顔」づくりに努めます。 ○田原市で起業する機会をつくり出すため、意欲ある人材を後押しする「空き店舗バンク」などの施策を行います。 ○賑わいイベントの運営支援を行い、中心市街地への集客力の向上を図るとともに、地域でのまちづくりや新しい商業を担う人材、組織の育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化推進事業 ・中小企業活性化支援事業
商業団体支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内中小企業者の経営の改善を図るため、その指導機関である田原市商工会および渥美商工会に対して助成を行い、中小企業者の指導育成を行います。 ○安全で快適な環境を保つとともに、中心市街地の活性化を促進するため、街路灯の維持管理費や商店街の催事、共同宣伝への助成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業団体支援事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・商店街など市内の店舗での買い物を心がけます。

<事業者> ・担い手の育成、経営力の向上を図り、まちに賑わいを創出します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>事業者の経営改善に向けた取組</p> <p>○「田原市商工会」「渥美商工会」では、地域内商工業者の経営の改善に関する相談や、地域内経済活動を図るための様々な活動を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>コミュニティビジネスの促進</p> <p>○市民が主体的に行うコミュニティビジネスの立ち上げや展開を促進します。</p> <p>高齢者への買い物支援</p> <p>○高齢者が買物難民にならないよう、市民同士が助け合う取組を支援します。</p>
--	--

施策 3 - 5 観光の振興

【施策の目指す姿】

○既存の観光資源の活用や、新たな観光資源の発掘・創造により、観光地としての田原市の魅力を高め、観光客の増加を図ります。

【現状・課題】

- 国においては、平成 20 年に観光庁を発足させ、日本を「観光立国」とすべく様々な観光振興施策に取り組んでいます。
- 時代の流れとともに、観光に対する価値観も変わり、その地域でしかできない本物の体験、人と人との交流を通じた感動など、達成感を得られる旅のかたちが「体験型観光」として求められています。これらのニーズに対応するため、田原市の強みである農業・漁業・工業・自然環境等を活用した観光推進を図る必要があります。
- 田原市には多様な地域資源があり、特に観光は地域経済の活性化に向けて期待が寄せられる分野です。田原市が観光客にとってより魅力ある地域となり、観光先として選ばれるよう、市民、地域、団体、事業者、行政が一体となりさらなる PR や受入体制の充実、観光のブランド化等を進めていく必要があります。

【データ】

[データ] 観光施設利用者数の推移（観光庁 観光入込客統計）

主要観光イベント（商工観光課）

主要観光施設（商工観光課）

主要観光施設別利用者数の推移（商工観光課）

年間宿泊者数

[写真] 伊良湖岬

蔵王山展望台

海水浴場

菜の花まつり

サーフィン世界大会

トライアスロン伊良湖大会

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	
			平成 29 年	平成 34 年
観光施設延客数※	3,183 千人	2,950 千人 (H22)	3,300 千人	3,500 千人
年間宿泊者数	321 千人	335 千人 (H22)	350 千人	400 千人
観光ガイド（観光ビューローホームページ）アクセス件数	257 千回 (H20)	492 千回	600 千回	800 千回

※ 観光施設延客数

観光客数の集計方法は統一されておらず、観光施設ごとに手法が異なるため、数値自体の信憑性は低い。このため、指標は年度ごとの増減を図る目安として設定した。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
観光資源の開発と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県や近隣市町村などの関係機関・団体等との連携を図り、広域的な観光振興を図ります。 ○観光PRを積極的に推進するとともに、「田原市観光基本計画」に基づき観光推進事業を実施します。 ○「どんぶり街道」に例を見るように、地域の魅力を活かした新たな観光資源を、渥美半島観光ビューローと協力して開発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光推進事業
観光基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客等利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の適正な管理、整備および修繕等を行います。 ○三河湾周遊観光の拠点として、伊良湖港を中心とした海の魅力の活性化を図ります。 ○渥美半島の自然環境の魅力を、観光客に分かりやすく伝えられる人材の育成を図ります。 ○自然環境並びに再生可能エネルギーを活用した環境学習コース（エコツアー）の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報サービスセンター運営事業 ・蔵王山展望台運営事業 ・田原まつり会館運営事業 ・ロングビーチ管理棟管理事業 ・蔵王山展望台風力発電運営事業 ・観光トイレ等管理事業 ・観光施設整備事業
観光宣伝活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域融和・地域発信を目的とする事業等の活動支援や、メディア等を活用して広く田原市を紹介することで、市のイメージアップや国内外からの観光、その他産業の振興・発展を図ります。 ○広く田原市の観光の魅力を発信し、多様な観光ニーズに対応するため、渥美半島観光ビューローを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光団体活動支援事業 ・市民まつり支援事業 ・サーフィン世界大会支援事業 ・トライアスロン大会支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・おもてなしの精神を持ち、田原市を訪れる観光客に喜びや感動を与えます。
- <事業者> ・観光関係の事業者は、あたたかいサービスの提供を心がけます。
- ・事業活動に当たって、環境負荷の低減と循環型社会の形成を目指します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>観光ボランティアガイドの育成</p> <p>○市内で活躍する観光ボランティアガイドと情報交換を行い、田原市の魅力をより分かりやすく観光客へ伝える手法を研究しています。また、観光ボランティアガイドの増加に取り組んでいます。</p> <p>海を活用した観光交流の実施</p> <p>○他地域、フェリー運航事業者等と協力し、田原市の魅力を広く発信しています。</p> <p>海外からの誘客の実施</p> <p>○渥美半島観光ビューローを中心に、アジア圏を対象としたインバウンド*に取り組んでいます。</p> <p>農業を活かした観光の推進</p> <p>○農業と観光を結び付ける収穫体験ツアーの構築に取り組んでいます。</p>	<p>観光客を増やすための工夫・PR</p> <p>○田原市の知名度を上げ、観光客を増やすための工夫（バスの効果的な活用、映画・ドラマロケ地としての誘致、インターネットを使わない世代へのPR方法、田原市の魅力を集約したかたちでのPR等）や、地域資源の有効活用方策等について検討を進めます。</p> <p>おもてなしの心の育成</p> <p>○観光客に、気持ちよく田原市を観光してもらえよう、市民や事業者等のおもてなしの心を育みます。</p>

* インバウンド
外国人旅行者を自国に誘致すること。

施策 3 - 6 労働環境・消費生活の充実

【施策の目指す姿】

- 働く意欲のある多様な市民の就労を支援し、若者の定住促進や、高齢者、障がい者等の自立した生活への支援につなげるとともに、勤労者が安心して働くことができる労働環境をつくります。
- 市民が消費トラブル等に巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識の普及や学習活動への支援を行うとともに、関係機関との連携による問題事例、対応策等の広報を行います。

【現状・課題】

- 経済の停滞や東日本大震災の影響、人口の減少や消費者の地域外への流出等により、地域経済や雇用環境は厳しい状況が続いています。少子高齢化が進行し、商工業等の担い手が不足する中、若年者や女性、高齢者、障がい者など、働く意欲のある多様な人材の活用が求められています。
- 国際化や高度情報化等によって、消費生活における選択の幅が広がると同時に、悪質商法や振り込め詐欺などの手口は年々巧妙化し、本人がトラブルに巻き込まれたと気付かないような新たな消費者トラブルが増加しています。市民がトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識の啓発活動をより一層行っていく必要があります。

【データ等】

[データ] 有効求人倍率の推移

振り込め詐欺認知件数の推移

悪質商法被害件数の推移

[写真] ハローワーク(豊橋公共職業安定所田原相談室)

消費者生活講座

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
田原市地域職業相談室の就職率	26.0%	26.8%	30.0%	30.0%
勤労者福祉資金利用件数	113 件 (H20)	122 件 (H22)	130 件	150 件
消費者生活講座参加者数	323 人	224 人	300 人	350 人
くらしのアドバイザー啓発業務	69 回 (H20)	120 回	150 回	150 回

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
勤労者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携により、市内に在住勤務する勤労者への資金の融資を円滑に行います。 ○勤労者の団体が実施する福祉事業への助成を行い、勤労者の健康の増進と福祉の向上を図ります。 	・勤労者支援推進事業
雇用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○求職者への求人情報の提供や相談を行うとともに、求人企業の求人申込の受付を行います。 ○雇用情勢が厳しい状況を踏まえ、緊急雇用対策を実施し、雇用の場を確保します。 	・雇用推進事業
消費者行政の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者生活講座、消費生活展等の開催により、啓発および情報提供を行います。 ○消費者トラブルを解決するため、弁護士による法律相談を開催します。 ○生活に係わる諸問題を解決するため、生活学校等の開催を支援します。 	・消費者支援推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・ 勤労意欲を持って、自分の適性に合った仕事に務めます。
 ・ 悪質商法等への知識や理解を深めます。
- <事業者> ・ 福利厚生の実施により、働きやすい職場環境づくりに努めます。
 ・ 健全な経営により、安定した就労環境をつくります。
 ・ 年齢や勤続年数を重視するだけでなく、仕事の成果を賃金に反映させる制度を導入します。
 ・ 消費者トラブルの予防のため、きめ細かな消費者への情報提供を行います。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>消費者被害についての啓発活動</p> <p>○「くらしのアドバイザー」が悪質商法等の啓発活動を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>就労への支援</p> <p>○職業安定所や事業所、その他関係団体等と連携し、求職中の若者、女性、高齢者や障がいのある人など、様々な市民の就労を支援します。</p> <p>高齢者への見守り活動の充実</p> <p>○消費者トラブルの被害に遭いやすい、一人暮らしの高齢者などに対し、周囲が目配りできる地域づくりを進めます。</p>
--	--

4 都市整備分野

都市整備分野の「主要プラン」と「市民協働モデル事業」

【主要プラン】

★美しく、安全で快適な道路環境の維持

市内には国道、県道、市道、生活道路など、様々な道路が走っています。道路は日々の生活に欠かすことができないものですが、中には雑草により見通しが悪くなっているところ、ゴミが放置され、美観が損なわれているところなどがあります。

誰もが快適に道路を利用できるよう、協働により道路施設・設備等の維持・管理や沿道緑化を推進します。

【関連する基本事業等】

- ・グリーン・クリーン・道づくりプロジェクト〔市民協働モデル事業〕
- ・生活道路の整備
- ・道路管理の充実
- ・緑化の推進

★使いやすく適正な公共交通の仕組み構築

市内では、民間の鉄道、バスに加え、市が運営するコミュニティバスが市民の足として利用されています。本市は市域が広大であり、地域によっては公共交通の利便性に格差が見られます。

今後、運転ができない高齢者や障がい者、児童生徒などにとって鉄道、バスはより必要性が高まることから、官民協働により、適正な公共交通の仕組みを構築します。

【関連する基本事業等】

- ・公共交通の充実

★田原市の自然を活かした美しい景観の形成

本市には、海や山、田畑などの特徴的な景観がありますが、現在ではその魅力を十分に発揮できていません。魅力ある観光資源、市民の誇りとなる景観資源となるように、田原市の自然を活かした景観の形成を進めます。

【関連する基本事業等】

- ・自然景観形成の推進
- ・街並景観形成の推進

★災害に備えたライフライン・都市基盤づくり

市民の防災意識が高まる中、都市整備においても災害に備えたまちづくりの視点が必要となっています。建物の耐震化はもちろん、上下水道、道路、橋りょうなどのライフラインや都市基盤について、地震や津波などの災害に備えた施設整備を進めます。

【関連する基本事業等】

- ・河川・排水路の整備
- ・公共下水道の整備
- ・幹線道路の整備
- ・上水道施設の充実

【市民協働モデル事業】

「都市整備分野」における市民協働モデル事業を、以下のように掲げます。このプロジェクトを市民協働の先導的なモデルとして位置付け、推進します。

グリーン・クリーン・道づくりプロジェクト

【プロジェクトの目的】

きれいな道にはゴミを捨てられにくいことから、個人・地域・行政などがそれぞれの役割分担の下でいつもきれいな道づくりを行い、田原市まるごとイメージアップにつなげます。

【現状・課題】

ゴミや雑草の多い道路には、さらに多くのゴミが捨てられるという悪循環が起き、美しい道路環境を維持することが困難になっています。また、成長した雑草が運転手や歩行者の視界を遮り、危険な場所も出ているため、安全で快適な道路環境を維持するための取組が求められています。

【取組内容と役割分担】

普段の生活の延長線上や、コミュニティ活動・団体活動の中で、道路や側溝等の清掃が継続的に見えるよう、地域に応じた仕組みや支援体制づくりを進めます。

個人

- ・ 自宅周辺でのゴミ拾いや草刈りの実施（ゴミを捨てにくい環境にする）
- ・ 自宅敷地内への花や木の植栽
- ・ 清掃活動への子どもなど若い世代の参加促進（子どもにゴミを捨てない心を根付かせる）

地域

- ・ 地域の一斉清掃の日の設定と定期的な清掃の実施

団体

- ・ イベントに合わせた、楽しめる清掃活動の企画、実施
- ・ 小中学校と連動した清掃活動の実施（子どもにゴミを捨てない心を根付かせる）

行政

- ・ 資機材の貸出などを通じた地区への支援
- ・ 市内優良事例の広報により、個人や地域の活動機運を高める（良い取組を全市に広げる支援）
- ・ 手入れが簡易となるような植栽や道路デザインの検討と導入
- ・ ガードレールの塗装など、市民・地域が取組を深化できる仕組みづくり

【目指す姿】

道路をきっかけに、まち全体が市民にとって「ただ使うもの」から「みんなで育てるもの」へと意識が変わり、また本市を訪れる人に「田原市は美しいまち」というイメージを持ってもらうことができます。

施策 4 - 1 交通基盤の整備

【施策の目指す姿】

- 都市の骨格となる幹線道路・都市計画道路・交通結節点・公共交通等を総合的・一体的に整備することにより、戦略的な交通体系の確立を目指します。
- 歩道整備や自転車通行帯の設置により、徒歩・自転車・自動車の適正分担を図ることで、安全で円滑な交通環境を目指します。
- 被災時に重要となる緊急輸送道路・避難路の機能強化等により、災害時における物流・人流機能の確保を目指します。

【現状・課題】

- 道路は市民生活や産業活動において重要な都市基盤の一つであり、市民や事業者からも高速交通ネットワークへのアクセス向上などの交通の利便性を求める声が多くあがっています。しかし、市内外の主要拠点を結ぶ幹線である都市計画道路の整備率（道路改良率）は、平成24年8月現在64%にとどまっており、計画的な整備を進めていく必要があります。
- 道路改良率が低い生活道路や狭隘道路の整備、交通安全施設の設置については、必要性の高いものから順次進めていますが、まだ十分ではありません。生活道路の整備等については、地域住民や関係者との十分な協議や合意形成が必要となっています。
- 本市には、県により整備されている渥美サイクリングロードや、半島という地理的特性、自然景観などサイクリングに適した資源を多く有していますが、道路の汚れや自転車通行空間の未整備など、自転車乗用環境の課題も多く存在します。自転車利用には、公共交通システム機能、観光振興、健康づくり、環境負荷軽減等様々な効果が見込まれるほか、近年の自転車ブームや道路・交通行政の政策転換などにより、自転車活用の促進や早急な自転車乗用環境の整備が必要となっています。
- 中心市街地・三河田原駅周辺では、交通結節点や都市計画道路整備によって交通網を充実させ、交通利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。
- 今後の道路整備においては、快適性、安全性に加え、防災面等に配慮した整備が必要となっています。
- 市では平成22年4月から「アダプトプログラム[※]」を導入し、市民との協働の下、市管理の道路などの環境美化を推進しています。また、県では、平成22年8月より「愛・道路パートナーシップ事業」として、地域や企業が行う県管理の国道や県道の清掃美化活動等への支援を行っています。

【データ】

主要幹線道路網図

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
都市計画道路整備率	47.9%	62.3%	64%	68.2%
三河田原駅周辺整備事業進捗率	9.4%	60.5%	100%	100%

※ アダプトプログラム

市民が「里親」となり、道路、公園、河川および緑地等を自らの「養子」とみなして、定期的に清掃美化などを行い、親が子どもを大切にするように面倒をみる制度。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
広域幹線道路の整備	○伊勢湾口道路や三遠南信自動車道・東三河縦貫軸等の広域幹線道路の整備促進を働きかけ、交通の利便性向上を図ります。	・広域幹線道路整備促進事業
幹線道路の整備	○国道 259 号、42 号、主要地方道豊橋渥美線等の事業用地の取得を進めます。 ○国道 259 号・42 号等の市内外を結ぶ幹線道路の整備促進と、市内各拠点間を結ぶ主要道路の整備により、産業活動の効率化や日常生活の利便性向上を図ります。 ○増加している自転車利用ニーズに対して、ハード・ソフトの両面から環境整備を推進します。	・事業用地取得事務（国県道） ・幹線道路整備事業 ・橋りょう整備事業
生活道路の整備	○生活道路の改良や、通学路等の歩道を整備し、市民生活の安全性・快適性の向上を図ります。 ○狭隘道路の解消のため、後退用地の取得および整備を行います。	・道路改良事業 ・交通安全施設整備事業 ・道路舗装事業 ・道路局部改良事業 ・狭隘道路解消事業
道路管理の充実	○道路の修繕工事、清掃および草刈りを実施し、交通の安全性・快適性の向上を図ります。 ○道路の管理、清掃をアダプトプログラムを活用して、環境美化に努めます。 ○道路等の境界測量の実施および用地整理、用地登記を行い、公共用地の適正な管理に努めます。	・道路維持事業 ・公有地境界確認事務 ・登記事務
街路の推進	○交通の流通円滑化、歩行者の安全のため、街路事業の企画、検討、調整、整備を行います。	・街路整備事業
田原駅周辺の整備	○交通結節点としての機能を高め、ガーデンシティにふさわしい景観を備えた駅前広場を整備します。 ○都市計画道路等幹線道路網を整備し、自動車交通の円滑化を図るとともに歩行者の安全を確保します。	・田原駅移転整備支援事業 ・駅前広場整備事業 ・田原駅周辺街路整備事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・「アダプトプログラム」や「愛・道路パートナーシップ事業」などの道路の美化活動へ参加します。

<地域> ・地域において、清掃などの道路環境美化活動を行います。

<事業者> ・事業所周辺の道路において、清掃など道路環境美化活動を行います。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>アダプトプログラム活動</p> <p>○事業者や地域活動団体では、アダプトプログラム活動として、身近な道路の清掃や除草、花壇の整備などを行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>市民主体の道路整備の推進</p> <p>○市が材料等を提供することで、地域の軽微な道路補修を行えるようにし、市民主体の道づくりを推進します。</p>
---	--

施策 4 - 2 公共交通の整備

【施策の目指す姿】

- 効率的で利便性の高い都市基盤の整備と都市サービスの提供を実現するために不可欠な公共交通を、行政、市民（利用者）および交通事業者の協働によって確保・維持し、誰もが自由に移動でき、誰もが必要な都市サービスを楽しむことができるまちを目指します。

【現状・課題】

- 自家用車の普及に伴い、全国的にバス・鉄道等の公共交通利用者が著しく減少し、その存続が困難になる中、交通事業の規制緩和と国から市町村への権限移譲が行われ、地域の公共交通は地域が責任を持って在り方を決定し、確保・維持することとなっています。
- 本市は、半島地形と農業を中心とする産業面の特性などから自動車依存の高い地域ですが、高齢者や学生など自家用車で移動できない市民や観光等来訪者に対して公共交通を提供する必要があることから、平成 20 年 3 月策定の「田原市地域公共交通戦略計画」において、「だれもが安心して移動できるまち」を基本方針に掲げ、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー、フェリー等による公共交通ネットワーク形成、交通結節点である三河田原駅整備を進め、自家用車移動が困難な方々の移動を確保しつつ、効率的で利便性の高い都市基盤形成の実現に取り組んでいます。
- 今後、地域においては高齢者や学生などの自家用車移動ができない方々、家族送迎が困難な方々の増加が見込まれ、市民の生活に不可欠な足を確保する必要性は一層高まるとともに、市街地活性化・観光振興等の観点からも、鉄道・バスを中心とする市内公共交通ネットワークを見直し、利便性・利用率の向上、行政コストの適正化を図りながら、地域住民、交通事業者、関係機関が一緒になって、公共交通を確保・維持することが必要となっています。

【データ等】 市内交通ネットワーク図

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
市内公共交通利用者数 (鉄道、路線バス、コミュニティバス、 タクシー、フェリー乗客数の合計)	—	173 万人	173 万人	173 万人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の重要な移動手段であるバス路線を維持するため、運行経費の補助を行い、沿線の住民や交通弱者の利便性維持、向上を図ります。 ○コミュニティバスを運行し、公共交通空白地帯の解消、公共施設利用の利便性の向上、交通弱者の社会参加の支援、環境負荷の軽減を図ります。 ○市民の交通手段を確保するとともに、地域の需要に応じた公共交通の実現を図るため、各種関係者ととも各種事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐるりんバス運行事業 ・地方バス路線支援事業 ・公共交通推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民>
 - ・公共交通の利便性を高めるため、提案や要望を発信します。
 - ・地域の将来のため、今から積極的に公共交通機関を活用することで、その存続、充実に寄与します。
- <地域>
 - ・地域住民の生活に欠かせない“足の確保”については、地域自らがどのような公共交通が必要であるかを考え、行動します。
- <企業>
 - ・交通事業者は、地域公共交通を支える重要な社会的使命があることを認識し、利用者のニーズに応じたサービス提供、利便性の向上に努め、経営の安定化を図ります。
 - ・より効率的で安心安全な地域公共交通システムの実現に取り組みます。

【協働のモデル】

<p style="text-align: center;">～協働のひよこ～</p> <p>公共交通の在り方についての検討</p> <p>○「田原市地域公共交通会議」「田原市地域公共交通調査研究会」において、市民ニーズや地域の実情に応じた公共交通の在り方について検討を進めています。</p>	<p style="text-align: center;">～協働のたまご～</p> <p>鉄道、バスなどの利用促進</p> <p>○ 鉄道やバスの利用を促進し、公共交通の維持のため、「乗って維持する」意識を高めます。</p>
---	---

施策 4－3 港湾・河川・海岸の整備

【施策の目指す姿】

- 適正な港湾管理を行うとともに、港湾環境の改善と港湾空間の景観形成を図り、市民に親しまれる港湾を目指します。
- 地域と連携し、河川・排水路の計画的な整備と維持管理に努め、環境にやさしく、市民が親しめる河川環境を目指します
- 国土保全のため、地震・津波等に対する防災対策を推進するとともに、関係機関・団体等との連携の下、安全で美しい海岸保持を目指します。

【現状・課題】

- 海上交通の重要な拠点となっている伊良湖港の機能強化を図るとともに、港周辺の活性化に向けた取組が必要となっています。
- 本市には、地方港湾の伊良湖港、福江港、馬草港、泉港があり、市民と海との重要な接点となっています。従来の漁船、遊漁船に加え、近年のマリンレジャーに対するニーズの高まりからプレジャーボート等の小型船も増加しており、係留施設等の整備が必要です。係留施設等の老朽化が進んでいるところもあり、今後も適切な維持管理が必要となっています。
- 市内には、整備が不十分な二級河川や準用河川、安全対策が必要な砂防指定地内河川等も見られるため、緊急性、重要性の高い河川から、順次整備していく必要があります。特に近年では、河川・排水路の整備に当たって、防災対策のほか、親水性の創出や水辺環境の保全等の環境配慮が求められています。
- 準用河川の維持管理には、市民、地域の協力が不可欠であり、「アダプトプログラム」制度による環境美化活動や、地域と連携した適切な維持管理体制の構築を推進していく必要があります。
- 本市は三方を海に囲まれ、砂浜や磯、干潟などの多様な海岸を見ることができます。海岸保全施設の整備は、自然環境や景観等への配慮が求められるとともに、今後は、防災の観点から、その重要性が増しています。

【データ】

港湾箇所・区域図 河川現況図

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
泉港船舶利用率	—	93.0%	100%	100%
浦南河岸船舶利用率	—	57.1%	100%	100%
準用河川改修率(延長 48,550m)	30.1%	33.1%	34.5%	35.7%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
地方港湾の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市管理の泉港の整備を行うとともに、プレジャーボート係留施設の整備により市民に親しまれる開かれた港づくりを進めます。 ○港湾および港湾施設の管理を行い、良好な港湾環境の保持とトラブルの防止等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・泉港整備事業 ・泉港管理事業 ・小型船舶係留施設管理業務 ・港湾管理事業
河川・排水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨等による災害を未然に防ぐため、準用河川・排水路の整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改良事業 ・水路改良事業
河川・排水路管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・排水路の適切な維持管理を行います。また、河川・排水路データの一元管理体制を構築します。 ○河川、排水路の補修工事および草刈等を行い、災害を未然に防ぐとともに、河川環境の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理事務 ・河川維持事業
海岸の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸施設の保全に努めるとともに、海岸の適正な利用が行われるよう、総合的な管理を行います。 ○樋門等の操作を地域との連携、協力により適切に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・プレジャーボート等を施設に係留する場合は、規則を守り、適切に管理します。
 ・「アダプトプログラム」へ積極的に参加し、環境の美化に努めます。
- <地域> ・地域の河川、排水路などの美化活動に取り組みます。
 ・災害などに備え、樋門の点検等に協力します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>港湾の管理</p> <p>○「渥美漁業協同組合」では、指定管理者として泉港の管理を行っています。</p> <p>港湾施設の管理</p> <p>○浦区自治会では、指定管理者として浦南河岸小型船舶係留施設の管理を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>正しい港湾の利用についての啓発</p> <p>○港湾の利用者に対し、正しい港湾の利用方法について啓発を行います。</p> <p>水と親しめる空間づくり</p> <p>○河川を活かした親水空間づくりについて、地域と共に検討を進めます。</p>
--	---

施策 4 - 4 市街地の整備

【施策の目指す姿】

- 各市街地の連携と都市機能の分担により、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を目指します。
- 街路、公園等の都市基盤の充実により、安心安全で利便性・快適性の高い、コンパクトで秩序ある市街地空間の形成を目指します。
- 人々の交流と活動の拠点として、田原中心市街地の都市機能の高度化を図り、市街地の活性化を目指します。
- 中心市街地の定住を促進するため、未利用地の有効活用を図り、便利で快適な暮らしができるような居住の場の整備、提供、支援により、コンパクトシティの形成を目指します。

【現状・課題】

- 市街地では、少子高齢化と健全な都市経営の中で、コンパクトシティを目指した市街地の整備や定住誘導が求められ、また、地震・津波対策等、災害に強い街づくりが求められています。田原中心市街地では、市の中心として都市計画事業の早期完成とその後の活性化に向け、地域と連携した街づくりを進めていく必要があります。
- 市街地内には未利用地が点在し、その有効活用による市街地の形成が求められています。
- 三河田原駅周辺では、都市機能の面的整備と交通網の充実による交通利便の向上と賑わいの創出が求められています。
- 本市サブ拠点の赤羽根市街地、福江市街地では、それぞれの歴史、経済、文化等、地域特性を活かした都市基盤の充実・整備等の地域との協働による街づくりが求められており、特に、福江地区では都市公園事業等、赤羽根地区では区画整理事業等による整備が求められています。
- 北部臨海部では、地域や経済団体等から都市計画道路浦片浜線の早期完成が望まれており、その事業と合わせて田原浦片土地区画整理事業の着実な事業実施が求められています。

【データ等】

市街地の写真等

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
浦片土地区画整理事業進捗率	0.0%	22.9%	100%	100%
市街化区域定住人口	23,820 人	23,521 人	23,520 人	23,520 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
都市計画の推進	○社会動向に対応した都市計画を推進するため、「田原市都市計画マスタープラン」を見直し、各市街地が都市機能を分担、補完し合えるコンパクトで秩序ある市街地形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画推進事業 ・都市計画基本図作成事業
市街地の再生整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、地域、各種団体と連携を図り、まちなかの賑わいの創出に努めながら、各市街地の地域特性に応じた都市基盤の整備、充実を図ります。 ○未利用の市有地や公共施設の有効活用により、賑わいづくりや定住誘導に向け、住宅や集客施設等の適切な誘導を図ります。 ○未利用地の有効活用を促し、健全な市街地形成を図ります。 ○地域住民、関係団体とともに、三河田原駅を中心とした賑わいの創出を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田原地区まちづくり事業 ・赤羽根地区まちづくり事業 ・福江地区まちづくり事業 ・セントファール地下駐車場等運営事業
新市街地の整備	○市民協働によるまちづくりの理念の下、北部臨海部（浦片地区）および赤羽根地区の区画整理組合等に対し運営指導、事業支援を実施することにより、計画的な都市基盤整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・赤羽根地区土地区画整理関連事業 ・浦片地区土地区画整理関連事業 ・土地区画整理組合支援事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・市街地整備に関する会議やアンケート等に、積極的に参加したり、意見を発信します。

<地域> ・まちの賑わいの創出に向けた取組を、地域ぐるみで進めます。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>市街地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「福江・清田地区地域整備計画検討会」では、「福江地区まちづくりビジョン」を基に、行政と共に計画を推進しています。 ○「田原浦片土地区画整理組合」では、地権者自らが土地を所有したまま、まちづくりに参加して新市街地整備を行っています。 	<p>既成市街地の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が参加する諸団体の下、低・未利用の有効活用方法等について検討し、快適な居住環境の形成を図ります。

施策 4－5 地域・住環境の整備

【施策の目指す姿】

- 農村の総合的な振興を図るため、農業生産基盤と農村の基礎的な生活環境の整備を総合的に実施し、活力と個性ある地域づくりを目指します。
- 表浜地域の総合的な環境整備を推進し、表浜海岸の海岸侵食、農地荒廃、農村生活環境の変化などの様々な課題を解消することで地域の魅力向上を目指します。
- 住宅および住環境の整備を進め、市民生活の安定と居住水準の向上を図るとともに、公共施設等のバリアフリー化を進めノーマライゼーション※に配慮した快適で暮らしやすい地域を目指します。

【現状・課題】

- 市内の市街化調整区域においては、既存の集落を中心に、環境の整備・保全を進めています。今後も、豊かな自然環境と農地、居住環境を良好に保っていくため、地域の実情に合った整備を地域と共に進めていく必要があります。
- 本市東部の太平洋岸地域は、自然環境、農業および観光など、多彩な魅力があふれる地域となっています。市民と共に「表浜自然ふれあいフェスティバル」などのイベントを開催し、これらの資源を最大限に活かせるよう、機運を高めています。また、谷ノ口地区では、地域が主体となって策定した「ええZONEガーデン整備計画」に基づき、表浜ほうべの森の整備を進めています。
- 住まいやまちづくりをめぐる状況は近年大きく変化しています。市内人口の推移は少子高齢化等の影響により、将来的に減少することが予想され、人口の減少は地域活力の低下やコミュニティの維持・存続に影響を及ぼすことが懸念されます。定住人口の増加に向けては、土地開発公社等による宅地の供給や空き家などを利用した居住誘導および暮らしやすい住環境づくりを進めていく必要があります。
- 公営住宅においては、低所得者へのセーフティネットとして施設の適正な管理を行うとともに、施設の老朽化対策や高齢者および障がい者の生活における緊急時の対応など、安心して住み続けることができる居住環境の整備が必要となっています。
- 少子高齢化が進行する中、高齢者や障がい者など、誰もが利用しやすいよう、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化を進めていくとともに、人にやさしい街づくりの理念を市民と共有していく必要があります。

【データ等】 公営住宅の状況 市街化調整区域の宅地開発状況

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
農村振興総合整備事業	9.0%	46.3%	100%	100%
公共施設のバリアフリー化	68%	84%	100%	100%

※ ノーマライゼーション

障がい者を特別視せず、健康者と変わりなく共に生活できる社会を通常の社会とする考え方。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
集落環境の整備	○農道や農業用排水路、集落内の道路、排水路、防災安全施設等の整備を進め、自然環境との調和に配慮しながら生活環境の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興総合整備事業 ・大久保地区農村振興総合整備事業 ・大草・高松地区農村振興総合整備事業 ・東部地区農村振興総合整備事業
地域の総合整備	○表浜海岸における自然景観の素晴らしさを広くPRし、市民との共通認識の下、海岸保全施設の早期整備・促進を関係機関に働きかけ、表浜地域の総合的な環境整備の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・東部太平洋岸総合整備促進事業
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化・人口減少社会に対応した居住環境の整備を図るとともに、公的宅地の供給や空き家・空き地バンク制度の活用等による市内への定住を誘導し、安全で住みやすいまちづくりを進めます。 ○老朽化した公営住宅の居住環境の向上を図るため、建替えや計画的な施設修繕に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境整備推進事業 ・市営住宅管理事業 ・建築関連指導行政事務 ・土地開発公社宅地開発事業
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○多機能型トイレや手すり・点字ブロックの設置などにより、公共施設のバリアフリー化を推進します。 ○講座の開催などを通じ、バリアフリーに関する市民の意識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・集落内の自然環境等、地域資源を良好に保つための事業やイベントに参加します。
- ・空き家等を所有している人は、空き家・空き地バンクに登録し、有効活用を図ります。
 - ・バリアフリーなど、人にやさしい街づくりへの理解を深めます。
 - ・新規定住者との積極的な地域コミュニティの形成に努めます。

- <地域> ・空き家・空き地物件情報を提供し、有効に活用されるよう努めます。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>新たな地域コミュニティづくり</p> <p>○夕陽が浜自治会・大久保区自治会において、地域コミュニティの形成と地域活動への参加を進めています。</p> <p>地域主体の環境整備</p> <p>○谷ノ口地区において「谷ノ口総合整備促進協議会」を設置し、沿道花壇の設置・管理や、農作物の直売、表浜ほうべの森の整備などを行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>環境に配慮した開発の推進</p> <p>○環境や農村の景観などに配慮した、バランスの良い開発を進めます。</p> <p>居住の促進</p> <p>○空き家の所有者や地域住民の協力の下、中心市街地の空き家等の有効活用方法について検討し、まちなかへの居住を促進します。</p>
---	---

施策 4－6 上下水道の整備

【施策の目指す姿】

- 老朽施設の更新や耐震化等の整備、自己水源の在り方についての検討などにより、安全で安定的な水の供給を目指します。
- 公共下水道、農業集落排水等の下水道施設の整備を進め、公衆衛生環境の向上、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を目指します。また、排水不良地域においても、雨などによる浸水が起こらない環境を目指します。
- し尿の収集、し尿および浄化槽汚泥の処理については、し尿処理施設の整備、適切な管理運営により衛生環境の向上を目指します。

【現状・課題】

- 上水道はほぼ全世帯に供給されていますが、今後は老朽施設の更新や耐震化を進める必要があります。特に本市は近隣市の中でも基幹管路の耐震化率が低い状況であるため、配水管耐震化の実施が急務となっています。また、市内の給水のほとんどを豊川上流域の水資源に依存していることから、渇水時における自己水源の確保や節水についても対策を講じていく必要があります。
- 公共下水道、農業集落排水とコミュニティプラントを合わせた下水道普及率は平成 24 年 8 月現在、87%となっています。今後は、未整備区域の整備促進と浄化センターの改築を進めるとともに、下水道接続率の向上を図る必要があります。また、維持管理においては、効率的な管理手法による維持管理費の抑制や、排水処理区の統合、ライフサイクルコストを考えた経営管理手法を検討する必要があります。
- 汚泥処理対策については、農業集落排水汚泥の農地還元について地元の農地確保が難しくなってきました。また、民間委託による処理についても受入量が不安定な状態であることから、汚泥削減対策とともに地域内での安定的な資源循環型の汚泥処理方式の確立を図る必要があります。
- 下水道の普及により、し尿処理施設で処理するし尿は減少していますが、合併処理浄化槽汚泥の処理は必要であり、老朽化しているし尿処理センターを再構築する必要があります。

【データ等】

[データ] 上水道の状況 [写真] 施設・マンホールの写真

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
有収率 (有収水量/配水量) × 100	88.3%	88.2%	92.0%	95.0%
基幹配水管路耐震化率	6.2%	11.1%	33.8%	53.3%
下水道普及率	77.5%	86.8%	94.0%	95.0%
下水道接続率 (水洗化率)	79.6%	88.9%	94.0%	98.0%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
上水道施設の充実	水道施設の整備と適切な管理、水質検査、漏水修繕の実施により、利用者に対し安心で良質な水を安定的に供給します。	<ul style="list-style-type: none"> 水道整備推進事業 水道施設管理事業 配水管敷設整備事業 配水管改良整備事業
上水道事業経営の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業の安定的な経営のため、事業運営に必要な費用を利用者から徴収します。 水道料金の一部を水源林保全のために拠出し、安定した水資源を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道経営事務 水源林保全流域協働事業
公共下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的環境づくりと公共用水域の水質保全、市街地を中心とした排水対策として、汚水処理施設および雨水排水施設の整備を進めます。 施設の老朽化対策として長寿命化計画を策定し、処理施設等の改築更新を進めます。また、津波等の災害に備え、施設の防災対策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設整備事業 雨水排水施設整備事業
公共下水道管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 適正で効率的な維持管理と、公共下水道への接続の推進により下水道経営の強化を図ります。また、汚泥の安定的な処理方式の確立を図ります。 汚泥・処理水の再資源化、再生可能エネルギー等の活用について検証します。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道運営事業 汚水処理施設維持管理事業 雨水排水施設維持管理事業
農業集落排水の整備	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的環境づくりと公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備を進めます。 施設の老朽化対策として順次処理施設等の改築更新を進めるとともに、津波等の災害に備え、施設の防災対策を検討します。 生活排水等の適正な処理とコスト削減のため、公共下水道区域に隣接する農業集落排水処理区域を公共下水道へ切替え統合します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設整備事業
農業集落排水管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の適正で効率的な維持管理、農業集落排水施設への接続の推進により下水道経営の強化を図ります。 経済的で安定した資源循環型の汚泥処理方式の確立を目指します。 農業集落排水の公共下水道への切替えと合わせ使用料を定額制から従量制へ移行します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水運営事業 農業集落排水施設維持管理事業
し尿収集処理施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 下水道区域外等のし尿、浄化槽汚泥を処理するため、施設の再構築を図り、効率的な収集・処理を進めます。 経済的で安定した資源循環型の汚泥処理方法の確立を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> し尿収集事業 し尿収集業務運営事業 し尿処理施設運営事業 し尿処理施設整備事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・無駄な水の利用を控えます。
 ・適正な使用を期するため、薬剤などの悪水を流さないように協力します。
- <地域> ・汚泥処理に関する理解と協力、汚泥処理の取組に協力します。
 ・地域において、処理汚泥や処理水の有効活用に対する提案を行います。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>市民の目で守る下水道施設</p> <p>○地域に点在する下水道施設に異常があった場合、地域住民が通報を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>水を大切にする意識の醸成</p> <p>○市民の水道に対する理解を深め、水を大切にする心をはぐくむための情報提供や啓発を行います。</p>
--	---

施策 4－7 自然環境の保全

【施策の目指す姿】

- 適切な管理や市民・地域と一体となった自然環境の保全活動により、恵まれた自然環境の次世代への継承を目指します。
- 希少動植物の保護、有害鳥獣の捕獲、特定外来生物の駆除等を通じ、生物多様性に満ちた健全な生態系の維持および市民の生活環境の保全を目指します。

【現状・課題】

- 日本の国土の68.9%は森林となっていますが、国産材の価格低迷、林業従事者の急激な減少等で全国的に荒廃が進んでいます。森林は、環境維持、防災、水源かん養等の多面的機能を有しているため、これらの機能が持続できるような対策を講じることが急務となっています。
- 本市の森林面積は5,491haであり、市全体の28.7%を占めています。森林の多くが里山として自然とのふれあいの場となっており、その価値は大きなものとなっています。また、海岸部の森林は保安林としての機能を有し、市民の安全、農地の維持等のため欠かせないものとなっています。しかし、半島先端部の保安林については、松くい虫に犯され、保安林機能に支障が出ています。
- 里山の荒廃や里山特有の生態系の衰退が進行しています。市内の里山は地域活動団体による保全活動が進んでいるところもありますが、多くは放置されて荒廃が進んでいるため、地域をあげて里山の保全・利用に取り組む必要があります。
- 本市には、半島という地理特性から数多くの絶滅危惧種を含む多種多様な動植物が生息しており、その保護・保全の必要がある一方で、近年では特定外来生物であるアルゼンチンアリによる被害や、国内移入種であるイノシシによる農作物への被害が深刻化しており、地域元来の自然環境・生態系の保全を図る必要があります。

【データ等】

<写真> 薬剤空中散布等 里山 ウミガメ等

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
里山保全に取り組む団体数	5 団体	7 団体	10 団体	10 団体
ウミガメ上陸確認頭数	25 頭	130 頭	150 頭	170 頭
アルゼンチンアリ生息数の モニタリング調査結果 ※平成21年度一斉防除前の個体数を100%とした時の割合	—	54.1%	50.0%	45.0%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
里山森林の保全・利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○森林保全事業としてあいち森と緑づくり事業を活用し里山の保全を図ります。 ○市民が森林にふれあう機会を増やすため林道を整備するとともに、害虫による被害が著しい海岸保安林の防除を継続します。 ○里山・森林の保全・利用や管理体制の確立を図るため、市民や地域と一体となって必要な整備、啓発・講習、活動支援等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林道整備事業 ・森林病虫害防除事業 ・森林整備促進事業 ・里山保全推進事業
生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○動植物の保護、育成および調査を行うことにより、動植物の保全を図ります。特にウミガメ保護団体が行う保護・調査活動について、支援を実施します。 ○野生鳥獣による生活環境、農林水産業や生態系への被害を防止するため、関係団体等との連携の下、有害鳥獣、有害植物の駆除活動を行います。 ○地域組織と連携し、協働により特定外来生物を駆除し、その生息域の拡大を防止し、生活環境の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物保全事業 ・有害生物対策事業 ・特定外来生物駆除事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民>
 - ・保安林清掃活動や里山保全活動に参加します。
 - ・身近な自然環境である海や里山の存在や恵みに関心を深めます。
 - ・生物多様性や生態系への理解を深め、外来生物等の発見や駆除に協力します。
- <地域>
 - ・市の実施する松林モニタリング調査結果を元に森林健全育成の活動に取り組みます。
 - ・里山を地域の財産として保全します。
- <事業者>
 - ・社会貢献の一環として里山保全活動に参加します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>林道の整備</p> <p>○自治会により林道の草刈りを行い、安全な林道づくりを進められています。</p> <p>里山の管理</p> <p>○地域の活動団体による定期的な管理が行われています。</p> <p>里山に関する知識の普及</p> <p>○「たはら里山の会」では、市民が里山保全に関する知識・技能を習得する機会等を提供しています。</p> <p>アルゼンチンアリの駆除</p> <p>○「田原市アルゼンチンアリ対策協議会」において、アルゼンチンアリの一斉防除を実施しています。</p>	<p>里山保全への参加促進</p> <p>○里山が有する自然や景観、生き物などの豊かな資源について、市民に広くPRするとともに、里山保全活動への市民参加を促進します。</p>

施策 4－8 緑と景観の保全

【施策の目指す姿】

- 三河湾国定公園および渥美半島県立自然公園の適正な管理により、良好な自然景観の保全と利用の促進をを目指します。
- 市民と協働での管理により、安全で快適な、市民の憩いの場としての公園・緑地を目指します。
- 田原市の特徴であり、誇りでもある豊かな自然環境、田園風景、歴史的資源、まちなみ等、優れた景観財産の保全に対する市民意識の高揚を図り、地域の特性を活かした美しい景観形成を目指します。

【現状・課題】

- 公園・緑地は、市民の憩いの場所、レクリエーションの場として多くの市民に利用されており、さらに防災や災害時の地域拠点としての機能を持っています。地域にはそれぞれ固有の自然環境や風景、コミュニティの活動等があるため、アダプトプログラムなどを活用しつつ、市民参加による地域の特性に合った公園・緑地の整備・管理が必要となっています。
- 平成17年に「景観法」が施行されて以降、まちなみや景観に対する市民の意識は高まりつつあります。しかし、無秩序な景観形成がなされてしまうおそれがあり、良好な景観を次の世代につなげるための規制や誘導などを含め、景観に関する田原市の基本的な方針を明確にし、美しい景観づくりを推進していく必要があります。
- 近年、エコ・エネルギーとして注目されている風力発電施設が全国各地の自然公園内に建設されていますが、騒音等の公害問題が発生することがあります。今後も風力発電施設設置案件については十分な検討が必要です。

【データ等】

〔写真〕 公園 自然景観 都市景観

【施策の目標指標】

成果指標	平成18年	平成23年	目標値	目標値
			平成29年	平成34年
1㎡当たりの公園維持管理経費	198円/㎡	216円/㎡	200円/㎡	200円/㎡
都市公園等整備面積	33.0ha	35.0ha	35.5ha	46.1ha
奨励・沿道花壇数	681箇所	782箇所	1,100箇所	1,100箇所

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
自然景観形成の推進	○三河湾国定公園と渥美半島県立自然公園の適正な管理を行います。	・三河湾国定公園保全事務
街並景観形成の推進	○「田原市景観計画」に基づき、景観資源の保全・誘導を図るとともに、さらなる良好な街並み景観の形成を図ります。	・街並景観保全事業
緑化の推進	○「田原市緑の基本計画」に基づき、公園緑地の保全整備や緑化活動の推進啓発活動を図ります。	・緑化推進事業 ・緑花センター運営事業 ・緑化推進基金積立事務

公園・緑地の整備	○中央公園、谷ノロ公園、福江公園などの公園・緑地の整備により、市民の憩いの場・レクリエーションの場の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園整備事業 ・公園緑地整備事業 ・谷ノロ公園等整備事業
公園・緑地管理の充実	○都市公園およびその他公園・緑地などの維持管理や、施設の点検・修理などを地域との協働により行い、安全で快適に利用できる場の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・滝頭公園管理事業 ・白谷海浜公園管理事業 ・都市公園等管理事業 ・臨海緑地管理事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・「アダプトプログラム」などの環境美化活動に積極的に参加します。
 ・地域の景観や環境に関心と理解を深め、保全に努めます。
 ・自宅や庭などを美しく保ちます。

<地域> ・地域で公園や緑地の管理や清掃等を行います。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>アダプトプログラム活動</p> <p>○事業者や地域活動団体では、アダプトプログラム活動として、身近な場所の草刈りや、公園の清掃などを行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>統一感のある景観づくり</p> <p>○市民、事業所、商店等のまちの景観イメージに対する意識を高めます。</p> <p>アダプトプログラム活動の拡充</p> <p>○公園を美しく使用できるよう、地域における公園の維持管理活動の拡充に向けた取組を進めます。</p>
--	--

5 教育文化分野

教育文化分野の「主要プラン」と「市民協働モデル事業」

【主要プラン】

★子どもの個性をみがく学びの環境づくり

学校教育では、教員の指導の下、児童生徒の切磋琢磨を促し、一人ひとりの個性の伸張を図ることが求められています。教員の資質向上を図り、一人ひとりに応じた教育を進めます。一方、学校の児童生徒数が減少する中で、中学校において多様な部活動を設けられないことや小学校においては複式学級となる状況等も生じています。適正な学校規模の実現について検討を進めます。

また、体験学習の機会を充実し、人々とかかわりながら、農業など地域の特徴に関する知識を深めることにより「ふるさとに学ぶ教育」を推進します。

【関連する基本事業等】

・ 学校規模の適正化に向けた検討

・ 教育の充実

★子どもと地域との交流機会の充実

家庭を原点とし、学校や地域、行政など社会全体が協働して教育の向上に取り組みます。子どもと地域との交流は、防災・防犯対策としても有効なものです。また、世代を超えたふれあいは、子どもにとって社会性をはぐくむ重要な機会となり、高齢者においては孤立防止や生きがいを発見する機会となります。それぞれの地域において、学校の授業や行事、登・下校時の見守りやスポーツ指導、学校行事などにおいて多様な交流を進めます。

【関連する基本事業等】

・ 青少年健全育成の推進
・ 教育の充実

・ 開かれた学校づくりプロジェクト[市民協働モデル事業]

★身近に文化・芸術・スポーツがある地域づくり

市民が生きがいを持って、より豊かな人生を送るためには、芸術やスポーツ、読書などの生涯学習の機会が重要です。市内では文化、芸術、スポーツなどの団体が組織され、活発に活動が行われていますが、加入者の減少などが課題となっています。また、図書館においては、移動手段がない場合や視覚に障がいがある場合など図書館の利用に障がいのある市民へのサービス提供も課題となっています。個人の生きがいづくりを進めつつ、個人の学習成果を地域に還元できるよう、生涯学習の仕組みづくりを進めます。

【関連する基本事業等】

・ 生涯学習活動の推進
・ 芸術文化活動の推進

・ スポーツ活動の推進
・ 図書館の充実

★次の世代への田原市の歴史・文化の継承

「人は、育てられたように育ち、教えられたように教える」と言われます。田原市の歴史や文化、地域の伝統を私たちがいかに次の世代に伝えていくかが重要となります。ふるさとの歴史や文化を知ることが、郷土愛の育成にもつながることから、地域において本市の持つ大切な歴史・文化を次の世代へ継承していくための「田原の人づくり」の取組を進めます。

【関連する基本事業等】

・ 文化の継承の推進

・ 文化財施設の充実

【市民協働モデル事業】

「教育文化分野」における市民協働モデル事業を、以下のように掲げます。このプロジェクトを市民協働の先導的なモデルとして位置付け、推進します。

開かれた学校づくり プロジェクト

【プロジェクトの目的】

家庭や地域と学校との信頼関係を深め、地域住民が様々なかたちで子どもの教育にかかわることができる体制をつくります。

【現状・課題】

少子化による児童生徒数の減少や、教育現場における教職員の負担の増加などにより、学校の運営は厳しいものとなっています。子どもたちの教育を学校だけに任せるのではなく、家庭や地域が一体となって進めていく必要があります。

【取組内容と役割分担】

学校評議員制度の運用や、学校行事等への地域住民の参加、授業への外部指導者としての地域人材の活用などを進めます。

個人

- ・地域の学校の情報取得
- ・地域の学校の運営や行事などへの参加
- ・外部指導者としての学校支援ボランティアへの参加

地域団体

- ・学校と自治会・市民館等との連携強化
- ・子ども会などの地域組織を活かした交流の充実
- ・学校運営の支援に向けた団体間の連携
- ・学校と学校支援ボランティアとのコーディネート機能の強化

行政

- ・学校支援ボランティア等の人材リストの整備と活用支援
- ・学校支援ボランティアの学習機会の提供
- ・開かれた学校づくりに関する優良事例の収集と市民への情報提供

【目指す姿】

家庭、地域、学校がともに協力し合って子どもの教育にかかわることで、子どもの地域への愛着が高まり、学校を中心として地域の絆が深まっています。

施策 5 - 1 学校教育の充実

【施策の目指す姿】

- 学校、家庭、地域、団体・事業者など市民総参加による「ふるさと教育」を推進し、子どもたちが社会の中で人々とかかわりを持ちながら成長することで、課題を解決していくことができる力を養います。
- 適正な学校規模を確保するとともに、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた教育環境の整備を目指します。
- 安全でおいしい給食の提供と地元農水産物の活用による地産地消の推進を目指します。
- 田原福祉専門学校において、福祉分野で活躍する人材の育成を目指します。

【現状・課題】

- 児童生徒を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。これからの時代を生きる子どもたちにとって、個性を発揮し、主体的・創造的に行動し、他者と協調しながら、たくましく生きようとする「生きる力」をはぐくむことがより一層求められています。
- 少子化が進む中、児童生徒は狭い人間関係の中で長く生活することを余儀なくされています。学校において、多くの級友の存在や人との出会い、それに伴うチャレンジの機会の保障は、しなやかな心やたくましい体、学力の伸長や社会力の育成において重要です。子どもの育ちにおいて適正な学校規模で児童生徒が学べる環境をつくり、自分と他者とが時間と場を共有しながら互いに学び合えるようにしていく必要があります。
- 田原市では、様々な学習の過程において、自然や歴史・伝統の良さを理解し、地域への愛着をはぐくむとともに、広い視野を持って社会に貢献することができる人づくりを進めています。
- いじめ・不登校や心の揺れや荒れの見られる子どもに対しては、子どもの実態に応じたきめ細かな指導や適切な対応が求められています。
- 安全で安心な給食の提供や、児童生徒への食育の推進が重要です。本市では、農業の盛んな特性を活かし、地元農産物の使用を推進しています。本市の給食の調理方式は給食センター方式と単独調理方式が混在していますが、平成 26 年 4 月からは市内の保育園、幼稚園、小中学校すべての給食を提供する新給食センターが稼動することとなります。
- 本市では、平成 8 年に開校した田原市福祉専門学校において、今後ますます重要性が増すことが予想される介護人材の育成を進めています。平成 21 年度以降、入学学生数が増加傾向にあり、今後も継続して学生の確保を進めていく必要があります。

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
小学校適正規模学級実現率 (6 学級から 18 学級、児童数 120 人以上：適正規模学級数／全学級数)	68%	66%	100%	100%
中学校適正規模学級実現率 (6 学級から 18 学級、生徒数 120 人以上：適正規模学級数／全学級数)	97%	90%	100%	100%
中学校適正規模学校実現率 (包含する小学校区が少なくとも 2 校以上：適正規模学校数／全学校数)	71%	71%	100%	100%
学校経営評価において良好な学校運営ができているとする割合	100%	100%	100%	100%

不登校児童生徒が在籍していない割合	99.1%	99%	100%	100%
中学校一クラス当たりの英語の授業におけるALT参加の授業の割合	17.2%	21.6%	20%	20%
残食率	4.7%	3.2%	3%以下	3%以下
児童・生徒・教職員の健康診断実施率	100%	100%	100%	100%
田原福祉専門学校出願者数 (定員 40 人)	61 人 (定員 80 人)	52 人	50 人	50 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
教育環境の整備	○教育基本法の趣旨にのっとり、教育水準の維持向上および地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、教育環境向上のための施策を総合的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会運営事務 ・教育戦略推進事業 ・義務教育振興事業 ・小学校管理運営事業 ・中学校管理運営事業
教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと学習を核として各学校の教育力の向上を図り、児童生徒の「生きる力」をはぐくみます。 ○海外交流や広域交流を通じ、広い視野を持った人材を育成するとともに力強く生き抜く力を養います。 ○児童生徒の健康管理に対する意識を高め、心身の健康を保持するため、相談活動の充実や健康・体力をはぐくむ教育を進めるとともに、定期的に健康診断を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育推進事業 ・国際理解教育推進事業 ・中学生海外交流事業 ・教員研修事業 ・健康管理事業
学校施設の充実	○児童生徒の学習および生活のための空間として、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境を整備するとともに、環境に配慮した施設づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校整備事業 ・中学校整備事業
学校給食の充実	○地元農水産物の使用を推進し、食育の充実を図ります。また、PFI方式により新たな給食センターを整備し、市内の子どもたちに安全・安心な給食を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター運営事業 ・給食センター給食物資購入事業 ・給食センター施設整備事業
後期中等教育の充実	○私立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料の一部を補助します。また、田原市立中学校を卒業した学業・人物ともに優れ、かつ、経済的に困窮した者に対し、高等学校への就学を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校生徒支援事業
高等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○進学情報誌やインターネットを活用した広報活動や、高校訪問、進学説明会やオープンキャンパスを実施し、学生の確保に努めます。 ○公開講座や小中学校への講座を開催し、地域に開かれた福祉教育の拠点を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校教育振興事業 ・専門学校学生募集事業 ・専門学校地域貢献連携事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・地域の文化・歴史の継承やキャリア教育などにおいて、学習を支援します。
 ・児童生徒の登下校の見守りを行います。
 ・よりよい運営等がされるよう、学校の運営や学校給食などについて市民意見を発信します。
 ・相談員、部活動の指導員、スクールアシスタントとして地域の学校教育を支援します。
- <事業者> ・職業体験などを通じ、児童生徒のキャリア教育を支援します。
 ・農漁業者は体験学習などの機会を提供します。
 ・農漁業者は、学校給食に地元農水産物を安定的に提供し、児童生徒への食育を推進します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>学校運営への支援</p> <p>○PTAでは、行事、広報活動等において学校運営の支援を行っています。</p> <p>○「小・中学校評議員」では、学校運営や教育活動、家庭・地域・学校の連携の在り方、地域の教育力の活用などについて、学校長の求めに応じて意見交換や助言を行っています。</p> <p>登下校における見守り</p> <p>○「見守り隊」「スクールガード」では、児童生徒の登下校の見守りや不審者対策等を行っています。</p> <p>○「キッズパトロール」では、登下校時の児童生徒の見守り活動等を行っています。</p> <p>食育の推進</p> <p>○「にんじんの会」では、学校給食における地産地消を推進しています。</p> <p>○「愛知みなみ農業協同組合」では、地元農産物の学校給食への使用について協力を行っています。</p>	<p>学校の在り方についての検討</p> <p>○地域の学校施設の在り方について、地域で検討を進めます。</p> <p>地域と連携した防災教育の推進</p> <p>○地域コミュニティ等と連携した、避難訓練や防災教育を推進します。</p> <p>田原市の特性を活かした教育の推進</p> <p>○農業などをはじめとする田原市の特性を活かし、地域の人が講師となるなど、地域と交流しながらふるさと教育を推進します。</p>

施策 5 - 2 生涯学習の充実

【施策の目指す姿】

- 人づくりを生涯学習の視点から捉え、「学びを通じた絆づくり」や、市民が主体的に生涯学習に取り組み、その学習の成果を地域社会全体に還元できる地域づくりを目指します。
- 安心して利用でき、市民が読む楽しみ、学ぶ喜びを感じることができる図書館づくりを目指します。

【現状・課題】

- 本市では、図書館や各校区の市民館等を拠点として生涯学習活動が活発に行われています。生涯学習は個人の知識・技能の習得や自己実現のみならず、自らが得た成果を地域社会に還元し、人と人がつながることで、個人の人間力が高まるとともに、学びの共有が生む連帯意識や社会貢献意欲が芽生え、地域社会全体の教育力の向上や地域コミュニティの活性化の源となることから、さらなる充実が求められています。
- 誰でも望む知識や必要な情報を手に入れることができる機関として図書館の重要性は高まっています。本市では、3つの図書館と2台の移動図書館により全市域をカバーする図書館サービスを実施しています。しかし、図書館を利用する市民の割合はようやく2割に達したところであり、様々な図書館利用の障害を解消しつつ、情報化時代への対応を図り、多様な読書・学習・課題解決のニーズに応えていくことで、図書館の利用機会の拡大を図っていく必要があります。

【データ等】

- [データ] 市民実質利用率
資料貸出点数
- [写真] 中央図書館外観
移動図書館
フェリー展

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
生涯学習講座等の参加者数	607 人	613 人	1,000 人	1,000 人
市民館利用者数	257 千人	300 千人	300 千人	300 千人
生涯学習ボランティア登録者数	31 人	31 人	60 人	100 人
市民実質利用率(人口に占める、年に 1 回以上図書館資料を借りた市民の割合)	—	20.2%	23.0%	25.0%

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講座の開催や情報の提供を通じ、誰もが気軽に学べる環境を充実します。 ○「田原市生涯学習推進計画」に基づき、“学びの還元”ができる環境づくりと学習活動の支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育推進事業 ・生涯学習講座等開催事業 ・社会教育団体活動支援事業
生涯学習施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学習活動と地域コミュニティの拠点である市民館等を適切に管理・運営するとともに、市民にとって利用しやすい環境となるよう機能の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民館運営事業 ・江比間野外活動センター運営事業
図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館の管理運営と資料収集を通じ、市民・来館者への資料や情報の提供を中心としたサービスを充実します。図書館利用の障害を取り除くため、移動図書館、団体貸出、インターネットなどのより効果的な活用方法を検討し、来館が困難な方でも利用しやすくなるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営事業 ・図書館資料収集事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・学ぶ意欲を持ち、主体的、積極的に学習活動に取り組み、様々な学びの機会に参加します。
- ・学びで得た成果を自分や他の人、地域社会に活かす「学びの還元」を行います。
- ・家庭や地域における読書推進の担い手となります。
- ・図書館におけるボランティア活動の担い手となります。
- <地域> ・学びを通じた地域づくりに取り組みます。
- <団体> ・課題解決、交流、実体験など、様々な学びの機会をつくります。
- <事業者> ・学びやすい職場環境づくりや研修の実施などにより、学びの機会を提供します。
- ・市民や団体、地域での学びを支援します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>生涯学習の充実</p> <p>○「あつみNPOネットワーク」では、各種団体の活動をつなげて広げるための、市民活動団体のネットワークづくりを進めています。</p> <p>図書館活動の充実</p> <p>○「図書館フレンズ田原」では、図書のリサイクル、図書館における各種イベントの開催、協力等を行っています。</p> <p>おはなし会の開催</p> <p>○読み聞かせのボランティア団体が、図書館においておはなし会を開催しています。</p> <p>視覚障がい者のための図書づくり</p> <p>○「サニー・スポット」では、視覚障がい者等のための録音図書を作成しています。</p> <p>図書館を起点とした市民活動の活性化</p> <p>○「たはら広場」では、市民活動や文化・芸術活動などを推進するための、各種イベントや講座を実施しています。</p>	<p>身近な図書館づくり</p> <p>○図書館の館外サービスへの市民参加を促進し、市民が身近に読書にふれられる環境づくりを進めます。</p>

施策 5-3 スポーツの振興

【施策の目指す姿】

○健康の増進や生きがい・仲間づくりとともに、活動を通じて礼節等を学ぶ機会として、いつでも、どこでも、だれでも、スポーツに親しむことができる環境整備を目指します。

【現状・課題】

○本市では、競技スポーツを中心とする体育協会や、子どもたちの育成を目的とするスポーツ少年団等の活動、さらに、スポーツ推進委員によるニュースポーツの普及活動等により、子どもから高齢者まで様々なスポーツが行われています。スポーツの潜在的なニーズはまだ多く存在することが予想されるため、市民がスポーツに親しむことができる機会・場の提供とともに、指導者を育成していくことが望まれています。

○市内のスポーツ施設の多くに老朽化対策が必要となっています。施設整備については多額の費用がかかるため、体育館や運動公園など社会教育施設の効率的、効果的な整備・運営の方法について検討が必要となっています。

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
体育施設年間利用者数	335,688 人	313,255 人	400,000 人	400,000 人
市主催スポーツイベント参加者数	7,856 人	8,475 人	10,000 人	10,000 人
体育協会加入者	5,263 人	4,264 人	4,300 人	4,300 人
全国大会等出場激励金交付者および団体	38 人	27 人	50 人	50 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
スポーツ振興体制の充実	○指導者やスポーツを普及するための人材の育成などにより、スポーツ振興体制を整備します。 ○体育協会やスポーツ少年団等、地域のスポーツに取り組む団体の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興事業 ・スポーツ推進委員活動事業 ・体育協会活動支援事業 ・スポーツ少年団活動支援事業 ・スポーツ選手全国大会等出場激励事業
スポーツ活動の推進	○学校施設の開放やスポーツに親しむ機会の提供などにより、市民にスポーツの重要性を周知し、健康増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設開放事業 ・スポーツ大会開催事業
スポーツ施設の充実	○市民のスポーツ活動の拠点として、各種社会教育施設の整備と維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館運営事業 ・渥美運動公園運営事業 ・赤羽根文化広場運営事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・スポーツを生活の一部として捉え、スポーツに取り組むことで健康増進、仲間づくりなどを図ります。

<地域> ・スポーツを通じた絆づくりの機会をつくり出します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>スポーツ機会の提供</p> <p>○「田原市体育協会」では、スポーツ教室やスポーツフェスティバル、スポーツギネス大会を開催しています。</p> <p>○「田原市スポーツ少年団」では、スポーツ少年団指導者育成事業や交流事業を実施しています。</p> <p>コミュニティにおける活動</p> <p>○「校区コミュニティ協議会」では、スポーツ大会やスポーツ健康講座を開催しています。</p>	<p>総合型地域スポーツクラブの立ち上げ・充実</p> <p>○地域が主体となって、多様な年代の市民が共にスポーツに取り組むことができる「総合型地域スポーツクラブ」を地域で立ち上げ、充実を図ります。</p> <p>身近なスポーツ環境の充実</p> <p>○ウォーキング大会など、市民が気軽に取り組むことができるスポーツ活動に、地域ぐるみで取り組みます。</p>

施策5-4 青少年健全育成

【施策の目指す姿】

○家庭・学校・地域・行政が連携し、青少年の健全育成を推進することにより、社会性を身につけた社会に貢献する人材の育成を目指します。

【現状・課題】

○社会の規範意識やモラルの低下が全国的に問題となっています。いじめや不登校、児童虐待、少年による不法行為、子どもが被害者となる事件の増加など、青少年を取り巻く問題は多岐に渡っています。さらに、インターネットの急速な普及により、有害情報が手に入りやすくなっていることも問題となっています。

○本市では、地域ごとにふれあいや見守りなどの青少年に関する活動を進めています。青少年健全育成推進活動を実施する組織は小学校区ごとの「校区コミュニティ協議会」に組み込まれているため、役割分担を明確にしながら、中学校区など広範囲における活動体制についても検討していく必要があります。

【データ等】

〔データ〕 田原警察署生活安全課の補導等件数データ

〔写真〕 児童生徒文化体験教室の写真

校区コミュニティ協議会で実施しているふれあい活動等の写真

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
青少年の補導件数	167 人	207 人	100 人	80 人
家庭教育啓発講演会・幼児教室等講演開催回数	41 回	27 回	50 回	50 回
児童生徒文化体験教室参加者数	293 人	391 人	400 人	400 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・若者を支援するため、行政機関や関係団体同士の連携・協力を深めるネットワークの整備を推進します。 ○青少年健全育成や家庭教育に関する啓発事業等を通じ、家庭・学校・地域・行政が連携した青少年健全育成活動を行います。 ○子どもたちが礼儀作法や人のかかわり方を学ぶことができる、体験教室等のふれあいの場を提供します。 ○地域における子ども会活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成推進事業 ・家庭教育推進事業 ・児童生徒文化体験事業 ・子ども会活動支援事業 ・子ども会連絡協議会活動支援事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・子どもの健やかな育成のため、家庭教育の重要性について意識を高め、子どもへのしつけやあいさつなど家庭内の教育を行います。
 ・実体験など、様々な学びの機会に参加します。

<地域> ・地域内での人と人との連帯感を深め、地域の教育力を充実します。
 ・家庭教育や子育てを、地域全体で支援するため、地域の子どもは地域で育てるという意識の向上を図り、世代間交流など地域と子どもがふれあう学びの機会を充実し

ます。

- ・巡回指導やパトロール等により地域での子どもの見守りを推進し、子どもの犯罪被害と非行を防ぐ環境をつくります。

<団体> ・課題解決、交流、実体験など、様々な学びの機会をつくります。

【協働のモデル】

<p style="text-align: center;">～協働のひよこ～</p> <p>コミュニティにおける活動</p> <p>○各校区コミュニティ協議会において「青少年健全育成会」を設置し、親子ふれあい活動や、子どもの見守り、家庭教育を推進する取組を行っています。</p>	<p style="text-align: center;">～協働のたまご～</p> <p>子どもの意見を反映するしくみづくり</p> <p>○安全なまちづくり、快適なまちづくりに向けた取組について、子どもの視点を反映させられるしくみを検討します。</p>
---	--

施策 5 - 5 芸術文化の振興

【施策の目指す姿】

○活動支援や芸術文化に触れることができる機会の提供により、団体や個人の主体的な芸術文化活動の振興を目指します。

【現状・課題】

- 芸術文化に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。芸術文化に触れる機会の充実が求められています。
- 芸術文化の主要な団体である「田原市文化協会」の会員数は年々減少傾向にあり、会員の固定化、高齢化が進展しています。ホール事業についても、景気の低迷を背景にコンサート等の事業開催数、参加者数ともに伸び悩んでおり、魅力ある団体づくりや、集客を見込める市民ニーズに応じた事業の展開が必要です。
- 市内の芸術文化施設の多くに老朽化対策が必要となっています。施設整備については多額の費用がかかるため、文化会館など社会教育施設の効率的、効果的な整備・運営の方法について検討が必要となっています。

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
文化協会加入者	2,664 人	2,154 人	2,200 人	2,200 人
文化ホール事業参加者数 (自主・共催事業)	5,214 人	2,688 人	2,700 人	2,700 人
市内 3 文化会館の年間利用者数	251 千人	195 千人	200 千人	200 千人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
芸術文化振興体制の充実	○市民の芸術文化活動の活性化や意識の向上に向け、各種団体の活動を支援します。	・芸術文化振興事業 ・文化協会活動支援事業
芸術文化活動の推進	○文化ホール事業を実施し、市民の芸術文化意識の高揚を図ります。	・文化ホール等事業
芸術文化施設の充実	○芸術文化活動の拠点として、各種芸術文化施設の維持管理を行うとともに充実を図ります。	・田原文化広場運営事業 ・赤羽根文化会館運営事業 ・渥美文化会館運営事業 ・池ノ原会館運営事業 ・田原文化広場整備事業 ・赤羽根文化会館整備事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・芸術文化活動に積極的に参加します。

<事業者> ・事業の共催などにより、芸術文化にふれる機会の提供に協力します。
・社会貢献の一環として、芸術文化支援（メセナ）活動を行います。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>文化に関する学習機会の提供</p> <p>○「田原市文化協会」では、春の文協まつり、田原市文化祭、文化教室等を開催しています。</p> <p>地域でのコンサートの開催</p> <p>○「田原市楽友協会」「あつみロビーコンサート運営スタッフ会」では、地域でコンサートを開催しています。</p>	<p>文化・芸術活動に取り組むきっかけづくり</p> <p>○文化・芸術活動団体の活動発表の機会を設けるなど、活動者同士が良い刺激を与え合うとともに、市民が身近で文化・芸術活動にふれられる環境づくりを進めます。</p>

施策 5 - 6 文化財の継承

【施策の目指す姿】

○文化財の保存・活用を図るとともに、市民に寄り添いながら歴史文化の継承、文化財愛護精神の醸成を進め、歴史と伝統に紡がれた誇りあるまちづくりを目指します。

【現状・課題】

- 文化財は貴重な財産であり、保存および活用の充実を図っていくことが重要です。そのためには、市民が共有の財産として文化財の重要性を認識し、守り、継承していく取組を進めていく必要があります。
- 市内には、重要文化財の渡辺華山関係資料をはじめ、史跡や天然記念物など指定文化財が残されているほか、古窯や古墳、貝塚等の埋蔵文化財包蔵地、地域の歴史を語る上で大切な歴史・民俗資料があり、収蔵方法の適正化、保管施設の確保、さらには一般公開などの活用方法の検討が必要となっています。今後は市内全域の文化財の保護・活用体制を確立し、地域の個性を代表する文化財の調査、指定を進める必要があります。
- 歴史文化の継承を図るため、古文書等の歴史資料の保管を行うとともに、翻刻事業や市史編さん等資料調査を進める必要があります。

【データ等】

〔データ〕 文化財指定件数

〔写真〕 田原市博物館
吉胡貝塚史跡公園

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
施設利用者数 (博物館、吉胡、民俗、渥美資料館)	29,559 人	40,265 人	50,000 人	60,000 人
文化財の指定	93 件	93 件	99 件	104 件

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
文化財の保護・活用の推進	○文化財の調査・管理・保存整備・保護、市民への公開展示等を行います。また、埋蔵文化財包蔵地の発掘調査・確認を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査事業 ・文化財保護事業
文化の継承の推進	○文化財講座や文化財普及図書等により文化の継承を推進します。また、古文書等の歴史資料の調査・保管を行い、歴史の継承を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護事業 ・市史編さん事業
文化財施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財施設において、市民ニーズに対応した資料の充実と学芸員の専門性向上を図ります。 ○収蔵品の展示や活用などにより、郷土に根ざした啓発、学習活動を推進します。 ○民俗資料の学校教育の活用によりふるさと学習を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館運営事業 ・吉胡貝塚公園運営事業 ・渥美郷土資料館管理事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・地域の文化財について学習し、まちに対する愛着心と誇りを育みます。
<地域> ・文化財を地域づくりに活用します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>博物館での活動</p> <p>○「財団法人崑山会」では、博物館企画展において、展覧会や講演会・講座の実施や、物品の販売等を行っています。</p> <p>地域の歴史に関する学習機会の提供</p> <p>○「地域歴史研究団体」では、団体が企画する講演会や講座等へ講師として参加しています。</p>	<p>歴史や文化財の整理・活用</p> <p>○地域の歴史や文化財を知り、活かすために、学習機会やマップづくりを促進します。</p>

6 消防防災分野

消防防災分野の「主要プラン」と「市民協働モデル事業」

【主要プラン】

★防災についての意識啓発と正しい知識の普及

災害は突然発生するものであり、平常時からの備えと、発生時の迅速な対応が求められます。地震や津波、その他の自然災害などのあらゆるケースにおいて、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る」という考えを持ち、安全・確実に行動できるよう、防災意識を高めるとともに、地域の危険箇所や避難方法などに関する正しい情報を提供します。

【関連する基本事業等】

- ・ 防災体制の充実（防災意識啓発事業）

★地域における防災組織の強化

地域では、自主防災会や消防団が中心となって、防災・減災対策を進めています。近年では社会情勢の変化などから、組織の高齢化などが問題となっていますが、今後はさらに自主防災会をはじめとする団体の組織機能の強化が求められます。

地域に応じたかたちで防災組織の活動を強化し、総合的な防災のまちづくりを促進します。

【関連する基本事業等】

- ・ 自主防災活動の推進

★災害時要援護者対策の強化

少子高齢化が進み、本市でも高齢化率が30%を超える校区も見られるようになってきました。災害時要援護者は高齢者、障がい者をはじめ、乳幼児や妊婦、言葉の分からない外国籍市民などが含まれるため、それぞれの特性に応じた情報伝達や避難支援対策を構築していく必要があります。

地域の自主防災組織などを中心として、福祉施設や事業所などとも連携を図りながら災害時要援護者対策を強化します。

【関連する基本事業等】

- ・ 防災体制の充実（防災意識啓発事業）
- ・ 自主防災活動の推進
- ・ 災害時要援護者管理台帳の作成

【市民協働モデル事業】

「消防防災分野」における戦略プロジェクトを、以下のように掲げます。このプロジェクトを市民協働の先導的なモデルとして位置付け、推進します。

みんなで話し合おう！減災まちづくりプロジェクト

【プロジェクトの目的】

地域の自主防災組織を中心に、情報伝達や避難対策などに関して、地域の特性に応じた対策を講じられるよう、防災・減災に対する情報共有や検討を行い、いざという時に被害を最小限に抑えることができる体制をつくります。

【現状・課題】

多くの地域活動がそうであるように、防災・減災対策においても、地域ごとに活動内容や意識に温度差があります。しかし、防災・減災対策は人命にかかわるものであり、早急な対応が望まれます。

【取組内容と役割分担】

各地域において、防災・減災について話し合える体制ができるよう、自主防災組織を中心として活動を強化します。

- | | |
|----------|--|
| 個人 | ・地震や津波、その他自然災害に関心を持つ
・防災や減災に対する情報を収集する
・地域の防災・減災に関する検討機会や防災訓練等へ参加する |
| 地域
団体 | ・防災・減災に関する検討機会を創出する
・地域における過去の災害情報を共有する
・地域の特性に応じた自主防災活動や防災訓練等を実施する
・継続性のある自主防災活動のための組織体制を構築する（自主防災会と消防団の連携、サブリーダーや世代別リーダー等の設定 等） |
| 行政 | ・個人や地域の活動機運を高めるための啓発活動を実施する（広報、インターネット等）
・個人や地域の防災・減災活動を支援する（耐震診断・改修支援、自主防災会活動支援等）
・地域リーダー等の育成（研修会の開催、ボランティアコーディネーターの育成等） |

【目指す姿】

「自分たちの地域は自分たちで守る」意識が定着し、地域内でのコミュニケーションを通じて、いざという時に助け合える災害に強いまち、減災のまちができています。

施策 6 - 1 消防・救急体制の充実

【施策の目指す姿】

○予期せぬ災害の発生や被害の大規模化を防ぐため、消防・救急体制の充実を図り、安心安全なまちづくりを目指します。

【現状・課題】

- 本市は、三方を海に囲まれ、東西 30 キロにわたる半島の地形にあり、半島先端部の災害には傷病者搬送や活動隊の増強に時間がかかることなどが課題となっています。地域の実情に即した消防・救急体制の構築を図り、より効率的に消防力を運用する必要があります。
- 救急出場件数は、ここ数年横ばいの状況となっています。救命率、社会復帰率の向上を図るため救急業務の高度化を進めています。近年、特に救急救命士^{*}の応急処置範囲も順次拡大されてきているため、それに対応できる救急救命士の養成が課題となります。
- 地域で活動する消防団への入団者が減少しています。これは、少子化や就業形態、市民意識の変化によるものですが、消防団は火災をはじめとする各種災害に即応でき、地域を守る重要な組織であるため、さらなる入団促進に向けた支援が求められます。
- 災害時に迅速かつ安全な消防活動体制を構築するため、必要な消防車両や消防水利の維持管理、更新整備を計画的に行う必要があります。
- ここ数年の火災件数や火災による死傷者数は横ばいですが、建物火災による死傷者数ゼロを目指すため、住宅用火災警報器の設置推進を図り、未設置世帯の解消を進める必要があります。

【データ等】

- [データ] 消防・救急拠点施設位置 (図)
- 火災件数の推移 (過去 5 年)
- 救急出場・搬送人員数の推移 (過去 5 年)
- 救命講習実績
- 防火 P R 行事 (防火指導実績)
- 消防本部・署の車両数消防団の定員・車両数
- 広域化に伴う各種訓練

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	
			平成 29 年	平成 34 年
火災による死傷者数 (年度)	3 人	3 人	0 人	0 人
公設防火水槽の有蓋化率 (公設防火水槽全体)	68%	72.4%	75%	80%
救急救命士の有資格者数	20 人	26 人	30 人	30 人

^{*} 救急救命士

医師の指示の下に、高度な救急救命処置を行うことを許された有資格者。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○隊員の消防技能の向上や活動資機材の維持管理を行い、消防体制の充実を図ります。 ○火災予防啓発活動を行い、市民の防火意識の向上に努めます。 ○消防団への各種災害に対応する訓練を実施し、地域の消防防災力を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動事業 ・通信指令事務 ・火災予防推進事業 ・消防団活動事業
消防基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した防火水槽の更新を行うとともに、安全面・衛生面から無蓋防火水槽に蓋板を設置します。 ○消火栓の新設や、補修が必要な消火栓の改修工事などを行い、消防水利の充実を図ります。 ○老朽化した消防自動車等の更新整備を計画的に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火水槽整備事業 ・消火栓設置・維持管理事務 ・消防車両整備事業 ・消防通信施設整備事業
救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○救急救命士を計画的に養成するとともに、さらに高度な応急処置ができる気管挿管および薬剤投与認定救命士を養成します。 ○救急隊員の知識・技術の向上を図ります。 ○市民を対象とした救命講習を開催し、心肺蘇生法を広く普及することで救命率の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士養成事業 ・救急活動事業 ・救命講習推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・防火意識の高揚を図ります。
 ・救命処置の知識・技術を習得し、実行します。
 ・消防団に加入し、地域の消防防災力を高めます。
- <地域> ・地域で防火啓発や避難訓練などを実施し、地域の消防防災力を高めます。
- <事業者> ・人が多く集まる施設において、AEDを設置します。
 ・従業員に対し、救命講習を定期的に開催し、心肺蘇生法の普及を図ります。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>防火啓発や消防訓練の実施</p> <p>○「幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ」や市民活動団体では、パレードやポスター等で防火に関する啓発を行っています。</p> <p>消防訓練や救命講習への参加</p> <p>○「幼年消防クラブ、少年消防クラブ」や市民活動団体が、避難訓練、消火訓練、煙体験等消防訓練に参加しています。</p> <p>○中学校、高等学校、市民活動団体、事業者等で救命講習を実施しています。</p> <p>トリアージ訓練の実施</p> <p>○「厚生連 渥美病院」では、多くの傷病者に対応するトリアージ（傷病者選別）訓練を消防署と合同で実施しています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>消防団の加入促進</p> <p>○地域に適した消防団の在り方や、団員増加に向けた取組について検討を進めます。</p>
--	--

施策 6-2 防災・減災体制の充実

【施策の目指す姿】

○市民や地域全体の防災・減災意識を高め、ソフト・ハード対策を適切に行うことにより、風水害、地震・津波などの自然災害に強い、死者数^{ゼロ}のまちづくりを目指します。

【現状・課題】

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらし、わが国の地震対策の在り方を見直す契機となりました。平成 24 年 3 月には「南海トラフ巨大地震」の震度・津波高予測が公表されており、これらの被害想定などにに基づき従来の地震・津波対策を見直していく必要があります。
- 三方を海で囲まれている本市では、特に津波対策を強化していく必要があります。津波被害の軽減を図るためには、まずは素早く安全な場所に避難することが最も重要なこととなります。そのため、ソフト・ハードを含めた避難対策を講じる必要があります。
- 海岸防御施設も、老朽化しているものや、能力が不足しているものなどがあるため、その改修や機能の向上を国・県に働きかけていく必要があります。
- 防災設備や自主防災活動などをはじめ、本市の防災対策は他自治体と比較すると高いレベルにあると考えられますが、自然災害からの死者数^{ゼロ}を目指すためには、今後も市民と地域がより密接に連携を図り、防災設備の適切な維持管理や人材の育成を進めることにより、市民の生命を守り、財産被害を最小限にする取組を強化していく必要があります。
- 公共施設の耐震化は順次進めていますが、一般住宅の耐震改修工事はあまり進んでおらず、一層の意識啓発や促進が必要です。
- 高齢者や障がい者など、避難等に支援が必要となる災害時要援護者への対応を地域で検討しておく必要があります。
- 大規模災害発生時に市外から本市を訪れる観光客や通勤・通学者に対し、安全な避難対策や自宅に帰るための帰宅支援対策を推進する必要があります。

【データ等】 ・ 東日本大震災の写真

- ・ 南海トラフ巨大地震に関するデータ(震度・津波高・到達時間等)
- ・ 防災拠点施設の位置図(簡単なハザードマップ)
- ・ 自主防災会の活動の様子 ・ 手づくりハザードマップ等

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
耐震改修工事費補助実績の累計	57 棟	160 棟	303 棟 (H28)	—
防災講習会(ほーもん講座等)の参加者数	2,776 人/年	5,729 人/年	3,000 人/年	3,000 人/年
年 2 回以上防災訓練等(訓練・講習会等)を実施している自主防災会の数	—	52 団体	103 団体	103 団体
防災用備蓄土のう確保数	16,200 袋	16,200 袋	17,100 袋	17,100 袋

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
自主防災活動の推進	○大規模な地震・津波災害やその他自然災害から市民の生命を守り、財産被害を最小限にするため、地域の自主防災会の組織力向上、設備等の充実を図ります。	・自主防災活動推進支援事業 ・自主防災施設等整備支援事業
防災体制の充実	○「田原市地域防災計画」に基づき、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策等を推進します。 ○地域や関係機関等と連携し、避難等に支援が必要な災害時要援護者の対策に取り組みます。 ○市外から訪れる観光客や通勤・通学者に対する災害発生時の避難・帰宅支援対策を推進します。	・防災意識啓発事業 ・ボランティアコーディネーター養成事業 ・災害対策事業 ・災害対策基金積立事務
防災基盤の整備	○災害被害の軽減を図るため、情報通信設備などの防災基盤施設の整備を推進します。 ○津波・高潮対策に必要な海岸防御施設の整備や、避難のための施設整備などの充実に向け、国・県へ積極的な働きかけを行います。 ○災害発生後の迅速な対応を図るため、必要な資機材を整備するとともに、被災生活に必要な備蓄食料等を計画的に確保します。	・防災設備整備事業 ・防災情報通信施設設備等整備事業 ・水防対策事業 ・防災倉庫管理事業 ・防災設備管理事業 ・防災情報通信施設設備等管理事業 ・水防対策事業
耐震化の推進	○昭和 56 年以前の住宅等に対して耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事の補助等を行います。 ○危険なブロック塀の撤去・改修や、安全な居住空間づくりに補助を行います。 ○講座や説明会などを開催し、耐震化に対する啓発を行います。 ○災害発生時に地域の防災拠点となる集会所等の耐震化を支援します。	・建築物耐震化推進支援事業 ・地区集会所耐震化推進支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・「自分の命は自分で守る」意識を高め、助成事業の積極的な活用により、住宅の耐震化を進めます。
・日頃から防災・減災に対する意識を高め、防災訓練などに積極的に参加します。
- <地域> ・耐震講座の開催や耐震診断ローラー作戦などを行い、地震に強い地域づくりを進めます。
・防災・減災に関する講習会や研修会の開催、訓練の開催等を通じて、自主防災活動への参加を呼びかけます。
- <事業者> ・個々の事業所の防災能力を高めるとともに、事業所同士や防災組織との連携を強化を強化します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>防災等に関する知識の普及</p> <p>○建築の専門家で構成する「田原安心・安全住まいの会」では、耐震出前講座の運営や、イベントでの耐震に関するPRを行っています。</p> <p>地域における防災対策の推進</p> <p>○市内 103 の自主防災会において、地域の防災や災害時対策に関する取り組みを行っています。</p> <p>災害時の応援協定</p> <p>○関係団体、事業者等において、行政と災害時における相互の支援協定等を締結しています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>防災意識の高揚</p> <p>○自主防災会等の地域組織が中心となって、防災意識を高めるための効果的な啓発手法について検討を進めます。</p> <p>避難訓練の実施</p> <p>○津波や土砂災害等、地域の状況に応じて生じる危険性を踏まえた避難訓練が地域で実施できるよう、情報提供等を行います。</p>
---	---

7 行財政分野

行財政分野の「主要プラン」

【主要プラン】

★シティセールス活動の推進

農水産業・製造業・観光など田原市の主要産業や、官民一体で取り組む特色ある事業など、田原市の魅力を個々に情報発信するのではなく、ターゲットの絞り込みや事業連携など戦略的に情報発信できる体制づくりを推進します。

【関連する基本事業等】

- ・ 農業経営の活性化
- ・ シティセールスの推進
- ・ 観光宣伝活動の推進
- ・ 情報体制の充実

★公共施設適正化の推進

合併による公共施設の増加・重複が課題となっており、今後は施設の維持管理・更新に要する費用が増大し、市財政を圧迫する状態が危惧されます。このため、公共施設の適正化を検討し、保有施設の総量縮減、効率的利用、長寿命化等に取り組んでいきます。

【関連する基本事業等】

- ・ 行政改革の推進
- ・ 施設等管理の効率化

★広域連携の強化

田原市を含む東三河地域・三遠南信地域においては、産業、交通、医療、教育、防災など、単独自治体では解決が困難な問題が多くあります。本市においては、道路整備や医療体制の充実について市民からの要望が特に高く、早期の対応が望まれています。このような地域が抱える共通の課題に対し、近隣自治体と連携して取り組むことで早期解決を図るとともに、相互の魅力を高め合い、圏域全体を活性化していきます。

【関連する基本事業等】

- ・ 広域行政の推進
- ・ 広域プロジェクトの推進
- ・ 産学官連携の推進
- ・ 水源地域の振興

★「参加と協働」に主眼をおいた行政運営の推進

市政について情報発信を積極的に行うことにより、市民の市政への参加・参画を促進し、市民の多様な声をまちづくりに反映していきます。また、各種施策を推進するに当たっては、市民・地域・行政それぞれの役割を認識し合った上で、事業・取組等を進めます。

【関連する基本事業等】

- ・ 市政情報共有化の推進
- ・ 施策の総合的な推進

施策 7 - 1 国際化の推進

【施策の目指す姿】

- 一人ひとりが、地球市民の一員として互いに尊重し合い、地球規模で考えながら、地域から行動を起こすことができる「グローバルシティ」を目指します。
- 多様な国際交流・協力活動を通じて世界と協力・共生し、世界平和の実現に貢献します。

【現状・課題】

- インターネットの普及や外国人住民の増加、海外旅行の一般化により、市民の国際化が進んでいます。本市としては、特に姉妹都市・友好都市等との交流を中心とした活動に取り組んでいく必要があります。
- 本市は、アメリカ合衆国ジョージタウン市・プリンストン市およびギブソン郡、中華人民共和国の昆山市、大韓民国の銅雀区と姉妹都市・友好都市提携を行っており、また、万博フレンドシップ国としてラオスのビエンチャンとの交流を行っています。それぞれの地域ごとに、提携および交流目的に沿った事業展開が求められています。
- 日本では、入国管理法の改正などを背景としてアジアや日系ブラジル人等の労働者が増加しました。平成 20 年度以降は、世界同時不況の影響により全国的に外国人住民が減少しましたが、本市の外国人住民の数は、中華人民共和国からの農業技術実習生を中心として継続して増加傾向にあります。
- 外国人住民に向けては、防災・福祉・環境面等における多言語表記による案内や相談窓口設置等の対応を進める必要があります。外国人住民も、同じ地域の住民として認め合い、共に地域づくりをしていく多文化共生の推進が必要となっています。
- 国際交流を進める民間団体として「たはら国際交流協会」などがあり、姉妹都市や友好都市との交流や、市民が外国の文化にふれる機会づくりを行っています。今後は民間主導によるさらなる国際交流を推進するため、組織の活性化が期待されます。

【データ等】

〔データ〕 海外交流都市一覧

外国人登録者数の推移

外国人登録者の在留資格別一覧

〔写真〕 ジョージタウン市との姉妹都市提携 20 周年記念式典

日本語教室

JICA 研修生受入時

在住外国人のための生活ガイドブック

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
海外交流都市への訪問人数・海外交流都市からの来訪人数累計	1,162 人	1,698 人	1,900 人	2,100 人
たはら国際交流協会の会員数（法人・団体・個人の合計）	193	216	230	250
たはら国際交流協会の日本語教室学習者数（年間延べ人数）	433 人	451 人	480 人	500 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○姉妹・友好都市を中心とした国際交流を促進し、市民の国際理解を図ります。 ○海外からの農業研修生等の受入れや、市民参加、民間主体の国際交流を促進します。 ○地域の国際化と多文化共生を推進するため、ボランティア団体の活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流促進事業 ・姉妹・友好都市交流事業 ・民間団体交流支援事業
多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人住民と外国人住民が、共に暮らしやすい環境整備を図るため、外国人の日本理解、日本人の外国人理解を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・姉妹都市・友好都市等との交流事業に参加します。
 ・日本語ボランティア等、外国人住民を支援する活動に参加します。
 ・市内に在住する外国人住民の国や文化等に関心を持ち、理解に努めます。
 ・外国人住民は、国際交流事業や多文化共生事業に参加し、日本の文化理解に努めます。
- <地域> ・多文化共生を地域の課題として捉え、外国人住民と連携・協働した地域づくりを進めます。
 ・技能実習生受入れ団体等による、日本人住民との交流イベントや日本文化理解講座等を開催します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>国際交流活動の推進</p> <p>○「たはら国際交流協会」では、海外交流都市への市民海外派遣や、JICA研修受入時のホームステイ、歓迎パーティー、姉妹・友好都市との行事等を行っています。</p> <p>外国人住民への支援</p> <p>○ボランティアによる日本語教室では、市内各地域の関係者が集まって意見交換会を開催し、連携を図っています。</p>	<p>日本人と外国人の交流機会の創出</p> <p>○地域に住む日本人と外国人が、子育て支援や防災など、様々な分野で交流ができる機会を創出します。</p>

施策 7-2 情報体制の充実

【施策の目指す姿】

- 国内外に対する田原市の知名度を高めることにより、定住・交流人口を拡大させ、活力あるまちづくりを目指します
- 市民と行政が情報を共有できる環境を整え、市民が積極的に行政へ参加しかかわりを持ち、活気と活力のあるまちづくりを目指します。
- 情報の受発信に必要となるブロードバンド環境を整備し、市民が必要な時に必要な情報を入手・発信できる環境を目指します。

【現状・課題】

- 田原市は、優れた資源を持ち、多くの特徴的な取組を行っている反面、その対外的情報発信力が弱く、市の魅力を国内外にPRできていないという課題を抱えています。今後、人口減少が見込まれる中で、地域間競争に勝ち抜くために田原市の地域ブランド化の推進、知名度の向上が不可欠であり、効果的・効率的な情報発信能力の向上が求められています。
- 市民を取り巻く情報ツールは、広報紙に代表される紙ベースのツールからインターネットなどの情報化ツールへとその主体が移ってきました。また、携帯電話の普及や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※の利用者の増加など、情報の発信・受信の形態はますます多様化しています。しかし、情報通信機器の普及・多様化に伴い利便性が向上する一方で、情報ネットワークへの不正侵入等の犯罪や個人情報の流出などの問題も発生しています。
- 本市では、広報紙やインターネットのホームページ、ケーブルテレビや各種回覧・配布資料に加え、各種講座を開催して市政情報の提供を行っています。また、市民提言箱等で市政への意見を受け付けています。高齢者や障がい者なども含め、より多くの市民に分かりやすく情報を提供するためには、幅広い情報ツールの活用が求められます。
- 本市では、CATV事業者への支援等を行うことにより、市内全域でブロードバンド通信が利用可能な環境が整っています。また、行政から発信された各種情報を必要に応じて入手できるように、市民を対象として情報通信機器の利用に関する講座を開催しています。

【データ等】

〔データ〕 市政情報の提供状況

〔写真〕 CATVマルチモニター写真（文化会館）

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
市ホームページ（トップページ）のアクセス数	542 件／日	628 件／日	700 件／日	720 件／日
CATV加入率	36.89%	72.99%	75.00%	75.00%

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

自分の趣味や交友関係、社会生活などを公開し、人とつながり、幅広くコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のインターネットサービスのこと。

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
シティセールスの推進	○田原市の主要産業や、特徴ある取組を、ターゲットの絞り込みや事業連携などにより戦略的に情報発信できる体制を構築します。	・シティセールス推進事業
市政情報共有化の推進	○行政の説明責任を果たすとともに、市民協働を促進するため、広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ等を活用し、市政や各種公共サービスに関する広報を行います。 ○市民の知る権利を尊重し、行政の活動内容を市民に説明するため、適切に情報公開を行います。また、市が保有する個人情報を選正に取扱い、個人の権利・利益を保護します。	・広報等発行事業 ・ホームページ運営事業 ・ケーブルテレビ番組制作事業 ・情報公開・個人情報保護事務
地域情報化の推進	○情報化社会の基盤となるブロードバンド環境を整備するとともに、情報セキュリティに留意しながら、地域情報化を推進します。 ○市民が適切に情報通信機器を取り扱い、情報を取得し、活用するための知識、技術の習得を支援します。	・地域情報化推進事業 ・情報センター管理運営事業 ・通信基盤整備支援事業

【市民一人ひとりの活動】

- <市民> ・行政が発信する情報の積極的な取得に努めます。
・広報紙、ホームページやケーブルテレビ、ブログなどの行政の情報ツールを活用し、市民視点からの情報発信を行います。
- <地域> ・広報紙、ホームページやケーブルテレビ、ブログなどの行政の情報ツールを活用した田原市のPRに協力します。

【協働のモデル】

～協働のひよこ～	～協働のたまご～
<p>視覚障がい者のための広報づくり</p> <p>○「声の広報」では、視覚障がい者のために、市民ボランティアが広報紙等の録音などを行っています。</p> <p>市民視点からの広報紙づくり</p> <p>○市民が「広報サポーター」となって、広報記事の企画立案、身近なニュースの提供、地域の話題についての記事の作成、ツイッターでの情報発信などを行っています。</p>	<p>情報活用能力の向上</p> <p>○正しい情報を得て、活用する力を育成するための学習機会を提供し、行政情報の収集や、行政サービスの利用を促進します。</p>

施策 7-3 広域連携の推進

【施策の目指す姿】

- 国・県、東三河 8 市町村、三遠南信地域、伊勢志摩地域等との広域連携や、経済界、大学等教育機関等を含めた産学官連携により、田原市単独では解決できない課題の解決を目指します。
- 国内友好都市との交流により、本市にない自然環境や文化等の体験を通じ、人材育成や余暇活動の場の提供を目指します。

【現状・課題】

- 地域主権改革の進展に伴い地方行政の在り方は大きな変化を見せています。このような中、東三河 8 市町村で構成される東三河広域協議会では、新たな連携のかたちとして、広域連合等を視野に入れた検討が進められています。また、愛知県においても、東三河地域独自の地域づくりを進めるため、平成 24 年 4 月、愛知県により東三河県庁が開設され、平成 25 年度から「東三河振興ビジョン」に基づく様々な取組が進められることとなります。
- 道路や港湾等の広域インフラは、国の政策転換により整備の見直し等が行われているため、国の動向を注視しつつ、関係機関とも連携しながら、効果的な要望活動を展開する必要があります。
- 事務の効率化や市民サービスの向上の観点から、東三河地域における事務共同化等の動きに対応していく必要があります。
- 友好都市である長野県宮田村や阿南町など、田原市とは異なる自然環境や文化を有する地域との国内交流を深めるため、市民主体の各種交流事業を推進していく必要があります。
- 地域の知の拠点である豊橋技術科学大学、愛知大学などの教育研究機関と産業界を交えた産・学・官連携に取り組み、産業振興や地域特性を活かしたまちづくりを行う必要があります。

【データ等】 ※国内交流状況等写真

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
宮田村・阿南町交流事業実施件数	12 件	14 件	15 件	15 件
大学等連携事業数	22 件	27 件	30 件	30 件

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
広域プロジェクトの推進	○伊勢湾口道路、三遠南信道路、海岸侵食対策等の広域プロジェクトについて、市民・事業者等と連携しながら国・県に対して働きかけを行い、早期の整備実現を図ります。	・広域プロジェクト促進事業
広域行政の推進	○広域的に対処しなければならない行政課題について、東三河地域や伊勢志摩地域の関係市町村と連携し、効率的な施策の実現を図ります。 ○東三河の新たな連携体制の検討を通じ、事務の共同処理など、事務事業の効率性の向上に努めます。	・東三河広域連携事業
国内交流の推進	○友好提携している長野県宮田村と阿南町について、市民や団体等の交流が促進される環境づくりを進めます。	・広域交流推進事業
産学官連携の推進	○地域における知の拠点である豊橋技術科学大学や愛知大学等の研究機関の活用や、地域の経済界との連携により、より高度な地域課題への対応を図ります。	・産学官連携推進事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・友好都市との交流事業等に参加します。

<地域> ・コミュニティ活動の活性化に向けて、大学や企業と連携した取組を行います。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>民間による交流活動</p> <p>○長野県宮田村、阿南町とは、道の駅による相互の交流物産展の開催など、民間同士による交流が活発に行われています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>市域を超えた市民活動の促進</p> <p>○市民活動団体や事業者等が行う公益的な活動が、市域を超えて広がるよう、近隣市等との連携を強化します。</p>
--	---

施策 7 - 4 水資源の確保

【施策の目指す姿】

○関係機関と連携しながら設楽ダムの早期整備を図り、安定した水資源の確保を目指します。

【現状・課題】

- 国における国内ダム事業の見直しにより、建設を予定していた設楽ダムも用地補償段階で事業が凍結されています。現在、設楽ダム建設については、事業の必要性や、ダム機能の代替措置等の検討が行われており、国の方向性が示されるまではダム本体の工事着手ができない状況にあります。
- 自己水源の乏しい本市においては、豊川用水の安定的な水資源の確保は、市民生活や経済活動を維持する上で欠かすことができません。また、豊川流域全体の地域力向上の観点からも設楽ダムの早期整備は不可欠であり、関係市町村と共に水源地域振興のための取組を進めています。
- 平成 2 年に設楽町（旧津具村）と姉妹都市提携を行い、分収育林事業、交流拠点施設建設、学校・民間団体の交流等続け、平成 9 年からは設楽町の三都橋地域、豊邦地区との交流にも取り組み、水源地域との相互理解の促進を目指した事業を展開しています。今後、設楽ダム建設による水資源の安定的確保を実現するためにも、水源地域との地域連携・相互交流が求められています。さらに、受益地である本市は、豊川下流域一体となって交流拠点施設等の整備を推進していく必要があります。

【データ等】 ※交流状況等写真

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
設楽ダム建設事業進捗率	—	14%	85%	100%
交流スタンプラリー参加者数	403 人	809 人	1,500 人	1,500 人
ふれあいの館（在住在職者等）宿泊数	661 人	591 人	600 人	800 人

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
水源地域の振興	○関係市町村との協議に基づき、設楽ダムの早期整備に向けた働きかけを行うとともに、水源地域の新興、水源林の保全等に取り組みます。	・水源地域振興事業
上下流交流の推進	○設楽町等との相互理解による水資源の確保を進めるため、交流拠点施設の整備・運営と交流の推進を図ります。	・設楽町交流事業 ・ふれあいの館等運営事業

【市民一人ひとりの活動】

<市民> ・水源の確保に向けた市民意見の発信を行います。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>地域による交流活動</p> <p>○泉校区と、設楽町三都橋地区により、毎年1回相互訪問し、グラウンドゴルフ大会の開催を通じた交流を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>水資源についての理解促進</p> <p>○ダムの在り方や田原市における水資源の確保について、市民の関心が高まるよう情報提供等を行います。</p>
--	--

施策 7-5 行財政運営

【施策の目指す姿】

- 総合計画に基づいて、市民協働によるまちづくりの推進、事業の選択と集中の観点の下で戦略的に事業を推進することにより、将来都市像の実現を目指します。
- 安定的な財源の確保に努めるとともに、財源を適正、有効に活用し、市民に信頼される健全な財政運営を目指します。
- 時代の変化や新たな政策課題、市民のニーズに対し、迅速・的確に取り組み、成果を上げることができる行政組織を目指します。
- 市民の視点に立って行政サービスを行うことにより、市民へのサービスの利便性向上を目指します。

【現状・課題】

- 地域主権改革による権限移譲が進み、これからの地方自治体においては、ますます自主性、自立性が求められることとなります。地域の個性を発揮してまちづくりを進めることができるようになる反面、市が実施する事業も増加していくこととなります。
- 今後の人口減少、少子高齢化の進行などにより市の財政規模は縮小傾向で、国からの補助金や交付金等も減少する見込みです。また、本市の財政構造は、臨海企業の業績動向に大きく影響を受ける不確実性が高い要素があります。しかし、市が実施すべき事項は多様化、複雑化しており、さらには行政サービスを担う職員数も削減されていくことから、今後も、これまで以上に多様な主体との協働体制の構築や事業の選択と集中、効率的・効果的な行財政運営を進めていくことが求められます。
- 本市では、時代の変化や市民ニーズに対応すべく、組織機構の改革や定員適正化計画の推進、職員の人材育成等に取り組んできました。自立したまちづくりを進めるためには、より一層、目標達成・成果重視の視点を加えた組織運営と、市民に信頼される行政職員の育成が求められます。
- 老朽化した施設については、随時、補修や更新を行っていく必要がありますが、公共施設の維持管理には膨大な経費がかかります。限られた財源の中においては効率的な公共施設・公有財産の維持管理手法の確立が必要であり、さらには公有財産総量の縮減・有効活用・施設の長寿命化に向けた維持方策の立案・マネジメントが課題となっています。

【データ等】

〔写真〕 事業関連の写真

【施策の目標指標】

成果指標	平成 18 年	平成 23 年	目標値	目標値
			平成 29 年	平成 34 年
定員適正化の推進 (一般職職員数※再任用除く)	781 人	695 人	657 人 (H27 目標)	(改訂を予定 する定員適正 化計画の目標 値による)
経常収支比率	69.5%	85.4%	80.0%未満	80.0%未満
実質公債費比率	10.0%	7.1%(H22d)	16.0%未満	16.0%未満
将来負担比率	—	16.5%(H22d)	200.0%以下	200.0%以下
純資産比率	—	85.5%(H22d)	50.0%以上	50.0%以上
滞納繰越分徴収率(国民健康保険税を除く)	14.3%	28.6%	31.0%	31.0%
庁舎管理コスト (本庁舎・赤羽根市民センター・渥美支所 庁舎定例維持管理費の合計)	—	97,745 千円	97,700 千円	97,700 千円
普通財産保有面積	484,277 m ²	498,473 m ²	473,549 m ²	449,872 m ²

【主な取組】

基本事業	事業内容	主な事務事業
施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合計画の基本構想、基本計画、実施計画に則した施策実現を図るとともに、政策推進会議等による事業の推進支援、政策調整を図ります。 ○現状の市民ニーズおよび総合計画に掲げられた各施策の進捗状況把握、市民サービスの向上等を図るため、3年に一度市民意識調査を実施します。 ○市長および副市長の公務・交際・庶務等を補佐し、市民や周辺自治体、国、県等との交流や政策立案等の円滑化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画推進事務 ・秘書事務
土地利用総合調整の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の生活環境や地域産業の活性化等に配慮し、各種法令や公共事業関連の総合調整と地価の抑制など、市内における秩序ある土地利用の適正化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土法関連事務
統計データの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政運営の目標設定のため、各種統計データの集積・分析を行い、施策立案等への活用を図るとともに、市民や関係機関等への情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市統計情報整備事務 ・国勢調査事務 ・経済センサス事務 ・人口統計調査事務 ・教育統計調査事務
行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○行政改革大綱に位置付けた改革項目の実行計画の進捗管理を行い、行政事務の改革に取り組みます。 ○行政評価の実施により、コスト意識に基づく成果志向による行政運営の実現を目指すとともに、市民への評価結果の公表、市民評価を通じて行財政の透明性の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進事務 ・行政評価推進事務
組織運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○定員適正化計画の進捗管理を行うとともに、目標管理や成果達成による人事管理の導入を進めます。 ○人材育成方針や職員研修計画の改訂に取り組み、機能的な組織による効率的な行政運営を確立します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修事務 ・人事管理事務
業務運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種事務の電算処理、庁内LANシステムを効率的に運用し、引き続き電子自治体を推進するとともに、文書整理、法制執務能力の向上や訴訟対応に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANシステム運用事務 ・法制執務事務 ・訴訟等対応事務

財政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○税など財源の安定的確保、補助金等の整理合理化、財政調整基金等の計画的運用、公債費負担の適正化を図ります。 ○工事、委託業務および物件購入等のための設計や契約等を適正に行うため、関係する書類等の審査、調査、入札事務を行うとともに、契約後の工事等の施行管理や完了時の確認を適正に行うため、現場検査および関係する書類検査等を行います。 ○財源を効率的、効果的に運用するとともに、適正な公金の管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政事務 ・財政調整基金等積立事務 ・長期債利子支払事務 ・契約検査事務 ・会計事務
財源確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の税金に対する理解を深めるとともに、適正かつ公平な課税・収納事務を行います。 ○納税に関する利便性の向上を高めるとともに、各種滞納対策を行うことで税金の徴収率向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務事務 ・賦課徴収事務 ・土地・家屋台帳等管理事務 ・固定資産標準地等調査事務 ・滞納対策事務
施設等管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁舎、渥美支所庁舎、赤羽根市民センターの各施設および施設設備、公用車等の適切な維持管理に努めるとともに、安全性や省エネルギーに配慮し、人と環境にやさしい施設運営を進めます。 ○普通財産の維持管理および未利用財産の処分・活用をはじめとするファシリティマネジメントを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合賠償補償保険事務 ・庁舎管理事業 ・庁用自動車・機器等管理事務 ・財産管理調整事務 ・ファシリティマネジメント推進事務 ・渥美支所庁舎維持管理事務 ・赤羽根市民センター庁舎維持管理事務
住民窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍事務、住民基本台帳事務、旅券の発給事務、各種証明書発行事務などを円滑に行うとともに、土曜開庁による窓口サービス、電話予約による証明書の時間外交付等により利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民基本台帳事務 ・赤羽根市民センター窓口事務 ・渥美支所窓口事務
議会運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○議会だよりの発行、ホームページの充実、ケーブルテレビやインターネット中継により議会情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営事務 ・議会広報事務
行政委員会運営の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の行政委員会に関する事務処理の適正化・効率化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会事務 ・公平委員会事務 ・固定資産評価審査委員会事務 ・監査事務
その他の行政対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国等からの委託事業など、市が対応すべき事務を適切に処理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他行政事務 ・自衛官募集事務

【市民一人ひとりの活動】

＜市民＞ ・市民の視点による行政事務の改善、行政事務の透明性向上を目的とした「市民評価」に積極的に参加します。

【協働のモデル】

<p>～協働のひよこ～</p> <p>市民協働体制での行政計画の策定</p> <p>○総合計画等の行政計画の策定に、多くの市民・団体・企業が参加し、協働体制で計画策定を行っています。</p>	<p>～協働のたまご～</p> <p>施設の在り方についての検討促進</p> <p>○本市の財政状況や、施設整備・再配置の在り方について、地域で理解が深まるよう情報提供等を行います。</p>
--	--

第 5 章 計画推進のために

(1) 推進体制の充実

総合計画をより一層推進するため、まちづくりの方針「多様な主体との連携」「参加と協働」に基づき、次のとおり推進体制の充実を図ります。

① 地域コミュニティ、分野コミュニティへの支援

地域コミュニティ、分野コミュニティは、市民の日常生活に根ざした最も身近な団体・組織であり、序論に記した田原市の課題の解決に当たっては、なくてはならない存在です。

このことから、これらの団体・組織の主体性や地域性等を尊重するとともに、活動に対し支援を行うことで、総合計画の推進体制の強化を図っていきます。

②情報の受発信

市政に市民の意見を的確に反映するためには、市政により多くの市民に参画していただくことが重要であり、そのためには市政に対し市民に関心を持ってもらう必要があります。

このため、広報紙、市政情報番組、市政ほーもん講座をはじめ、ホームページや新たな情報通信技術を活用するなど、多様な媒体により市政に関する情報を積極的に発信していきます。

また、市民意識調査等により市民ニーズを的確に把握するとともに、行政・地区懇談会や市民提案制度など、市民の意見を直に取り入れることができる取組を引き続き推進していきます。

③多様な主体との連携によるターゲットのニーズに即した体制づくり

都市の生き残りをかけ国内の地域間競争は激化してきており、他市町村に負けない都市の魅力や認知度、競争力の向上を図っていく必要があります。加えて、諸外国とのグローバル競争もまた、今後は視野に入れていかなければなりません。

一方、社会経済情勢の変化に伴い市場や購買者のニーズ・価値観は刻々と変化しており、これらに迅速に対応して田原市の強みを売り込んでいくことが、地域間競争を生き残ることにつながっていきます。

このような状況の中、総合計画を推進していくためには、各分野の専門家や、近隣自治体の力を活用するなど、多様な主体と連携してプロジェクトや施策の展開を図っていく必要があります。

このため、産学官連携による有識者等の登用や、東三河地域・三遠南信地域の自治体との連携など、ターゲットのニーズに即した柔軟な体制づくりを進めていきます。

(2) 時代に即した田原市民の幸福の追求

本計画の進捗状況を測る指標の一つ市民幸福度指標について、田原市民にとっての幸福（田原市の幸福）とは、どのような状態（環境）にあることをいうのか追求するために、次の取組を進めます。

① 「田原市民の幸福」に関する調査・研究

「幸福感」は、年齢やその時の社会状況・経済状況等により、大きく変化することから、田原市民の幸福とは何か、市民の幸福のためにどのような取組を行えばよいのか、継続的に調査・研究を行っていく必要があります。このため、指標の内容や幸福を追求できる環境等について調査・研究を行う組織を設置し、その時代に即した「田原市民の幸福」を追求していきます。

また、このような議論を通して、市民一人ひとりが自分自身や家族、地域、社会全体の「幸福」について考え、まち全体の幸福度を高めるための担い手となることで、真にゆとりと豊かさを実感できる田原市を目指します。

② 「市民の幸福感」を根幹に据えた施策の展開

本計画に位置付けられた施策の推進に当たっては、「市民の幸福」を第一に考え、地域が持つ力や絆、市民一人ひとりの個性・能力を活かしながら、各種事務事業を実施していきます。

特に、この先、市民の幸福感に大きく影響すると考えられる7つの重点プロジェクトについては、共通の認識の下、市民と行政が一体となって重点的に取り組みます。

■ 「田原市民が幸福を追求できる環境」と「市民幸福度指標」のイメージ

「田原市民が幸福を追求できる環境」、並びにその環境整備の結果実現される幸福の状況を示す「市民幸福度指標」について、ライフステージごとのイメージを提示します。なお、市民幸福度に関する具体的な検討は、今後、検討組織を設け継続的に実施していきます。

	田原市民が幸福を追求できる環境	市民幸福度指標
子ども	健全で良質な子育て・教育体制の中で、「生きる力」や「社会性」を身に付けることができ、かつ自らの「夢」に挑戦し続けることができる環境	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 児童虐待件数の減少 ◦ 子育てしやすいと感じる保護者の増加 ◦ 不登校児童数の減少 ◦ 学校を楽しんでいる児童生徒数の増加 <p style="text-align: right;">など</p>
社会人	安定した生活を送ることができる仕事を持ち、良好な家族関係の中で「子育て」「介護」等を安心して行うことができ、かつ自らの「夢」「仕事」「信念」に取り組むことができる環境	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 未婚率の減少 ◦ 子育てしやすいと感じる保護者の増加 ◦ 生活保護人員比率の減少 ◦ 若年者の失業率の減少 ◦ 仕事にやりがいを感じている市民の増加 <p style="text-align: right;">など</p>
高齢者	健康で生きがいを持ち、かつ個々が会得した「知識」「技術」「経験」を家族・地域・社会に還元できるなど、自らの存在意義を発揮できる環境	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域との関係に満足している割合の増加 ◦ 1人当たりの医療費の減少 ◦ 寝たきり、認知症高齢者の減少 ◦ 生きがいを持つ高齢者の増加 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 効率的な行財政運営の推進

社会動向や市民ニーズの的確な把握、マーケティング視点による定量的なニーズ調査や効果検証に基づき、戦略的な都市経営を推進します。

①行政サービスの充実

1) 窓口サービスの充実

市民窓口のワンストップ化や、時間外における証明交付など、市民のニーズに対応したサービスの向上を図ります。

2) 民間活力の積極的な導入

行政が担うべき役割や業務内容等を見極めたいうで、様々な行政サービスにおいて積極的に民間活力の導入を進め、民間企業の持つ発想や経営手法等を行政運営に活かします。

②安定的な行財政基盤の確立

1) 事業の「選択と集中」による予算運用

今後、財政規模が一層縮小する可能性もあることから、長期財政計画並びに実施計画に基づき、計画的な財政運営を図っていきます。

実施計画の策定、予算の編成に当たっては、事業の緊要性はもとより、将来的な本市への経済効果等も踏まえながら優先順位付けを行い、事業の「選択と集中」を図ります。また、例年の継続事業についても、その必要性や経済性等についてゼロベースからの見直しを行い、無駄の排除を徹底します。

2) 公共施設適正化（ファシリティマネジメント）の推進

本市は、合併により旧3町毎に整備された目的の重複する公共施設を数多く有し、市民一人当たりが有する公共施設面積は、全国の同規模自治体の中で最大となっています。公共施設の多くは、高度成長期からバブル期にかけて建築されており、今後、同時期に更新を迎えることとなりますが、これらの施設の更新や改修には多大な費用が見込まれます。

このため、利用頻度や必要性等を検証し、公共施設の総量縮減に取り組むとともに、必要な施設については長寿命化を図るなど計画的な改修・更新を行い、年度間の経費の平準化を図っていきます。

3) 適正な受益者負担に基づく公平性の確保

施設利用や公共サービス等で、特定の受益者の利用に係るものについては、公平性の確保の観点から受益者負担の見直しを行います。

③組織・職員管理体制の充実

1) 適切な定員管理

事業の見直しや施設の適正化などを進めることにより職員定員の最適化を図り、最小の職員数で最大の効果を上げることができる簡素で効率的な組織をつくります。

2) 職員の育成と資質の向上

多様化する行政課題や市民ニーズに対応できる、広い視野・柔軟な姿勢・市民感覚を持った職員の育成に努めます。また、適切な職員研修の実施や、職員のモチベーションを高めるための人事考課制度について取組を継続します。

3) 重点プロジェクトを推進・管理するための体制整備

重点プロジェクトの積極的な推進、適正な管理を図るためには、組織の効率化と意思決定の迅速化が必要になってきます。トップ直轄の庁内横断的な体制を整備し、プロジェクトの効果的・効率的な推進を図ります。

④計画の進行管理

各施策の推進に当たっては、「計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) → 計画 (Plan)」のサイクルに基づき、次のような行政評価のしくみを活用しながら継続的な事業の見直し・改善に努めます。

1) 施策評価

7分野における40施策の評価を年度ごとに実施し、翌年度の施策の方向性を定めることで、総合計画の進捗管理を行うとともに、市民への公表を通じ透明性の向上に努めます。

2) 事務事業評価

7分野40施策に連なる各種事務事業の取組を「妥当性」「有効性」「効率性」等の視点から評価し、翌年度の事業の改善につなげるとともに、市民への公表を通じ透明性の向上に努めます。

3) 市民評価（外部評価）

市民や有識者など外部の客観的な視点から各種事務事業を評価（外部評価）し、行政職員が行う事務事業評価（内部評価）と比較検証することで、市民感覚・ニーズとの認識の隔たり等を把握し、市民目線に立った事業へと改善を図ります。

田原市総合計画（原案）

発行 平成 24 年 10 月

発行者 田原市 / 編集 政策推進部政策推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30-1

T E L : 0531-23-3507

F A X : 0531-23-0669